

平成29年第10回（12月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
<a href="#">1</a>	6	中谷 道文	1. 武居町政の思いを問う	2
<a href="#">2</a>	8	成瀬恵津子	1. 新町政の政策について 2. ほたる祭り歩行者天国での喫煙防止策について 3. リハビリ専用温泉プールについて	16
<a href="#">3</a>	13	堀内 武男	1. 産業の振興と活力ある町づくり施策について 2. 道路環境整備について 3. 国民健康保険事業運営について	29
<a href="#">4</a>	12	垣内 彰	1. 辰野町立小・中学校のあり方検討委員会提言の扱いについて 2. 辰野高校の存続について 3. 持続可能な景観を目指して	46
<a href="#">5</a>	4	山寺はる美	1. 新町長に最優先に取り組んでもらいたい課題について 2. 町内学童クラブについて 3. 荒神山公園の桜の管理について	64
<a href="#">6</a>	3	熊谷 久司	1. 町内道路網計画について 2. 所有者不明土地について	76
<a href="#">7</a>	2	向山 光	1. 武居町政の基本的な方向について 2. 湖周行政事務組合の最終処分場計画について 3. 町職員に関する処遇について 4. 辰野病院の経営改革と町内の医療体制の確保について	91

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
<a href="#">8</a>	9	瀬戸 純	1. 就学援助制度の拡充について 2. 福祉医療の拡充について 3. 障がい者及び高齢者の福祉サービスの充実について	111
<a href="#">9</a>	7	宇治 徳庚	1. シダレグリ自生地保存計画と今後の展開について 2. 小野宿の現状と今後の取り組みについて	127
<a href="#">10</a>	1	小澤 睦美	1. 辰野町立小・中学校のあり方に関する提言書について 2. 地域資源活用観光モデルコース開発事業について 3. 道路問題について	141
<a href="#">11</a>	10	宮下 敏夫	1. 武居新町政に問う 2. ほたるのまちづくり推進について 3. 町職員採用について	155
<a href="#">12</a>	11	根橋 俊夫	1. 産業振興政策について 2. 選挙制度の見直しについて 3. 学童クラブの施設整備について	170

平成29年第10回辰野町議会定例会会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂  
2. 開催日時 平成29年12月11日 午前10時  
3. 議員総数 14名  
4. 出席議員数 14名

1番	小澤睦美	2番	向山光
3番	熊谷久司	4番	山寺はる美
5番	篠平良平	6番	中谷道文
7番	宇治徳庚	8番	成瀬恵津子
9番	瀬戸純	10番	宮下敏夫
11番	根橋俊夫	12番	垣内彰
13番	堀内武男	14番	岩田清

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	一ノ瀬元広
まちづくり政策課長	加藤恒男	住民税務課長	伊藤公一
保健福祉課長	小澤靖一	産業振興課長	一ノ瀬敏樹
建設水道課長	西原功	会計管理者	小野耕一
こども課長	武井庄治	生涯学習課長	原照代
辰野病院事務長	今福孝枝	社会福祉協議会事務局長	赤羽昇

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤羽裕治
議会事務局庶務係長	田中香織

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第11番	根橋俊夫
議席 第12番	垣内彰

## 8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さま方には寒さ厳しい時節柄、早朝より大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第10回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。5日、正午までに通告がありました一般質問通告者12人全員に対して質問を許可いたします。質問答弁を含めて、一人50分以内とし進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席6番	中谷道文	議員
質問順位	2番	議席8番	成瀬恵津子	議員
質問順位	3番	議席13番	堀内武男	議員
質問順位	4番	議席12番	垣内彰	議員
質問順位	5番	議席4番	山寺はる美	議員
質問順位	6番	議席3番	熊谷久司	議員
質問順位	7番	議席2番	向山光	議員
質問順位	8番	議席9番	瀬戸純	議員
質問順位	9番	議席7番	宇治徳庚	議員
質問順位	10番	議席1番	小澤睦美	議員
質問順位	11番	議席10番	宮下敏夫	議員
質問順位	12番	議席11番	根橋俊夫	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席6番、中谷道文議員。

**【質問順位1番 議席6番 中谷道文 議員】**

○中谷（6番）

質問順位1番、中谷道文であります。私は今12月定例議会一般質問では、武居町長の初議会の一発質問、トップバッターということで大変緊張をしております。野球で言えば、トップバッターというのは出塁率が一番高いという方が出るということになっておりますので、どうも回数はしておりますけれども、大変内容のある質問ができるか心配をしているところでございますが、よろしく申し上げます。さて私は今回、いくつもの質問をさせていただきますが、武居町長におかれましては副町長を経験され、また以前は商工会の経営指導員ということで長年勤められ、長年の経験を活かし、産業振興を旗印に辰野町の再生をかけた町政の展開を実施していただけるものと確信をしておるものであります。そこで私は今回、「武居町長の思いを問う」と大きなテーマで3点ほど質問をしていきたいと思っております。まず1点目でありまして武居町長の目指す辰野町のビジョンや思いについてお伺いをしたいと思います。辰野町の第五次総合計画、平成28年から32年の5カ年については町の将来像として「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町」と将来像を謳っております。また、副題としてこの将来像に近づけるために、副題としてテーマを設けております。「住み続けたい町」「帰りたい町」「住んでみたい町」とまちづくりの方向が記されております。聞くところによりますと、これは前加島町長が提案された言葉だそうでございます。武居町長の掲げる辰野町のビジョン、基本理念、行動指針、行動計画等について武居町長の出発にあたり、基本となる考え方を要約してお伺いしたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○町 長

改めまして、皆さん、おはようございます。町長就任初めての一般質問であります。ただ今、中谷議員さんも緊張しておると言われましたが、中谷議員以上に私も緊張しております。できるだけ分かりやすい表現で丁寧な答弁に努めてまいりたいと思っております。また、本日傍聴にお越しの皆さん、日ごろから町政に関心を

持っていただきまして本当にありがとうございます。これからも町政に対しましてご理解ご協力を、よろしくお願い申し上げます。それでは中谷議員のご質問にお答えいたします。これからお話するのは実は町長選でも私がまず、極力お話してきた内容でございます。何度も聞いたってという方に関しては「またか」って言われるかもしれませんが、まだ聞いてない方もいらっしゃると思いますので、ちょっと改めてここで申し上げておきたいと思います。私自身は商工会時代、また副町長時代をとおしてですね、まちづくりに対して今まで生きてきた中で書物であったり人であったりする中で、こういったことが一番大事ではないかなということで、実は3つの言葉として非常に大事にしてきた言葉がございます。1つはですね、これは孔子の論語の一説になりますが、「近き者説（よろこ）び、遠き者来る」という言葉であります。「近き者説び、遠き者来る」この意味はこの地域に住んでいる人たちが喜び幸せであるならば、その評判を聞いて遠くに住んでいる人々も行ってみたい、あるいは住んでみたい、そういう気持ちになるということで自然と人が集まって来る。そういったことを表した言葉でございます。移住定住政策もこういったことを基本に私は考えていきたいと思っております。2つ目の言葉ですが、これは江戸時代の俳人、松尾芭蕉さんが晩年のころに辿り着いた境地だと言われておりますが「不易流行」という言葉でございます。「不易」とは時代が変わっても変わらないこと。また「流行」という言葉は時代とともに変わっていくことを表現しております。私自身はこの言葉をちょっと転じてですね、時代が変わっても変えてはいけないことがあるんだと。その一方で時代とともに変えていかなければならないこともあるんだ。そのような言葉として私は理解しまして、問題はその見極めが大事であるということを中心に刻んでおります。3つ目の言葉であります、これは実は今から30年前になりますけども、作家、エッセイスト、当時は「レモンちゃん」と呼ばれた「落合恵子」さんが実はこの辰野町に講演に来られてですね、町民会館で講演した時のお話、それが縁で落合さんの書物もできるだけ読むようになったんですが、その中でですね、これもちょっと私自身非常に含蓄のある言葉だなあという1つに

ですね、これから言う言葉がありました。「『子どもが生まれてきてよかったと思い、高齢者が長生きしてよかった』と言える社会。この2つの世代が守られれば全ての人を守られる」という言葉でした。もう1度言いますけど、「『子どもが生まれてきてよかったと思い、お年寄り、高齢者が長生きしてよかった』と言える社会」つまり社会的に弱いとされている世代である子ども、ここには若者も含めていかかもしれませんが、それとお年寄り、高齢者の皆さんに寄り添い、やさしい対応が必要であると、そのような気持ちになった言葉でございます。以上、こういった3つの言葉が実は私の心の根底にありますので、現実的には加島町長を引き継いでやっていきますけども、徐々に私の思いなりも政策として出てくならば、この言葉がある程度判断基準になっていると理解していただければと幸いに存じます。そんな中でですね、中谷議員さんのお話の中で辰野町のビジョンであるとか、思いについてもこれからほかの議員の皆さんからもご質問はいただいておりますので、またそのつどお話してまいりたいと思っておりますが、まず基本理念としては辰野の町民の幸せのためにという理念を掲げました。公約では辰野の未来をつくるという行動宣言の下に動いていきたいと思っておりますし、1つとして産業振興、人口減少対策、2つ目として、暮らし、福祉、子育て支援の充実。3つ目として若者、お年寄りに魅力あるまちづくり。4点目に道路、環境整備、事前防災対策の推進。以上、4つの重点施策として掲げました。先ほどお話もありましたが町の基本構想では4つの重点プロジェクトが掲げられております。1つには人口減少対策プロジェクト。2つ目には地域医療・福祉・介護対策プロジェクト。3つ目には道路対策プロジェクト。4つ目には協働・住民力・地域力活用プロジェクトが挙げられておりますが、基本的には目指す理念であるとか方向性は同じであると理解しております。町のこういった基本構想と一緒にですね、連動する形でこれから未来づくりに向かっていきたいと思っておりますが、具体的にはこういった形というのはちょっとこれから本当に皆さんとつくりあげていきたい部分でございます。ただ、イメージとしてもっておるのはですね、子どもからお年寄りまで誰もが生き生きと暮らせて、皆さ

んに居場所があって活躍できる場所があって、それでいて社会からも必要とされるそんなような社会の実現に向けていきたいと考えております。ここに住む皆さんの生きがいつくりのために努力していきたいと考えております。以上でございます。

○中谷（6番）

ただ今、町長の説明をお伺いしましておおむね、今後の取り組みやら実践策について理解をいたしました。その中で変わるべきものは変えていきたいと、また、プロジェクトを充実して前向きな検討を進めていきたいと、こういう力強い答弁をいただきありがとうございました。おおむね、取り組みにつきまして理解をいたしました。既に職員チームとともに企業訪問などを実施され、課題掌握や支援策の検討を進めているとお聞きし、感銘しているところでございます。頑張っていただきたいと思えます。続いて次の質問に移りたいと思えます。2番目の質問事項は町長の公約に掲げてあります4つの課題と取り組み強化についてお尋ねをしたいと思えます。特に取り組みや手法についてお伺いしたいと思えます。選挙公約に掲げた公約の内容は次のとおりだと思えます。1つは「産業振興や人口減少対策」で、雇用の確保、創出。また地元企業の雇用を守り、企業誘致を進める。移住定住促進し、新たな人の流れをつくると謳っています。また2番目は「くらし、福祉、子育て支援の充実」で不安、不満、不便の解消。また、安心して子育てができお年寄りが暮らしやすい辰野町を目指すとしています。また3つ目は「若者やお年寄りに魅力のあるまちづくりを目指す」として、特に荒神山公園の再生事業。また町民が憩える、楽しめる快適な空間づくりを進めるとしています。4つ目として「道路環境整備、事前防災対策の推進」としております。幹線道路や生活道路の整備と全戸に非常持出袋の常設や助成対策も検討していただけると。このような大きなプランが掲げられております。今回、選挙公約を拝見し、私は長年一般質問で取り上げて、提案やら要望してまいった事項が多数盛り込まれておりまして、思わず胸がワクワクする思いがいっぱいでした。また、本定例会初日の挨拶では選挙公約に掲げた4大プランについては4年以内に着実に実施したいとしています。たいへん心強く思ってい

るしだいであります。そこで、質問に入りますが本来なら4つの政策テーマと対応、手法について全て町長のお考えをお尋ねしたいと思っておりましたが、時間的制約と後段、多くの議員から関連した質問が出されておりますので、私は各項目1つずつ、特に気になる所や心配なことについてお尋ねをしたいと思っておりますので、要約してよろしく申し上げます。それでは質問に入ります。まず、1点目は産業振興対策では企業誘致のために重要な用地確保についてどのようなお考えをお持ちであるかお尋ねします。昔は土地開発公社が取得した土地を利用していくというような形で用地確保してきたわけでありまして、現状、土地開発公社も解散を目途に作業を進めているというお話でありますので、それもできないと思えますし、また既に十分用地は確保されていると思われているのか。また新たな確保計画が立てられておるのか。また今後、話題となると思えますが農振地帯の解除等による用地確保対策については考えられないか。国の経済特区とか国の政策で何とか農振地域の解除等についても今後考えてほしいと思えますが、そんなようなことの可能性についてお尋ねをします。特に、用地確保の状況はどのようになっているか、今後どんな考えか、そのへんをお聞きしたいと思えます。

○町長

はい。企業誘致の関係で用地確保の観点でございます。あのまずですね、現在企業を誘致できる土地として把握できておるのがですね、辰野町土地開発公社が保有しておる新町工業団地、まず、これ大きなものが1つ。それ以外の用地はですね地権者の同意が得られている、または交渉中の物件であります。今後活用が可能な用地として北沢東地区、あるいは宮木南町の工業専用地域などがございます。進出希望事業所の意向を確認しながら最適で必要に応じた用地を確保することを基本としておりますので、常に情報を収集して迅速な対応が図られるよう準備してまいりたいと思っております。以上です。

○中谷（6番）

私はこの町長の町政の大きな柱になっております産業振興については用地確保っ

ていうのが大きな課題ではないかと、こんなように思っています。既に辰野町の主力とする企業の流出がありますし、今後についてもそういうことが当然考えられますので、何とか用地については全力を挙げて対応できるような整理をしていただいでぜひ、企業の流出等を防ぎ、また新たな企業を誘致するように頑張ってくださいたいな、こんなことを申し添えて1番目の用地対策についての質問を終わります。

2つ目の質問に移りますが、2つ目として「くらし・福祉」対策では辰野病院の経営対策や経営形態の見直し等の検討の早期検討が必要かと思っております。町長のお考えはどんなようかお尋ねしたいと思っておりますが、町が病院を持つことは理想であり、町の誇りでもあります。ただし、医療を取り巻く環境は非常に厳しく、医師確保、高度医療への対応、人口減少の進行がますます進む中で経営健全化や経営形態のあり方の検討は至急取り組むべき事項ではないかと私は考えております。町長はどのようにお考えか、病院問題について早期検討を強力に進めてほしいと思っておりますが、町長の心積もりはどのようなものかお尋ねをいたしたいと思っております。お願いします。

○町 長

はい、お答えします。実は過日です。ね病院院長先生とです。ね、今後のあり方について短時間ではございましたが懇談を行ったところであります。その中ではです。ね、今後定期的に病院幹部の皆さんと町側でも、ある程度の人間と今後の進め方について懇談を定期的にもっていききたいということで、了解が得られたところでございます。その一方、現在病院も経営改善に向けてです。ね4つのプロジェクトチームと言いますか、改革プランに沿った形でチームも、各チーム10名ぐらいの編成で動いているという報告も受けたところでございます。1つが増収対策プロジェクトチーム。2つ目が経費節減プロジェクトチーム。3つ目が接遇対策プロジェクトチーム。4つ目が地域連携プロジェクトチーム。本当にこれからの病院を何とかしていきたいという思いのある職員がです。ね、チームを組んで経営改善に向けての動きがまあ既に始まってございます。そういった動きもこちらとしても把握しながらです。ね、病

院幹部の皆さんともこれから今後のあり方について話をしていきたいなあと思っておるところでございます。でもう1つ大きなテーマとしては経営形態のあり方についても当然研究しなければいけない項目でございますが、この問題についてはですね、現在の医師であるとかスタッフの皆さんのちょっとモチベーションにも係わることにもなってきますので、ある程度慎重な対応も必要かと考えております。ただ現状職員の皆さんもそこらへんも十分認識しておりますので、3年先、5年先、あるいは10年先、辰野病院が残るためにどういった形が良いのかということで、ここらへんも踏み込んだ形で研究してまいりたいと考えております。以上です。

○中谷（6番）

既に、町長のお話だと既にそれぞれの取り組みを進めて検討に入っているということですので、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、私は病院は必要であり、あることについては賛成であります。ただしかし、これが町財政に影響するような多額の赤字等が発生する場合について、また解決策がないということになれば、この問題については早期に方向付けすることが、やはり武居町政の課せられた大きな課題ではないかと一つ受けとめておりますので、ぜひ前向きな推進、検討をお願ひしたいと思ひます。

続きまして3つ目の質問をさせていただきたいと思ひます。「若者や年寄りに魅力のあるまちづくり対策」として掲げておられまして、荒神山公園の充実策としてウォーターパーク管理棟以外の再生事業等、取り組みの考えやら、今、公園内の道路の整備と公園に至るアクセス道路を整備した方がいいんじゃないか、というような強い要望が各所から聞かれております。なかなかウォーターパークの再生事業取り組んだばかりで大きな課題をまた、っていうのは大変、私も恐縮に思ひますが、町民の多くの方がそんなようなことを要望してますので町長の考えている荒神山の充実という中で一つお考えをいただいて、早期に対応していただくような方向付けをお願ひしたいとこんなように考えておるところでありますが、町長の考えや思いについてお尋ねします。

○町 長

はい。お答えします。荒神山につきましては、荒神山スポーツ公園ということで非常に昔から町民の皆さんにも慕われてきた一帯であります。また、ウォーターパークもですね一時非常に繁栄しまして町内外から大勢のお客様が集まってきた施設でもございました。そういった時代から現在は、部分的にはございますが老朽化した施設も取り壊しも行ったり、あるいはため池周辺のゴムチップ舗装も完成したり、また、大型遊具の設置も完了したわけでございますが、ここ3、4年の間にある程度の投資をしてですね、またリニューアルと言いますか、若い人はリボンとも使っておりますけれども、新しい形でのまた荒神山スポーツ公園としての歩みがされているところであると思っております。そんな中でですね、人が集まって来るためには、やはり道路の整備も当然必要でございますし、ちょっとこの場でこう言うのも何ですが、実は過去こんなことがございました。ちょっと私は消防団長時代の話でございますが、「消防団の県大会を荒神山スポーツ公園でできないか」というような話が来たこともございます。ただ、個人的には2,000名、3,000名集まる大きな大会ですので、経済効果もある程度見込めるという思いの中で、手を挙げようとしたんですが、大型バスがもう何十台と入って来ます。そのためにその道路環境がちょっとそこまで追いついていないという、ちょっと判定がされましてですね、実はこちらの方から手を下ろしたという経緯もございます。まあ、これから人を多く集めるためにはそういった大型バスも入って来れるような道路整備も当然必要になってこようかと思えますし、当然、町民の皆さんがですね、すぐ通えるっていう部分で、道路整備は本当に真剣に考えていかなければならないかなと感じているところでございます。以上です。

○中谷（6番）

荒神山につきまして、ウォーターパークの再生事業を導入いたしまして大変、私地元としても喜んでいるしだいでありまして。そこへ追い討ちをかけるような、めためた要望を出して、まことに恐縮で思いますが何か町の道路整備等、今後進める中

で荒神山へのアクセスの改良等も十分頭の中に置いて、構築していただくように申し添えて質問を終わります。

4つ目の「道路・環境整備・事前防災対策」について質問をいたします。道路については町が主体となり整備促進に向け、町が主体的に働きかけるとし、前向きな取り組みが伺え、大変私は心強く感じているものであります。私は道路整備の遅れは辰野町のウィークポイントではないかと思っております。特に泣き所ではないかと感じるしだいであります。町の発展の遅れの大きな要因にこの道路問題があるのではないかと、こんなように考えております。今回、町長は町が主体的に道路、補修整備、設置についての前向きな方向で取り組みたいという大きな提案をいただいておりますので、具体的な働きかけの方法だとか、どんなようなことでこの事業を道路を非常に重要な施策でありますので、私もそういうものだと思っておりますが、本当に町が前向きに検討していただけるということで、強く感銘を受けております。ぜひ、取り組みの姿勢、あるいはこんなようなことを進めていきたいというようなことがありましたら、お尋ねしたいと思えます。

○町 長

道路問題についてはですね、町民の皆さんも非常に何とかせにゃいかんという認識でおると思えますし、町外の皆さんからもいろいろ辰野に来ると急に狭まってしまふという、いろいろとそういったご意見もいただいております。狭隘な地形の中で、非常に幹線道路の整備していかなければならないという問題と、町民要望の強いのはやはり生活道路の改善ですね。これは加島町長時代も、まずそちらの方をまず優先すべきではないかということで進めてきたわけでございます。現実的に財源等の問題もございしますので、私もまず皆さんが生活する道路、この改良改善にまず努めていくべきだと考えております。ただその一方でですね、幹線、国道はじめ幹線道路については本当に多くの期成同盟会の皆さん、あるいは地権者の皆さんのご理解ご協力のもとで毎年毎年、陳情にあがったりしておるところでございますので、こちらの方も決して手を抜かず一所懸命、上の方に当たっていき

たいなと考えております。以上です。

○中谷（6番）

私、ただ今町長の気持ち、心意気を受け止めて大変嬉しく思っているところでございます。ぜひ、そういうことで武居町長は道路政策で頑張ったと、こんな成果が出ますように、ぜひご期待申し上げ、私も協力を惜しまないものであります。どうか前向きな取り組みをお願いいたします。そこで町長の説明を受け、一定の考え方理解しましたので、次に進めてまいりたいと思います。事前に通告してあります3番目の少子化進行と学校、保育園の対応。また4つ目の質問事項の30年度予算編成に向けては、この2つの質問につきましては後段、多くの方が質問事項として出されておりますので、私の方からは省略させて5番目の質問の方に移らせていただきたいと思います。続いて5番目の質問事項に移ります。今後、厳しさが予想される町の財政問題と対応について、町長や課長の考え方、思いについて質問をいたしたいと思います。今後の予算編成については、収入面では人口減少による増収が見込めない。また景気回復基調といえども企業からの税収も多くを期待できないことや、また国の交付金も1,000兆円近い借金経営に鑑みプライマリーバランスの黒字化が話題化しており、交付率の引き下げ等の噂もあります。収入面では一段と厳しさが増すものと予測されてなりません。また一方、支出については町長指摘のとおり社会保障関係経費の増や公共施設の改修維持、補修費の増大が見込まれます。引き続き厳しい財政状況と運営を余儀なくされるものと感じてなりません。そこで、前段の町長公約で掲げた項目実現に向けた、財政面での対応と裏づけが大変重要かと感じてなりません。そこで、町長並びに担当課長の財政的対応策について考えや具体的な手法についてお尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○町長

はい。ただ今のご質問にお答えします。厳しい状況の中でも町はこれまで健全な財政運営を堅持してきたところでございます。加島前町長もですね、そこらへんは十分経験豊富な中でしっかりと私どもにも指示を与えて財政面的な、決して明るい

未来が待っているというわけではございませんが、そういった兆しは見え始めているという段階であるかと私は認識しております。ただ、今後将来予想される急激な人口減少を見据えてですね、やはりどうしても財政規模は縮小していかなければならないと考えております。老朽化する公共施設の改修、あるいは維持補修費の増大もありますし、高齢化に伴います医療、介護等の社会保障関係の経費の増加が、先ほど議員おっしゃったとおり予想されているところであります。ただ、人口減少社会の中でもですね、安定して行政サービスを提供し、子育てや高齢化福祉、産業振興と人口対策、道路、防災など町民の皆さんが求めるさまざまな行政需要に対しまして、その役割をしっかりと果たしていかなければならないと自覚しているところであります。このためには職員にですね、町を取り巻く厳しい状況を認識させまして限られた財源の中でより効果的な施策の推進が計れるようチームワークとネットワークで創意工夫を求めているところであります。各事業についても効果検証と統廃合を含めた見直しであるとか、改善を図りまして、行財政改革の推進事業の集中と選択を進めてまいりたいと考えています。以下、細かな部分については担当課長よりご説明申し上げます。

#### ○まちづくり政策課長

では私の方から現在の町の財政状況について平成28年度普通会計決算、辰野町では一般会計等、告知システムの特別会計を合わせたものを言いますけれども、この財政指数等によりまずご報告を差し上げます。まず、自主財源と依存財源の割合であります。町税や分担金、負担金、使用料等が自主財源と呼ばれるものでございますが、これの歳入全体に占める割合は44.4%であります。地方交付税やら国、県からの支出金などの依存財源が過半55.6%を占めている状況にあります。続きまして財政力指数であります。こちらにつきましては1に近い、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされております。平成28年度におきましては0.46と前年度に比べ0.01%下がっております。県内の77市町村の平均では0.39ということでございますが、軽井沢町あたりでいきますと1.52という非常に良い状況の市町村もござ

います。続きまして経常収支比率であります。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、かつ政策的に使えるお金が多くあることを示しておりまして70%程度が理想とされておりますけれども、辰野町につきましては82.0%で前年度よりも1.8%上昇。積極的に投資ができるような余裕のある状態ではないと言えます。こちらにつきましても県内の市町村平均では85.9ということですが、先ほどの例に出しました軽井沢町さんあたりですと62.8ということで、かなり余裕のある市町村も実際にはございます。それから町の借金にあたります町債の残高につきましては、74億5,900万円でございます。また、積立金、町の預金でありますけれどもこちらにつきましては30億8,300万円といった状況になっております。その中で財政調整基金というのがございます。年度間の財源の不均衡を調整するための基金でございますが、こちらについては19億7,500万円でございます。適正額とされます標準財政規模の10%以上の状況であります。積み立てが困難な年度もございまして非常に厳しい状況にはあります。それから健全化に関する指標につきましては9月議会で監査委員よりご報告があったとおりでありまして、全て健全の範囲内ではありますけれども、決して余裕のある状況ではございません。対策としましては歳出面では国の経済対策等に注視をしまして、その制度を有効活用するとともに、ふるさと辰野寄付金につきましては返礼品のアイデアの捻出とともに、寄付金の使い道をプロジェクト事業化し、その事業に共感した方から寄付金を募る仕組みの活用検討を行うなど、新たな財源確保にも努めてまいりたいと思います。歳出面では公共施設等総合管理計画に基づく施設総量の縮減を計り、経常経費の抑制を図る中で公約の実現を、町長の公約の実現に向けた後年の新たな行政課題への対応に必要な財源確保に努めてまいりたいと思います。それぞれの事業の具体的な実施検討にあたりましては、国県等の補助金の利活用などの財源も検討しながら、やはり各年の財政状況がございまして、実施計画に基づき計画的に執行すべきものであると考えております。以上であります。

○中谷（6番）

ただ今、町長、課長から基本的な進め方なり考えをお聞かせをいただきまして、一定の理解はしております。昔から「釈迦に説法」と言われますが本当に私の考えは蛇足でありますけれども、あえて申し上げ、参考にさせていただければなど、こんなに思いまして5点ほど考えてまいりましたのでちょっと頭の隅に置いていただいて、町政を運営していただきたいなどこんなに思います。まず1点でありますけれども町民は多くの要望を持っておりまして、その要望事項は無限に近くあるのが現実の状況でございます。限られた財政をいかに有効に活かすか。どれを最優先として明確に掲げて一つひとつ着実に実施していただくことが一つの方策ではないかと、こんなに考えております。加藤課長の話の中にもありましたけれども、私はそんなことが重要ではないかと、この膨大な町長の掲げられた町政の基本政策が本当に多いに歓迎をするところでありましてけれども、町民は武居町長になれば何かやってくれるんじゃないかと、そういう強い願望がありますので一つずつで結構ですので、着実に実施することを要望しておきたいと思っております。2つ目の要望でございますが、町の発展につながる有利な補助事業は積極的に導入するという事でウォーターパークの再生事業等については大変なお力添えをいただいて実現できたわけですが、ほかに道路についても、また大きな施設をするにしてもこの補助事業というのは大変重要な施策でありますので、大いに町の持てる人脈をフルに活用して行っていただきたいとこんなに思うわけでございます。たまたまでありますけれども、私の感ずるところではこの辰野の大きな人脈同士のコミュニケーションに足りないところ、あるいは不協和音等が見られてならないと私は思っております。どうか、町長の手腕でこの人脈の皆さんとのコミュニケーションを図っていただいて1つになって辰野町の事業推進につながるような方向付けをぜひ武居町長にお願いをしたいと。これが2つ目の要望でございます。3つ目として、町長の掲げる4大テーマ実現に向けてはお話にもありましたようにプロジェクトチームの編成と大いなる活用を期待をしております。どうか、活発な活動等をお願いして前向きに検討

を進めることを要望します。4つ目として町の予算編成にあたっては、町長の弁のとおり「辰野の未来をつくるため」これを念頭に置いて予算確保を優先させていただきたい。このことが着実に前進させる要だと思います。それぞれ変えなければいけないというような町長の発言にありましたけれども、良い所は残し、変えるべき所は変えてくと、こういう信念をお持ちのようでございますので、ぜひそういった重点施策を実現できるような予算編成をお願いしたいと考えております。それから5つ目として他の市町村に負けない強い辰野町の実現を大いに期待をしたいと思っております。町長の方針にもありますように、「どこにも負けない強い辰野町の役場組織を構築する」とこう言明をされております。全職員の一致団結で本当に辰野町は頑張ってきた、頑張ってる、こういう姿をぜひ期待を申し上げて私の一般質問を終わりにしたいと思っております。今後のご健闘を祈ります。最後となりましたが町長さんには健康に十分留意され、ますますのご活躍を期待します。また、武居新町長の船出に対し深甚なる敬意と我々ご協力をお誓い申し上げ、私の一般質問としたいと思っております。少々時間を余しておりますが、多くの皆さんから町長に提案したいことがありますので、少々時間は節約しますが、後に譲りたいと思っております。大変ご協力ありがとうございました。

○議 長

進行いたします。質問順位2番、議席8番、成瀬恵津子議員。

**【質問順位2番 議席8番 成瀬 恵津子 議員】**

○成瀬（8番）

それでは通告に従いまして3項目について質問いたします。はじめに新町政の政策について質問させていただきます。武居新町長の下、新たな町政がスタートして約1ヶ月が経ちました。新町長誕生に町民は武居町長が言われております「辰野の未来をつくる」に大きな期待を寄せているのではないのでしょうか。これからの4年間町民の中に飛び込み、町民一人ひとりの生の声を聞き、受け止め、悩み、要望等しっかり耳を向ける姿勢をとっていただき、今、辰野町にとって、また町民にとっ

て何が一番大事か、何が必要か、最優先課題は何かをしっかりと見極めていただき、公約に掲げたことは必ず守ると心に決め、実行力のある町長であることを私どもは大きく期待しております。今回の一般質問は武居町長にとりましては町長という立場で初めての答弁になります。4年間の町長としての決意、中身の濃い答弁になりますことを期待いたしまして何点か質問させていただきます。はじめに武居町長は「辰野の未来をつくる。一緒に未来をつくりたい」と言われております。それでは町長の考えております辰野町の未来とはいったいどういう未来なのか、何年後を見据えての未来を考えているのか、具体的に説明をお聞きいたします。

○町 長

それでは成瀬議員のご質問にお答えいたします。自分は商工会職員の出身でございまして、得意分野と言っては何ですが産業振興、まずここらへんから始めていきたいと考えております。その中でですね、先ほど中谷議員の方からも1点話がありましたけれども、人口減少対策であるとか、産業振興対策という部分でですね、1つ自分が思っている考えと言いますか、思いがございまして、現在、例えば人口減少、これは東京一極集中だっというふうに捉えがちなんです、実は東京はそれほど地方の存在を脅かすほど若者を集めていないという統計ですね、こういった部分は目にするところでございます。何が脅威かって言えば、ただ各都道府県の中核都市、やはり若い人は都会には憧れる、その気持ちも否定はしませんけれども、現実的に東京へ行く者いれば地方の中核都市に向かう人もいます。現実的には地方の中核都市へ行く若者が多いと。そういった部分で長野県で言えば、むしろ辰野町で言えば松本であったり諏訪、茅野であったり、あるいは伊那、駒ヶ根であったりというような部分かなと思っております。競争相手は実はそういった所であるかなという部分でやはり辰野町が今後しっかりと自立していくためには、やはり産業振興面で相当やっぱり鍛えていかなければいけないという思いがまずあります。で、もっと言うとはですね、これは全国的な傾向で人が減っていくのはいたしかないって言えば、それまでなんです、実はもっと言うともそこで食える産業はないってこと

で、もっと認識すべきかなと思っております。地域が自分たちの産業をしっかり育ててそれを成長につなげていく方が実は地域が生き残る近道ではあると考えております。ですので、いろいろ世の中は人口減少、人口減少で煽り立てておりますけれども、私は実はそういった人口減少には決して焦ってはいけません。焦らずやはり地道に地域産業を育てて支援していくこと、これが一番重要ではないかなと考えております。そういった思いの下に今動き始めておりますけれども、これから未来、じゃあ何年後の未来を想定しているのかって言われるとですね、実は正直なところ明確に何年後とは言えません。ただ、今言った産業対策、特に実を言うと工業面を強くすることが一番大事になるのではないかと私は考えておりますが、工業がしっかりしてればその地域の基礎基盤がまずできるんですね。そこで働く雇用を確保して、そういう人たちが経済に何らかの影響を及ぼすということになれば、まず工業面を強くする。ただ、工業面を強くするためにどのくらいの年月が必要かっていうと、これもやり方しだいなんですけど最低でも早くても5年はかかるでしょうし、一般的には10年かかっていくかなと思っております。もっと言うとやはりそれだけの工業が生き残れる環境づくり、もっと言うとその製造工場で働く人材づくりも当然必要になってきますので、設備面、あるいは人材面での育成となると今5年、早くても5年と言ったけど5年でも足りないかなと思っております。ただ、その基礎基盤ができれば必然的に商業、サービス業、あるいは観光面、観光業って言うか観光関連業ですね、そういったものもくっついていくようにおそらく繁栄していくであろうという認識で私は実はおります。そういったことをともかくですね、これは成瀬議員さんのご質問にちょっと的確には答えられない回答になってしまうことをちょっとお許しいただきたいんですが、実は私が考える未来っていうのは実はちょっとこういうところにあることをちょっとお話しさせてください。まず大前提としてですね、私たちが住み、生活する場所がまず防犯上、防災上、安全、安心な所でなければならぬという、こういったまず認識があります。不安もない、そういった社会の基礎基盤ですね、まずこれが本当は大前提であります。その上で実を言うと生きてい

くための仕事があることがどうしても必要になってきます。つまりそういう意味で私も雇用の確保、創出という言葉を訴えております。で、また実は仕事があること、また雇用面の充実も去ることながら、未来を託せる子どもたちや青少年の教育環境の充実、あるいはやさしく豊かな心の醸成、こういったものも必要になってまいります。まず、教育面での展開ですね。更に3つ目となりますが、安心して生活することができるためには、やはり先ほどの病院問題もありましたが医療であるとか社会保障の充実も重要課題になってきます。以上、今述べたことをまとめますと、地域が生き残っていくためには良い企業、良い学校、良い病院、この3条件が必要かなと思っております。大きく捉えるか小さな地域に捉えるかは別にしてですね、やはり企業、学校、病院、これらがやはりしっかりとした機能を発揮すれば絶対地域は生き残っておると信じております。まだ、それでも抽象的な言い方になってしまうかもしれませんが、やはり冒頭申し上げましたが、私の頭でイメージするのは子どもたちからお年寄りまでが、やはり誰もが生き生きと暮らせて皆に居場所がある。活躍できる場所がある。それでいて周りからは必要とされる。そんなような社会の実現を目指していきたいと思っております。以上です。

#### ○成瀬（8番）

今、町長の方からたくさんの方の未来について、辰野町をこのようにしていきたいという答弁をいただきました。本当に今の町長の言われたことが実現されればこんなに素晴らしい町はないのではないかと思います。これを実現していくには大変難しいことではありますが、まあ一つひとつ確実に本当に未来を据えた辰野町の実現に向けてしっかりと町長にやっていただきたいと思っております。良い企業、良い病院、良い学校、本当にこれを目指してまた安心、安全な町、皆様が本当に安心安全に生活できる町を目指してしっかりとまた町長も私たちもともに、またしっかりとやっていきたいと思っております。次に質問させていただきます。町長は公約の中で具体的な政策としてたくさんの方の項目を掲げておりますが、先ほども中谷議員の中で答弁していただきましたが、町長が考えている最優先にしたい辰野町の喫緊の課題とは

何か。また更に武居町長は「辰野町に新しい風を」と言われておりますが、この新しい風を巻き起こすということは今までにないことをやっていくという解釈と捉えてよろしいのか。具体的な考えをお聞きいたします。

○町 長

はい。「新しい風」って言いますか、これについては現在、わりとまだクローズアップされていませんが、意外に現在辰野町には若い人たちが関心を持って見られているという動きもございます。信州フューチャーセンターを中心にですね、いろんな事業も展開されておりますし、私が商工会時代どうしても難攻不落であった空き店舗対策もですね、1つ、1つと何かこう埋まっていく様子も活用されていく様子も目にしていますね、やはり私もちょっと及びもつかないような切り口、やり方があるんだなということ今現在も勉強しておるところでございます。それでいて先ほど言ったように、これからのこの町が本当に地道に発展していくためには、本道と言っては何ですが、産業振興面での何て言いますかね、重点を置いた政策、当然進めていかなければならないと思っておりますし、その一方でやはり町民の皆さんが憩える場所、本当に住んで楽しかったり、幸せを感じるような施設、こういったものもハード事業と言っては財源の問題でいろいろありますけれども、それをお金を使わなんでもできるような空間づくりはできるものだと思っておりますので、それについても取り組んでいきたいなと思っております。ただ、本道の路線とは別にですね現在いろいろな課題、難問も来ておるのも現実でございます。喫緊の課題ということでお話がございましたが、私自身就任早々、動き始めましたけれども、やはり湖周事務組合の最終処分場建設問題、これについては本当に性根を据えて取り掛からないと非常に飲み込まれてしまうかなという気がしておりますし、2つ目では先ほど出ましたけれども、辰野病院の経営健全化に向けた取り組み。これも本当に重要課題だと思っております。あと、3点目では小中学校のあり方検討委員会の提言書も示されたところでございますが、具体的な方向性を示さなければいけないような項目も出ております。こちらについても早い時期に方向性を決めなければ

いけないと考えております。あと、4点目はですね、やはり辰野高校の存続の問題。まだ相当これも危機感を持って今から準備をしていかないと県の方針、答申等でも示されておりますが、なくなってしまう、そういった危機、危険もございますので、どうかこちらについても今から準備対策を取っていかねばいけないという認識でおります。以上です。

#### ○成瀬（8番）

今、先ほど答弁いただきましたけど、本当に町民は本当に武居新町長になられまして今までにない、何か辰野町に新しい風を本当に期待していると思います。新しい辰野町本当に皆さんの期待に答えていって、また新しい風を何か町長としてしっかり吹かしていただきたいと思います。次に3番目であります、前加島町長は特色あるまちづくりを目指すとと言われてきました。この特色というのは文字どおり他にはない特別な色を出す、独特なものという捉え方となりますが、当時の副町長といたしまして副町長4年間の中で辰野町は他にはないどのような特色を出してきたと、今の町長としてお思いになりますでしょうか、お聞きいたします。

#### ○町長

行政経験がなくて私、副町長に就任したためにですね、特色ある政策提言は表立ってなかったかもしれません。ただ、地方創生関連事業であるとか、各種イベント事業、また新企画に対してですね、前町長が望んでいた職員のやる気であるとか、自由な発想であるとか、提案をですね引き出す努力は陰ながらしてきたつもりではございます。実際には今日いる、ここにいる各課の課長がですね各課の職員をまとめてですね、やってきたところでありますが、そういった個からやはりチーム型の組織体制でやはり向かっていかなければならないというような思いも強くありましたので、今現在町長になりましたけれどもその思いは継続してやっていきたいなと思っております。で、もう1つこれは商工会の職員時代からやっておりました企業訪問事業でございます。こちらについても当初は私一人でちょっと回っていた時期はありましたが、行くたびに企業の社長さんから本当にすごい、素晴らしいお話

を聞ける機会でありました。これ一人で独占してた、こんなもったいないことはないということで産業振興課であるとか、まちづくり政策あたりとですね、まず話し合いをもちましてキックオフミーティングじゃないですが、ちょっとこれをチームとして動きたいっていうことを諮ったところ、本当に心よく若手職員も出していただけるようになりまして、大体少ない時は3人、あるいは5人、一番多い企業訪問は12、13名で行った時もあります。そういった形でできるだけ多くの職員と回ると。で地域の声を聞く。また他の議員さんからもちょっとご質問ありますので、そこでまた詳しくお話したいと思いますが、そういったチーム型の組織体制に変換していくというのはこの企業訪問という事業で、できるだけ形づくられてきたかなという自負はございます。企業訪問だけでなくですね、これからいろんな課題問題がございまして、こういった課を越えた本当に職員が皆で向かっていかなければならない問題、これはここにいる山田副町長も就任式の日に言いましたが、本当に大きな問題に関してはもう総力戦で臨む、そのぐらいの覚悟で我々は臨んでいきたいなと思っております。以上です。

○成瀬（8番）

分かりました。武居町長は副町長の時にしっかり企業周りをしていただいて、各企業の皆様からの経営者からの生の声をお聞きしたということはしっかり聞いておりますが、企業周り本当に非常に大事なことでありますが、企業周りだけではなくて例えば子育て支援センターとか、ああいう小さいお子様、非常にたくさん来られているようであります。そういう所にもたまには顔出していただきましてお母さん方の生の声、要望、また困っていることなんか聞いてもらうことも非常に大事なことだと思います。お忙しい中ではありますが、私もたまに孫を連れて子育て支援センターへ行くことありますが、その中でもそこに来られているお母さん方、私がこういう立場っていうことは知らないと思うんですけど、何となく集まっている中でいろんな「こうならいいね、こうしてもらいたいね」っていうような声はお聞きします。そういった声もそういった所行ったりして、企業だけじゃなくっていろんな所

行って皆様の声を聞いていただけるような、また町長、町長お忙しいと思いますので副町長でもいいと思います。本当に行政経験豊富な副町長でありますので、そういう形も今後とっていただけたらと思います。また、更に今後、特色あるまちづくりを目指すということは今回の新町長になりましても、しっかりとこれを目指していただけたらと考えております。次、4番目といたしまして町長就任の初年度、来年度の予算編成という大きな仕事があります。地方交付税の概算予想が見込めない厳しい財政状況の中、予算編成の基準となる基本方針、武居新町長色をどのように町政に繁栄させていくのか、町民の納得のいく予算編成をどのように考えているかお聞きいたします。

○町 長

はい。先ほども若干触れましたが、基本計画の4つの重点プロジェクトがございますので、それに加えて私自身はあえて、産業振興対策であるとか、地方創生関連事業の推進、また事前防災対策の推進を目指すということで掲げさせていただきました。これまで実施してきました事業の効果を検証してですね、厳しい財政の中でも将来の人口規模を見据えたまちづくりに向けまして、住民の皆さんに寄り添った辰野の未来をつくる、未来への投資につながる、そんなような予算の編成をしたいということで職員の方には指示を出したところでございます。以上です。

○成瀬（8番）

ぜひ、よろしく願いいたします。町長、副町長ともに行政経験が豊富でありますので、貴重な経験を生かして町民の納得のいく方針を出していただきたいと思います。そして、公約に掲げてあります「町民との約束は必ず果たす」という強い決意と実行力、行動力のある町長を期待いたしまして、この質問を終わり、次の質問に入らせていただきます。

ほたる祭り歩行者天国での喫煙防止策について質問いたします。ほたる祭りは来年70周年を迎えます。毎年町内外から大勢の観光客で賑わう、辰野町の一大イベントであります。来年の第70周年ほたる祭りも天候に恵まれ、ホタルの大発生を期待

し、大勢の観光客を迎えられるよう町が一つとなり大成功を期したいと願います。そのほたる祭りではありますが、以前から歩行者天国でのマナーについての要望の声が出てきております。土曜、日曜日の歩行者天国は屋台へ来た人、ホテルを観に行く人ですごい賑わいになりますが、そんな中でも平気で火のついたタバコを持ち、吸いながら人とすれ違うという光景を目にします。小さい子どもさんや、ベビーカーに乗っている赤ちゃんは手に持っているタバコより下にいるのです。タバコの火が顔等に着いたり、煙を吸うとそれこそ大変な事態になりかねません。「歩行者天国の時だけでも歩きタバコ禁止のルールを作ってほしい」との要望があります。タバコの火で怖い思いをした方々は結構いらっしゃるのではないのでしょうか。実際、私も歩行者天国を歩いていて火のついたタバコを持ちながら歩いている人を見て、危ないと感じたことは多々あります。喫煙者一人ひとりのマナー、モラルの問題ですが、それを守れない人たちがいるということでもあります。せっかくのほたる祭りに来てくださり、楽しい思い出を作ろうとしているのに、それが台無しになりかねません。辰野町のほたる祭りは今や県内外、町内外で多く知られ、来町されております。そういった事態を招かないためにもぜひ、来年70周年のほたる祭りを迎えるにあたりまして歩行者天国での喫煙防止、歩きタバコ禁止を決めるべきと考えますが、町の考えをお聞きいたします。

#### ○産業振興課長

それでは成瀬議員のご質問にお答えをしたいと思います。歩行者天国の際の人ごみの中での喫煙の危険性は議員、ご指摘のとおりだと感じております。さっそく、検討してみましたが歩きタバコによる事故やケガの防止の観点から、次年度からは歩きタバコ禁止のアナウンス。また見かけた場合の注意喚起などの対策をとってまいりたいと考えております。現在のほたる祭り、歩行者天国における喫煙の現状について少し申し上げたいと思います。歴史を重ねたほたる祭りではございますが、週末に実施される歩行者天国区間におきまして、ほたる祭り実行委員会として喫煙所を設けた実績は今までのところございませんが、JR辰野駅のご好意で、通常の

日でも設置されている駅ビル横の喫煙所をお祭り期間中も利用させていただいております。また、ほたる童謡公園内では下辰野側トイレ前に喫煙所を設けて、分煙を図っているところがございます。その中で今後、分煙環境についての課題とそれから講ずることのできそうな対策についてご説明を申し上げたいと思います。まず、課題としましては歩行者天国区間の道路沿いは建物が並び、建物がない駐車場などの土地については、テントや屋台などが立ち並んでいることから、歩行者天国区間沿いに特定の喫煙スペースを設けることは難しい状況にあります。また、歩行者天国区間から外れた場所への喫煙スペースの設置は、人気がなく暗い場所での喫煙となりまして火災の危険性や治安上の問題など近隣住民の皆様へのご迷惑となるため、これも難しいと考えております。そこでこう認識した上で、講ずることができそうな対策としましては人の目があり、屋台などの食べ物屋から一定の距離のある駅前ステージ付近への喫煙所の設置はどうか。また防火管理が必要ではありますが、空き店舗などの活用についてはどうか。また、喫煙者を受け入れ可能な営業店舗への誘導。こういったことも考えられるのではないかと思います。今月、企画会議等、来年に向けてほたる祭りのあり方を検討する会議が控えておりますので、そういった中でもですね、ご指摘の事項、協議をしていまいりたいと思います。以上でございます。

○成瀬（8番）

はい。今課長さんの方から前向きなご答弁をいただきました。こういったことは以前から要望が出ておりますが、なかなか思っても口に出して要望しづらいようであります。来てくださった皆様方が来年もまた辰野町のほたる祭りにぜひ来ようと思っただけのように、また今回ちょうど今議会にも受動喫煙防止に関する請願書が出されております。来年の第70回のほたる祭りに向けて、これから会議が何回も行われていくと思いますが、ぜひ、その中で検討をしていただきたい。また来年度からぜひ、このタバコのことに関しての防止、ルールをきちんと守っていただきたいとお願い申し上げまして、この件の質問は終わります。

次にリハビリ専用温泉プールについて質問させていただきます。これにつきましては9月議会で詳しく質問しておりますが、9月議会終了後、「ぜひ、リハビリ専用温泉プールを造ってほしい」という声が更に増えてきました。また、更に「湯に行くセンターと隣接して造れないものか」という声が上がってきております。リハビリ専用温泉プールへの期待がいっそう高まっておりますので、今回もう一度、これに関しまして質問させていただきます。9月議会にリハビリ温泉プールにつきまして質問させていただきましたが、これ以降、この件について町として検討されたかお聞きいたします。

○保健福祉課長

先の9月議会で議員の質問に対しまして水中運動につきましては膝の負担軽減ですとか、捻挫、転倒の危険を減らすことができる。更にはそこに温泉を使えば温泉の効能も併せて有意義なものであると考えられるということは説明をさせていただきました。一方、温泉のある荒神山に新しい温泉プール施設を造ってリハビリ専用とするには使用頻度等も考えて、今、新しいものまで造って行うほどの効果は期待できないということも説明をさせていただいたところでございます。その後の検討状況でございますけれども、リハビリについては専門スタッフですとか、インストラクター等の指導のもとで行うことがより効果的でありまして、例えば理学療法士などの専門スタッフのいる辰野病院に隣接して施設を造るということも考えられますけれども、これについては温泉を利用することができないということになります。温泉プールという温泉利用ということになれば、町内ではやはり荒神山公園ということになってくると思いますけれども、現時点では財政上也厳しく、新しく造るということは難しいので、例えば議員ご指摘のあったとおりに湯に行くセンターの大規模な改修等が必要になった場合には、その時に合わせて、温泉プールの追加もつてというような検討はしてまいりました。以上です。

○成瀬（8番）

財政的なことを考えると非常に難しいことではありますが、何か補助金、町じゃな

くて国からの補助金をぜひ見つけていただきまして、これほど町民の皆様が、また健康で長生きしていきたくって皆様の強い願いはあります。その中で難しいだけではなく、何か良い方法はないかということをごひ、考えていっていただけたらと思います。また、この町民に非常に親しまれ利用されているこの湯に行くセンターであります、この町民の皆様からこの「湯に行くセンターと隣接して造れないのか」という声があります。このことについてはどう考えるかお聞きいたします。

○まちづくり政策課長

ただ今の成瀬議員の質問にお答えいたします。湯に行くセンターですが平成8年2月に竣工をいたしました。現在、指定管理者制度で運営をしております平成28年度の入浴利用者数は6万9,895人と年々増加してきております。経営面でも黒字決算となっております。議員ご指摘のとおり近隣市町村では日帰り入浴施設に温泉プールが併設されている所もありますので、検討をしたいところではございますが、先ほど保健福祉課長の答弁にもございましたとおり、何といたっても専門スタッフといったソフト面での事業も展開していかなくてはなりません。そういったことを考えますと現在の施設内には空きスペースがなく、対応は難しいものと考えます。また隣接する、したらどうかということなんですけれども、現在の敷地の中でもあまり余地がない状況にあります。ただし、施設自体は老朽化が進んでおりますので、将来大規模改修の際、財源などと併せて研究してまいりたいと思います。荒神山スポーツ公園を利用する競技者やスポーツ愛好家の疲労回復、また機能回復などの面からも大変よい提案をいただいたと思いますけれども、先ほど保健福祉課長と同じ認識でございますが、現在の町の厳しい財政状況を踏まえると当面は実施が難しいことはぜひご理解をいただきたいと思ひます。

○成瀬（8番）

この湯に行くセンターであります、この大規模改修、平成8年に湯に行くセンターはできたところではあります、この大規模改修の考へは何年後ぐらいに、この大規模改修はしていかなければいけないということになりますでしょうか。

○まちづくり政策課長

こちらについては基本的に公共施設については、耐用年数を1つの基準になりますけれども、実際には耐用年数を越えながらも日々の、小規模の改修と言いますかそういったメンテナンスで延命できるものは維持をして継続してくっていう形になります。こちらの湯にいくセンターにつきましては、いわゆる給湯設備の関係について近年では修繕等をしてございますので、現在のところ大きく直さなきゃいけないといった状況にはございません。ですので、この場では何年後という形で名言できるところではございませんけれども、公園内、2つの入浴施設ございますので、それぞれ老朽化が課題であります。公共施設の総合管理計画の中でも今後個別計画といったもので分析をしながら、計画的に修繕をしてまいりたいと思います。現時点では何年後といった予定はございません。

○成瀬（8番）

今、現在では何年後か分からないということではありますが、いずれこれ平成8年にできたところですので、少しずつあちらこちら老朽化が進んできていると思います。そんな中でまた改修、今後大規模改修を考える時に合わせて何か、良い補助金はないかっていうこともまた、探し出していただきまして、このリハビリ専用温泉プールもその時に合わせてできないものかという、これほど大きな町民からの声がありますので、それを無視するわけにはいかないと思います。行政といたしまして、これを今後大規模改修と合わせてできないかということをしつかり今後、前向きに検討していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議 長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時40分、11時40分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 26分

再開時間 11時 40分

○議 長

それでは再開いたします。質問順位 3 番、議席13番、堀内武男議員。

**【質問順位 3 番 議席13番 堀内 武男 議員】**

○堀内（13番）

先に通告いたしました 3 件について質問を行います。まずは武居新町長誕生、大変おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。4 年間の副町長での培われた行政手腕を十二分に発揮し、民間感覚を駆使されて未来の辰野町構築に向けて、強いリーダーシップを思い切って遂行されますよう、邁進しますよう心より祈願いたします。今回は立候補するにあたり公約に掲げてあります内容について新町長の一般質問とさせていただきたいと思えます。

新町長は活力ある町をつくるため重要な施策として 4 大プランを選挙公約として掲げました。非常に広範囲になりますので、的を絞って質問いたしたいと思えます。まず、はじめに「産業の振興と活力あるまちづくり施策」について伺います。まちづくりのための基本理念は行動指針及び町長の描く辰野町未来像について質問いたしますが、この項目は前段で 2 議員が質問し、町長が答弁しております。重複しますが、新しい方、傍聴の方いらっしゃいますので、ぜひ質問重ねたいと思えますが、冒頭、前町長は「次期を担う町長は声高らかに未来を語るリーダーが必要である」としました。結果として武居町長が誕生したわけです。武居町長に質問いたします。首長として辰野町のどのような未来を描こうと考えているのか。そのための基本理念及び行動指針は何か、声高らかに、すみません時間の関係ありますので 3 分以内でお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○町 長

堀内議員のご質問にお答えさせていただきます。ただ今、声高らかにという要望もございましたが、声を大きくするだけではないと思えます。やはり高らかなるものは夢の内容だと思えますけれども、それで踏まえて発言させていただきます。まずですね、先ほどの中谷議員、また成瀬議員さんの答弁にも重なる内容もあること

をご承知おきいただきたいんですが、私基本理念に町民の幸せのために多少表現を変えてですね、「心豊かに暮らせる町に、あるいは幸せを実感できる町に」というような表現で掲げさせていただきました。ただ、こう申しておる私がですね、この「幸せ」という言葉を使っておるんですが、この幸せの定義っていうか意味が実はこれ問題となってきます。幸せの価値観が人それぞれであるからであります。ある人はこの幸せをお金であるとか、財産求めたり、またある人は車であるとか、マイホームに求めたり、本当に実にいろいろであります。私はその幸せをですね、そういったものに求めることを否定はしませんが、やはり心のあり方であるとか、心のありようが豊かな人生を歩む上で必要と考える一人でございます。「幸せとはなるものではなくて感じるものだ」という言葉もあります。心が豊かであれば生きていて楽しいはずですし、そんな笑顔でいっぱいな町になったらどんなに素敵な町ができるかなど、非常にワクワクするところでもあります。さて、そこで実は私は商工会職員時代から多くの企業を訪問させていただきまして、経営者の方から実のためになるお話も聞いてきております。ただその中で私は個人的な実はテーマを持って接してきたわけですが、どうして世の中には発展する企業と衰退してしまう企業があるのかなど。その違いはどこにあるのかなっていうことは実は個人的なテーマの中で経営者の皆さんと接してまいりました。これは明確な答えとは言えませんが、ただ私が最終的にたどり着いた結論を申し上げますと、やはり発展する企業はですね、経営理念を明確に掲げまして、その実現のための戦略であるとか戦術、まあ理念を実現するための作戦ですね、そういったものはその時の社会環境の中で変幻自在に変えていってらるっていうことに気づいたわけであります。冒頭、私が大事にしている言葉に松尾芭蕉の「不易流行」という言葉を申し上げましたが、ここで言えば理念は決して変えてはならないが、その時々で戦略戦術は変えていいんだと。そういったような考え方のもとで今日に至っております。ですので、またもとに戻りますが「町民の幸せのために、幸せを実感できる町に」というような大きな理念を掲げましたので、それに向かった戦略戦術はまたいろんな具

体策、ちょっとこれから練っていくところですが、時代、あるいは社会的な環境の要請等もありますので、そこらへんは見極めながら作戦を練っていきたいと考えております。そしてまた今回、掲げた言葉の一つにチームワーク、フットワーク、ネットワークという3つのワーク、これを町民の皆さんの幸せの実現のために働く役場職員であってほしいということで、職員に向けた行動指針として捉えた、また発言した言葉でございます。そういった部分でこれからどのような明るい未来が待っているかって思いをめぐらせた時に、これも繰り返しになりますが、もし、うまくこれが機能発揮すれば本当に子どもたちからお年寄りまでが本当に皆さん生き生きと暮らせるそんな町になるのではないかなと、そんなイメージをして努力していきたいと考えております。以上です。

○堀内（13番）

幸せを実感できる施策を遂行し、しかも理念を持ってそのつどの作戦を変更しながら考えていくというお考えをお聞きしました。次にですね、産業振興による町の活性化施策について質問いたします。公約の4大プランの中で、産業振興を一番目に掲げております。その思いは大きいものと思います。町長の得意とする分野でもあり、従来培われた知識と経験を十二分に発揮できる分野であると私は考えます。ここで質問いたします。町が活性化するための産業振興の必要性、それと産業振興のためにどの分野に力を注ぐ必要があるのか。また既存企業、更なる成長発展のため、また新たな起業をする支援という形で具体的な内容がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○産業振興課長

ただ今の質問につきまして私の方からお答えをしたいと思います。辰野町にはですね100人あるいは1,000人を超えるような大きな企業がありまして、こうした企業の活力をまず維持していただくことが、雇用環境を維持拡大するためには重要であります。一方で町内には個人事業主の方を含め900を超える中小企業や事業所がございます。こうした企業が辰野町の経済基盤、雇用基盤、更には地域活性化を支

える人材基盤を支えておりまして辰野町の実際の商工業の姿でもあるのではないかと思います。したがって、これらの企業の発展が重要な意味を持つと考えております。辰野町では、500万円以上の設備投資をした場合に設備にかかる固定資産税に対しまして商工業誘致及び振興補助金を交付して設備投資を支援していますが、地域間競争に勝つため辰野町の立地環境を踏まえつつ、近隣市町村と比較して魅力的な補助制度であるかを検証をし、ただ今改正案を検討しておりまして、年明け早々に行う予定の商工業振興審議会にもですね、諮問をする予定で現在準備を進めております。また、商工会への企業誘致出展負担金、こういったものによりまして諏訪圏の工業メッセですとか、メッセ名古屋といった展示会には町内企業が積極的に出展していただき、本年も既にビジネスマッチングにつながった事例もございます。こうした形で町外に情報発信をする機会を後押ししたり、町内外の企業間のマッチングを行うなどの具体的な取り組みを行う必要があるため、今後も企業訪問を通じて業種別データベースの作成などに取り組み、更にステップアップした企業との情報交換を行ってまいりたいと考えております。また、商業の分野でも昨年度から下辰野商店街の空き店舗の活用を目的にしまして、休眠、休んでいるですね、休眠不動産見学会を奇数月の第3土曜日に行っておりますけれども、毎回町内外、または県外からも参加者がありますが、この取り組みの中でこのほど下辰野に居酒屋経営を開始する方も出てきており、徐々にではありますが成果も見えてきております。こうしたことが地道な取り組みではございますが、定着してきておりますので今後も取り組みを続けていきたいと考えております。1例、2例を挙げまして今後の施策の具体例とさせていただきます。以上です。

#### ○堀内（13番）

ただ今、振興策を含めての内容をお聞きしましたが、町が活性化するために産業振興というのは非常に必要であろうという形で、特に重点的な産業ってことの見解を述べていただきましたが、同時にですね、そのために、産業の振興を図るために詳細な施策は何かっていうことをちょっとお聞きしたいと思います。雇用を確

保するための施策についてお尋ねいたしますが、町の活性化の基盤は産業の振興であります。働く場所を作ることであると述べております。産業は工業、商業、農業、サービス業、観光業等々含め第一次産業から現在注目されている第六次産業まで、幅広い範囲となっていると思います。ここで質問いたしますが雇用を確保するためどのような施策を実行する考えでいるのかお尋ねいたします。

#### ○産業振興課長

このほど公表されました伊那公共職業安定所管内の平成29年10月の有効求人倍率は2.06倍で25年ぶりの2倍台となり「雇用情勢は引き続き堅調に推移している」というふうに言われております。一方で人材の確保は厳しく中途採用はもとより、新規採用も含め人手不足が深刻化している現状でございます。こうした中、学生を中心とする若者の就職を確保するための事業としましては、現在、上伊那広域連合で「就活準備合宿」と言いまして上伊那地域の企業採用の担当者と学生との対話から就職活動につなげる取り組みを行っております。また学生とその親を対象にしたミニセミナーの開催などが行われ、学生が地元企業を知るよい機会となっております。こういったイベント非常に有効でございます。このイベントには町内の企業も参加をしている事例が見られますので、ぜひとも町単独の開催も考えていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○堀内（13番）

人材の確保が厳しい状況にあるという中で、イベント等を含めての事業を推進しているという形の状況です。それで、企業誘致、そうするとですね、企業が伸びていく、現状の企業と同時に新しい企業の誘致という形の状況があると思いますが、企業誘致に対する考えと企業場所確保の施策について、次にお伺いいたします。雇用の確保を行うために重要な施策として企業誘致がありますが、空き店舗であるとか空き家、あるいは空き工場の活用も重要です。しかし雇用の確保にはですね、企業の誘致が大きな要素となると思います。先般の質問の中で雇用の場所はっていうことで新町工業団地、北沢東とかですね、宮木の南町の部分ってというような話があ

りましたんですけれども、それは今後、質問になりますけれども現在企業誘致できる土地っていうのはどのくらいの面積を含めてですね、本当に企業が誘致できる今、さっきの所はあるのかどうか。もう一度確認をしたいと思います。

○まちづくり政策課長

ただ今の堀内議員のご質問にお答えいたします。まず、基本的な考え方ですが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり進出希望事業者の意向を確認しながら必要に応じたエリアについて用地を確保する「オーダーメイド方式」の企業誘致を基本としております。そういった中で、まず現在、町土地開発公社が保有している土地では新町工業団地など約 5,000 平米がございます。それ以外の用地で今後利用活用が可能な用地、具体的には現在地権者の方から一定の同意を得ているものやら、また現在交渉中の用地がこれにあたりますけれども、そういった用地としましては北沢東地区現況で誘致可能な面積が約 5,500 平米。宮木南町の工業専用地域の約 3,700 平米など、計 9,200 平米が想定されるところでございます。

○堀内（13番）

今、トータル的に 9,200 平米が活用できると。しかもオーダーメイド方式であるっていう形の状況ありましたんですが、そうしますとですね、活用できる土地は今、そういう形だったんですが、町長の施策の中で考えている北沢東地区の場所。約 5,500 平米とっておりましたが、これは農振法が解除されて10年以上も経過している現状でありますけれども、遺跡があるためになかなか活用できていないっていうような現状ではないかと思えます。町長は公約の中で北沢東地区の工業団地化をスピードアップ化すると述べておりますけれども、ここで質問いたします。北沢地区の工業団地化のスピードアップをするための施策は何か。そのためにどのような行程を考えているのかお答え願いたいと思えます。

○まちづくり政策課長

お答えいたします。北沢東地区の総面積は約 8 万 3,000 平米でございます。当面は既に企業が進出しました場所の東側への誘致と真ん中に道路を開けまして、団地化

を図ってまいりたいと考えております。平成21年度から23年度に試掘を行い、遺跡を確認をいたしました。これにより本調査区域、再調査区域、調査不要区域が設定されております。工業用地に活用するためには調査不要区域以外は何らかの調査が必要となります。現況で誘致が可能な区域ということで先ほどご説明した5,500平米でございますけれども、こちらについては調査済みで出入りも可能な区域にあたります。地権者のご理解とご協力をいただく中で、再調査区域にあたる道路を開ける予定部分の調査を今後、南から進めまして同年度中に約5,300平米、平成30年度中には約1万5,000平米の調査が完了できるように目指してまいりたいと思います。これにより、道路自体の施工が完了すれば誘致可能な用地が2万5,000平米前後となる見込みであります。現在の状況では企業の方からの問い合わせはあるものの、具体的な進出の話には至っていない状況であります。今後引き合いがあれば当然スピーディーな対応が求められると考えております。場合によっては補正予算などをお願いしながら迅速な対応を図ってまいりたいと思います。

#### ○堀内（13番）

ぜひですね、塩漬けになっているとか、なかなか工業化できないっていう形に対して遺跡の関係がありますんでそのへんの調査をきちんとして、その今、トータル的に2万5,000平米ぐらいが活用できると。しかも道路を設置してその後の動きっていう形ですので、今までなかなか遺跡調査の関係については進んでなかったというのが現状ですんで、思い切った施策をしてですね、そのオーダーメイド方式という形ですけども、企業っていうのは欲しい時にすぐ欲しいっていう形ですんで、それから「どうしましょうか」って言ったらもう絶対的に企業はもう来ないっていう形になろうかと思えます。そんな形でぜひ、そのへんの施策を遂行していただきますようお願いをします。次の質問に入りますが、企業訪問の目的及び成果並びに課題の対応についてお尋ねする予定ですが、これは産業振興のため副町長在任中から企業訪問行って、その数は当初は80社とか聞いておりますが、町長就任後も重要性を鑑みてスタートしているという形です。企業訪問の目的及び成果並びに課題の内

容につきましてはですね、通告いたしましたけれども先ほどの答弁の中にもありまして、この後、明日2人の方の議員が行いますのでこの項目について私は割愛をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。次にですね、移住定住に向けて新たな人の流れを作る施策についてという形の状況で質問させていただきます。人口減少対策として移住定住策は非常に重要な施策となります。公的にはその基本は、公約の中でですねその基本は「働く所と住む所であり、これにより新たな人の流れを作る」と述べております。人口減少対策は有機的に多くの項目が絡み合いますので、非常に難しい課題であると思ひます。ここで質問いたしますけれども、働く所につきましては今前段階で確認させていただきました。で、働く所と住む所についてどのように融合して新たな人の流れを作る考えなのか、そのへんの構想をお願ひしたいと思ひます。

○まちづくり政策課長

ただ今の質問にお答えいたします。現在行っております企業訪問ですとか、誘致活動の中ではよく聞かれる課題がございます。「工場の拡張や進出の際に従業員が実際に確保できるのか」更に、「従業員の住む所」具体的にはアパートなどの賃貸物件になりますけれども、「そういったものが確保できるのか」といった点が問われるところがございます。実状で申し上げますと、不動産業者の紹介の中では近隣市町村に比べ賃貸物件の情報が少なく、辰野町には良い物件がないと思われている傾向がございます。辰野町は3方向につながり町外への通勤に便利な地の利がございますが、これをPRしきれないのもこういった物件の情報が少ないことが1つの要因だと考えております。現在、町のホームページでは移住定住サイト「たつの暮らし」等、求人、インターンシップの情報サイト「たつのシゴト」の2つのコーナーを設けております。この「たつの暮らし」のコーナーでは現在、空き家バンクの登録物件を掲載しておりますが、今後これに加え町内のアパートや土地などの情報を追加して住まいに関する総合的な案内をするとともに、企業訪問の際に、町内の住宅情報を掲載した資料の配布など積極的な情報発信を努めてまいりたいと思ひ

ます。また、仕事関係のサイト「たつのシゴト」では町内の中小企業を取材して掲載し、仕事のおもしろさですとか、各企業の特徴、また経営者の方の考え方などを伝える工夫をしているところがございます。加えて産業振興課内には辰野町無料職業紹介所というのを設けまして求人情報などを発信をしたり、求職者とのマッチングを行っている状況であります。まちづくり政策課の移住相談の窓口では「たつの暮らし相談所」という名称でこういった住まいと仕事の情報をつなげるような形で案内をしてきております。そういった中で平成26年10月から平成29年12月までの移住支援制度を活用した移住者は既に53世帯 139 人に上っております。また、若者が事業を起こすいわゆる起業が増加する中で、産業振興課長よりも休眠不動産見学会等がございますので、産業振興課中心で行っておりますが、休眠不動産見学会なども移住促進につながるものだと考えております。今後も町内の暮らしと仕事にかかる積極的な情報発信と、またきめ細やかな窓口対応によりまして新たな人の流れを作ってまいりたいと思います。

#### ○堀内（13番）

辰野町に多くの方が住みつく、あるいは通って来る。非常に大事なことだと思いますので、どうかその施策の非常にこの人の、人口減対策っていうのは非常に難しい内容ありますので、有機的に絡めながらですね推進をすることを願います。

続きまして2つ目の質問に入ります。道路環境整備について質問いたします。町長が描く辰野町の道路に対するビジョンについて質問いたします。道路環境整備は産業振興、人口対策、魅力あるまちづくりに欠かせない要素であります。長年道路整備の遅れが言われてきましたが、前任首長は地域に密着した道路行政を進めてきたと私は思います。辰野町は諏訪地区、岡谷地区、塩尻松本地区、伊那地区を含め多くの地域に接しており、その利便性の良い位置しておりますけれども、他地区への移動に関する非常に時間が費やすというのは現状だと思います。なかなか活性化していないというのが現状ではないかと私思います。ここで質問いたしますが、町長が辰野町の道路に関してですね、武居町長が描くビジョンは何か、お答え願

たいと思います。

○町 長

はい。ただ今のご質問にお答えいたします。これ、例えが良いか悪いかちょっとあれですが、私あの昔から道路は人体で例えれば血管である血流ってというような捕らえ方をしております。国道、県道は言うならば動脈、静脈にあたるかもしれませんし、町道はまた毛細血管だったり、そういった位置づけになろうかなとも思っております。そう見た時にですね、やはり血流の悪い所、溜まってしまう所も当然あるでしょうし流れが悪い所はやはり早急な手術も必要になってこようかなと思っております。細くて流れの悪い部分は拡張手術だったりバイパス手術であったり、そういったものは一刻も早くやらなければいけない手術だと捉えておりますし、ただ、手術にあたっては緊急性はもちろんでありますが、地域であるとか地権者の同意がなければやれないことも確かでありますので、これがまあ現実的には地域の皆さんの同意というものの取り付けがやはり一番難航するのではないかなと考えております。町全体を眺めた時にやはり、現在も県や上の国の方にも要望等上げてございませぬけれども、やはりそういった問題、本当にやっぱり一刻も早く改善しなければならぬ問題だと捉えておりますし、おそらく皆さんは自分の家の周りの道路環境をまず最初に意識すると思っておりますが、そちらも当然やっていきます。町レベルでやっていける所はやっていきます。あと、県道、国道レベルについては伊那建設事務所をはじめ県の方にも本当に先ほども申し上げましたが本当に回数多く、本当に我々の重い悩みを聞いていただくように働きかけていきたいなと考えております。以上です。

○堀内（13番）

道路は非常に重要な、今先ほど血管だと言いましたけれども非常に重要な位置づけになるかと思っておりますので、ぜひそのへんの推進、町長としての強力なリーダーシップをお願いしたいと思います。続きまして国道 153 号現道整備状況と今後の推進について質問いたします。その中で喫緊の内容は幹線道路であり、災害時の緊急

道路に指定されている国道 153 号線の整備推進であります。今回国道に絞って質問させていただきますが、現在国道 153 号線は羽場の交差点の改良が進んで交通渋滞に大きく関与していると思いますが、春日街道先線の整備は順調に進んでいると認識しております。しかし、オリンパス入り口付近の改良工事が進まない現状で羽北地区での交通渋滞の緩和につながっていないと私は考えております。また宮所地区の拡幅改良工事は安全確保とともに同時にこの地区の事業が進まない、他の事業に波及していかないという形の大きな課題も持っているとは確認しております。ここで質問いたしますが、国道 153 号線オリンパス入り口付近の改良状況、並びに宮所地区の改良事業の現状の推進状況、及び宮所地区のですね拡幅改良事業をいつごろに事業採択するような形の考えであるのか。今後の計画水準を含めてお聞きしたいと思います。

○建設水道課長

それではお答えします。オリンパスの入り口の前交差点の改良、また宮所地区の改良につきましては平成29年6月16日の伊那建設事務所との現地調査の際、交差点の改良、また道路改良の要望を行ってございます。また、10月26日には国道153号線整備促進協議会、辰野町によりまして伊那建設事務所長さん宛て要望書を渡してございます。前交差点につきましては、先ほど町長申しましたけれども、やはり地元の皆さんの同意が得られてない所がございまして、県では事業採択したい状況ではございますが、まだ今のところ足踏み状態でございます。また、宮所につきましては伊那建設事務所よりですね、平成29年度県単交通安全対策実施事業ということで取り組みをいただく中、地質調査業務を10月11日から2月7日の工期で実施しております。この地質調査の結果を基に橋梁の構造や、また153号線の改良方法等を決定していく予定でございます。橋梁の構造やまた改良方法につきましては、また地元の関係者と調整する中でですね同意を得て事業採択となる予定でございます。今年中には一応また地元へ説明会等開く予定でございまして、事業採択については一日も早く国の補助事業ということでお願いしているところなんです、県としま

してはですね、県単でもとにかく事業採択はしているという認識でございます。ですからまた年内に町長はじめ、また地元の皆さんと県の方へお願いに上がる予定でございますので、よろしくご理解の方をお願いいたします。

○堀内（13番）

特に、宮所地区の改良事業推進は宮所地区もですね、来年で7年を迎えるっていうことで非常にもう7年間も過ぎちゃったのかなというような状況であります。先ほど申したように宮所地区の事業が完結しないとですね、国道全体の整備に影響するという形のもの事実だと思いますけれども、新町長の絶大なる手腕を期待するところでございます。特にここで30年度の県の予算編成にあたって12月にですね、県への要望も行っていただけるという形の状況ありますんで、そのへんに期待するところですけども、逆に今、町として事業採択っていつごろまでにしたいな、という形のお考えはいかがでしょうか。

○建設水道課長

はい。先ほども申しましたけれども一日も早く事業採択をしたいわけなんですけど、まずはこの地質調査の結果を持って、今の橋が使えるのか使えないのかということもでございます。それと前にも地元説明会でも行いましたが、できる所からやっていきたいというような考えもございますので、そういうようなところで工種等、先ほど申しましたけれども交通安全の関係で行っていますので、県にもお願いしながら一刻も早くできる所からやっていきたいと考えておりますので、いつからということではなくてですね、本当に来年からやっていきたいんですが、そういう気持ちはありますので、そこの所だけ汲み取っていただければありがたいかなと思っております。

○堀内（13番）

はい、今、来年からでもやっていただきたいなっていう話がありましたが、ぜひ、今できる所からっていう話がありました。少なくともですね、そのできる所からやるような形の動きをしていただければ非常にありがたい。地元も非常に盛り上がっ

てますし、どうにかしなきゃいけない、してもらえるっていう形の状況、期待大きいんで、ぜひお願いをしたいと思います。次にですね、時間がだいぶ迫ってきますが、リニアを見据えた幹線道路のバイパス化の関係のちょっと話を添えたいと思います。現在国道は1日の交通量が1万6,600台を超える過剰な状況になっているということで、今後、春日街道先線が平成32年、伊南バイパスとか伊駒バイパスロードがですね10年後にはほぼ完成に近い状況になるんであろうと言われてますが、今後はリニアの開通を含めて環境下の呼び込みを考えるとですね、バイパス等の感じも10年後には着工できるような動きっていうのはしてかなきゃいけないという形の状況だと思います。平成23年ワークショップをおかれて、バイパスを含めてですね検討案が示されたわけですけれども、これは辰野バイパス及び小野バイパスを含めての陳情が毎年出されているというような現状ですが、どのような道路を造るかっていう内容のところはなかなか見えてきていないっていうのが現状ではないかと思っています。そんな形でですね、ここで質問いたしますがリニアを見据えて町はですねバイパス等の必要性をどう考えているか。また、どのような道が必要であるかっていう形の状況でその検討はいつから入るか、お伺いしたいと思います。

#### ○建設水道課長

はい。国道153号線のバイパス整備につきましては、国や長野県に要望を実施しております。それで現在はですね辰野町としましては宮所地区の現道拡幅、これを大優先にお願いしているところでございます。県と相談する中で現道拡幅もやり、またバイパスも検討していますっていうことになりますと二重投資になることもありますしブレてしまいますので、まずは現道の拡幅工事がある程度目鼻がついたところで、その後、バイパスというような形になるかと思えます。特に辰野バイパスについてはそんなような形になるかと思えますけれども、両小野バイパスにつきましてはまたほかの意味でですね、進めていかなきゃいけないかと思えますが、まずは現道を狭隘な所、大型車両がすれ違いできないような所をまず優先させていただくっていう形、それが着工できるようになればですね、次はバイパスの話でいいか

など私は思っております。よろしく申し上げます。

○堀内（13番）

優先順位をつけてという形の状況です。ただ、10年後ですね伊南バイパスを含めた内容が完了してっちゃうとその予算化っていうのは、かなりむこう、違う所へ行ってしまおうっていうことも考えられますんで、やっぱり将来ビジョンとしてやっぱりバイパスの考え方っていうのは町はどう考えているのか。ということですね、やっぱりはっきり明記するっていうことは必要じゃないかと思います。現在、期成同盟会等ありますけれども、国道153号整備促進委員会という形の状況の中でいろいろバイパスの関係につきましても陳情しているっていうのは、私も存じております。ただ、その時にやっぱりどういう道路を必要なのか、どういう道路が望ましいのかっていうところまで検討が下りてないっていうのが、私は現状だと思いますんで、どうかそのへんでですね分科会を含めた内容で、そのやっぱりその底上げっていうかもっと根を広げるっていう活動につなげていっていただきたいと、いう形の状況が私の願いでございます。以上をもちましてですね2番目の質問は終わりますが、あと10分ですんで、すみません。国民健康保険の関係については移らせていただきたいと思いますが。

平成30年度国民健康保険制度も変わり、県市町村が共同で運営していくことになりました。国民健康保険は加入者の年齢構成が高くて年々医療費が増大する中で、持続可能な制度として安定経営、運営ができるようなシステムを狙っていると、私は思っています。ここで質問いたしますけれども国保事業の県移管による変更される内容は何か、これに基づいて国保加入者、あるいは町はどのような影響を受けるかお答え願いたいと思います。

○住民税務課長

それではただ今の堀内議員のご質問にお答えしたいと思います。県が市町村ごとに決定した国保事業納付金を市町村が県に納付することになります。県内の統一的に定めた国保運営方針を基に給付に必要な費用を全額市町村に交付金として交付す

ることにより、事務の効率化、標準化、広域化を目的としております。新しい国保制度に対応した電算システム等を導入し、運用していくことになっております。また、国保加入者、町がどのような影響を受けるかということをございますけれども加入者、被保険者につきましては今までどおり手続き等につきましては、変更はございません。また、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金の額を決定し、国保給付に必要な費用を全額保険給付費等交付金として市町村に対して支払われることとなります。平成30年からは県に納付金を納めるため、県の示す標準保険料率を参考にそれぞれの保険料率を定め、賦課と徴収を行ってまいります。以上でございます。

#### ○堀内（13番）

多分、今の話だと加入者はあんまり大きな影響はないという形の状況になるのかなと思います。それで、次にですね国保会計の現状及び繰入金の状況についてはちょっとお話を聞かせていただきたいと思います。辰野町の国保事業会計は努力する中で近年良好な推移をたどっているんじゃないかと思います。特に基金の取り崩しがなくてですね、平成25年度から28年度に至る間は黒字で決算を続けていると思います。特に平成28年度国民健康保険加入者が減少している中でですね、一般療養給付金が前年に比べて10%減、約1億3,000万円の強の弱の大幅な減少となっておりますが、その施策が注視される状況だと思います。ここで質問いたしますが、国保会計において黒字化の要因は何か。平成28年度の一般需用費の大幅に減少した要因分析はどう考えているか。またその中で一般会計からのですね、法定内繰入っているのはどうであるか。そのほか、過去にですね、法定外繰入があったかどうかの分もお尋ねいたします。

#### ○住民税務課長

それではただ今の3点についての質問にお答えしたいと思います。まず黒字化の要因でございますけれども、まず医療費がかからなかったこと。またジェネリック薬品への切り替え。特定検診等の実施率向上。重症化予防事業に加え、高額な治療、

高額な薬剤を用いた治療がなかったこと。また流行期のインフルエンザ等の流行などが比較的少なかったこと。また、もう1つの要素としましては平成27年度の年度末の療養給付費が多かったために、その分の調整交付金等の補助金が平成28年に交付されたってということも一因ではないかと分析しております。次に、一般療養給付費の大幅な減少要因についてでございますけれども、前年度、27年、26年あたりなんですけれども、高額な肝炎の治療薬を投与することにより完治された被保険者がいらっしゃいます。その影響と冬季インフルエンザの流行がなかったことにより療養給付費の支出が少なかったことではないかと、こちらも分析しております。次に一般会計からの法定内繰入の状況でございます。平成28年度決算の状況で報告させていただきますと、内容につきましては一般事務費分、それから出産育児一時金分、それから財政安定化支援分、それからもう1つ保険基盤安定分、合わせまして28年度決算で1億964万277円でございます。それに対しまして27年度でございますけれども、合わせまして合計でございますけれども1億1,470万8,139円でございます。で26年でございますけれども、合計で1億939万4,247円でございます。また、法定外の繰入につきましては今までもらったことはございません。以上でございます。

#### ○堀内（13番）

国保財政っていうのはその時のインフルエンザであるとか、高額医療であるとかって非常に大きな要素で非常に変わる要素っていうのが大きいかと思えます。それで、あと5分になりましたので総体的なまとめをさせていただきたいと思えますが、基金の関係につきましてはですね、平成15年度は約3億6,600万円。それが10年後の24年には約4,600万円ということで非常に少ない状況に減少しました。このところ先ほど申したような形の状況の中でですね28年度は6,300万円の過去最高ですね、基金への繰入金ができ、であとそれに併せて1億5,200万円くらいの基金残高になったということで非常に良好な状況ですけれども、今後ですね、現町長は国保税の引き上げはせず、据え置くという形の状況を公約の中で掲げております。

そうしますとですね、現状から見まして基金が1億5,000万円あるっていう形の中でどのくらいの状況の期間、本当に据え置かなくても良いのかっていう形の状況と、それとあと基金が枯渇する、これはどういうことかっていうと、多分、療養費の県からの要求に対して保険料が足りなく、それより少なくなってしまった時には枯渇するわけで、その時にはですね保険料の不足分をどうカバーするのか。その国保の値上げっていう形の状況と、同時に一般会計からの繰入の考え方っていうのはどう考えているのかお尋ねいたしたいと思います。

○住民税務課長

それでは、ただ今の堀内議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、基金でございますけれども、一般的に基金残高の基本的な額、最低ラインですけれども過去3年における保険給付費の平均年額の5%以上とされているということで、これで算出しますと辰野町では約8,200万円ほどになります。また、保険料の関係でございますけれども、前半でお答えしたそのインフルエンザの流行であるとか、医療費がかからなかったことで基金はたまたま積み増しができましたけれども、現在高の1億5,000万にしても、今、近年ですね医療が進んでおりますので、高額な医療が出て治療が始まったり、高額な治療もですね出て始まったりしますと一気にそれが吹き飛んでしまうような状況になります。ですので基金はいくらあっても安心とは言えない状況にありますので、これからの動向を見ながらですね、料金等の見直しも行っていかなければいけないと思います。で、料金の見直しについてでございますけれども、平成30年につきましては県に移行する段階ですので、今の現状でできるだけ持ち堪える、そのままの態勢でやっていこうというふうに考えてございます。ただ平成31年としては今の状況ですと大幅に見直すことになるのではないかっていうふうに内部では見ております。現状としまして辰野町としては年齢が高く医療費水準が高い、低所得者層が多く被保険者の年齢構成を見ても前期高齢者世帯に頼り切った構造となっております。それでなかなか調定が上がらない状況があり慎重に見極めてまいりたいと思います。以上でございます。

○堀内（13番）

ただ今、30年度に向けては現状の状況でいきますと。で以降についてはまたそのつど検討をしていくという形の状況ですが、先ほども前問で話した基金の関係についてはインフルエンザであるとか高額医療の関係であるとかってなりますと、即、非常に大きな多額な金額が必要になってくるということですので、基金は先ほど言った5%以上という形の状況の中では確保できていますが、すぐに枯渇するっていう状況っていうのはもう目に見えてる状況ではないかと思えます。今後保険事業の安定化はですね、この間の県の中での一般質問の中にもありましたんですけども、安定化に向けてはですね被保険者がですね健康で自己管理がきちんとできる。病気の予防と同時にですね、行政主催の健康教室による身体の管理、並びに定期健診による早期病気の発見ということで医療費を削減をする。かからないようにするという形の状況が非常に重要なことだと思いますので、町当局におきましてですね、そこらへんの定期健診の受診率を上げる、あるいは健康教室の充実を図るという形の状況も踏まえた動きをしていただければありがたいと思います。以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

ただ今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお、再開時間は1時30分、1時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始                    12時 31分

再開時間                    13時 30分

○議 長

それでは再開いたします。質問順位4番、議席12番、垣内彰議員。

**【質問順位4番 議席12番 垣内 彰 議員】**

○垣内（12番）

それでは通告に従いまして3項目について質問をさせていただきます。まず第1番目で、あり方検討委員会の提言の扱いについてということで質問させていただきます

ます。本年9月、辰野町立小・中学校あり方検討委員会が提言書を提出いたしました。その内容というのは、諮問に答える形で3項目あったわけですが、1、今後の小中学校の配置、及び通学区について。2、今後の小・中学校の連携について。そして3として、今後の小・中学校と地域との連携についての3項目についての提言でありました。まず、第1項目めの小・中学校の配置、及び通学区についてで、1の学校の配置に関わる学級規模の最低基準については、「学級規模の最低基準をおおむね10名とし、その後も増加の見通しが立たない場合、関係校の統廃合について教育委員会において検討されたい」と提言しています。また2の通学区については「通学区の変更をする場合は、通学時間や方法、経費について配慮されたい」と提言をまとめています。そこで教育長にお尋ねいたします。ボーダーラインをおおむね10人とするとなると、川島小学校が対象になるわけですし、将来的には南小も、という懸念もあります。「統廃合については教育委員会において検討を」という内容の提言ですが、結論はいつまでに出されるのでしょうか。

#### ○教育長

はい。垣内議員の質問にお答えをしたいと思います。9月末に今、議員言われるように町立の小・中学校あり方検討委員会より教育委員会に提言書という形で、最終的な報告、答申と言っても良いかと思いますが、これが出されました。この提言書、今言われるように3項目、大きく分けて3項目から成り立っております。これを受けて町の教育委員会の中では具体的に検討を進めてきているところでございます。その1つが今議員指摘の小・中学校、特に小学校の配置の関係だろうと思えますし、またこれは辰野町民も広く関心を寄せているところではないかなと思っております。今、言われるように「町内の学級規模の最低基準をおおむね10名。そしてその後の増加の見通しが立たない場合、関係校の統廃合について検討を」というふうになっているわけですね。これは、この提言ていうのは非常に重いというふうに私は理解をしているところでございます。午前中の成瀬議員の質問に対しても、成瀬議員が町長に対して「喫緊の町の課題は何ですか？」とこう

質問された時に、町長の武居町長は4項目答えております。その内の3項目めに学校のあり方検討委員会の提言ということをはっきり申されました。ですのでこれは本当に今教育委員会だけじゃなくて、町も含めてこれを検討してかなければならないだろうと。この背景にはもう今までこの町議会において常に話題にされ、質問されてきた、この少子化という大きな現実があるということなんですね。現在の両小野小除いて4小学校ができた。今のスタイルができたその昭和53年の時に比べますと児童生徒数はその時の約半分になっております。で、これから先を見ましても更に少子化が進んでいくと。昨年度、辰野町内で生まれました新生児が小学校へ入学するのが6年後でございます。この時の現段階では小学校1年生の児童数は町内全部の小学校合わせても94名になってしまうと。94名っていう数字、私もこれ改めて衝撃的な数字だなあというふうにこう理解しているわけですけど。仮に小学校を町内の小学校全部統合した場合であっても、仮でそれを辰野小学校とした場合でありましても3学級で済んでしまうという数になってまいります。これが6年後に現実の問題として来るということになります。そんなことも頭ありましたので、このあり方検討委員会に諮問をしていただいたと、こういうことになってまいります。で、いつということになりますと、これは今非常に難しい問題ですけど町長も喫緊の課題であるということで認識をしている。実はこれの提言をいただいたのが9月の末ということになります。それから今日まで、定例の町の教育委員会2回ございました。で、議員言われるように、このおおむね10名という数で当てはめますと既に川島小学校がこれで該当するわけでございます。で、この川島小学校についても教育委員会としますと、あり方検討委員会で提言が出される前から常に委員会の中では議題とし、検討してきた部分でございます。実は先月、11月の教育委員会は川島小学校で行いました。児童と給食を一緒に食べる、でその後、清掃参観をする、更に授業参観を行った後、教育委員会、会合を開いたところでございます。約1年かけてあり方検討委員会の委員の皆さんが苦勞して、本当に葛藤しながら1つの方向を導き出していった。常に委員の頭の中には川島小学校をどう捉えるかっていう

のが、こうあったわけで本当に苦しい葛藤をしていたわけですけど、まさにこの11月の川島小学校で教育委員会行った際も、この委員、あり方検討委員会の委員の皆さんがね、本当に葛藤したと同じように教育委員の一人ひとりがやはり、川島小学校の現実をどう捉えるのか、今後どう考えたらいいのかっていうことを頭に入れながら授業参観をする。清掃参観などをしたわけでございます。児童の学びの質を維持するという、こんな視点で授業参観をしますと、やはり現状では大変厳しいものであるということ。これ全教育委員が確認をしているところでございます。ですので、これから先は教育委員会だけで決めていくことではないわけですので、実は今週の金曜日、15日に総合教育会議というものを予定しております。これは、町長、副町長を含めた町長部局と教育委員会とが町の教育行政に関わって懇談をするということになりますけど、この総合教育会議において川島小学校を含めこの町の小学校が抱えている課題、特に児童数減少に関わるこの部分においては情報交換をし共通理解をしていくと。ですから、ここがある意味、教育委員会と町との共同で検討していくスタートになるんだろうなと思っております。ですが、これが一方では川島小学校の現状を見ますと、いつまでも長い時間をかけて放っておく問題ではないという認識に至っているところでございます。以上です。

#### ○垣内（12番）

そうするとまだ、いつまでに結論を出すという期限についての計画はまだ決まっていないと判断してよろしいでしょうか。

#### ○教育長

はい、ゴールをいつに定めますということは、まだ決めてはないわけですけど、そう、ねえ、先ほど言いましたように6年後にはそういう状況が来てしまうという現実を見れば、これは川島小学校だけの問題ではないということ、これ誰でも分かるかと思えます。そうしますと少なくとも川島小学校につきますとそんなに長い時間かけてどうしましょうなんてやっているうちに、どんどん子どもの数は減っていく、子どもの学びはますます細くなっていくとかね、そんな段階ですので、時間

をかけていく問題ではないとふうに考えております。

○垣内（12番）

それでは今のところ、期限についてはいつということはっきりしていないけれども、6年もかける気はないというぐらいの話でいいですかね。すみません。時間もあるので次の2項目めに、突っ込んだ話はまた後でさせていただきたいんで。2項目めの小・中学校間の連携についてですが、提言の中では「小学校から中学校まで一貫した学習を構想して小学校と中学校が連携した取り組みを検討されたい」というふうに提言されていまして、「小学校では身近な地域について体験を通じて学び、中学校では町全体の良さを知ることができるように体系的な学びができるカリキュラムを準備し、小中連携した取り組みを検討されたい」というふうにあります。それは教育委員会においてそうした体系的なカリキュラムを作るのでしょうか、それともまた別の諮問機関でそういったことを検討を開始するのでしょうか。その期限、これもまたいつまでにどこに、でそれを検討するっていうような構想がありましたらお教え願います。

○教育長

町内の小学校は卒業しますと基本、辰野中学校という1校の中学校に入学することになります。ですから、小中の連携っていうのはもう言うまでもなく非常に重要になってまいります。現在でもね、小中の連携っていうのは行われているわけですが、それはともするとね、ある小学校と中学、ある小学校と中学というこんな個々の対応というような形でした。ですがこれから特に新しい学習指導要領が完全実施される2年半後というこの部分も考えますともうそうではなくて、町内の小学校は大体、それぞれ小学校の持ち味と言いますかね、特色を活かしながらもこの部分は足並みを揃えていった方が良くはないかという部分もいくつかございます。それにつきましては基本、全ての小学校で足並みを揃えていくということでございます。これは諮問委員会を作って立ち上げてなんてやっていますと、実は学習指導要領の完全実施には間に合いません。具体的に言いますと今議員が言われまし

たこれは総合的な学習の時間の活動の部分になってまいりますけど、実は新しい学習指導要領では、それだけではなくて具体的には外国語活動だとか、英語教育、それから道德教育の展開と評価、更にはICT教育の環境整備というようなこと。ここらへんにつきましても、これはもう2年半後には確実に実施しなければなりませんので、これはもう期限は2年半後ということになります。2年半後には実施しなければならないということになりますので、これは教育委員会主導でそれぞれ各学校小中学校から委員を出していただきながら検討し、絞り込んでいくと、こういう形になります。

○垣内（12番）

そうすると、小学校から中学校までのその連携ってということで、体系的なっていうことの中にはその英語教育であるとか、道德教育であるとかICT利用したその教育というようなことが含まれると思うんですが、そうしますとそれに更にですね、地域学習まで含めるとなるとこれ、できるんでしょうか。

○教育長

はい、それはやらなければいけないということで、自分たちに課しているところでございますし、小学校の先生方、中学校の先生方もそこらへんはおおむね共通認識の上に立ってくれているのかなっていうような気がしているところでございます。実はこの委員会は既に開催をしているところでございます。教育委員会が間に入って小中の先生方集まって、それぞれICTの関係の委員会。それから道德教育の関係の委員会、それから外国語活動、英語教育の委員会というようなことで既に立ち上がって検討を進めているところでございます。で、併せて郷土を学ぶ、郷土愛ですね。総合的な学習の時間、ここにつきましても、これはこれからですけども、これもこの2年半の間には一応骨格は決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○垣内（12番）

はい、もう既に検討を始めているということなんで一安心しました。で、その提

言の中のその2項目めでですね、「小学校間の連携で音楽や体育など集団での学習体験ができるよう検討されたい」というふうにあります。そうすると、これ多分、小規模でそういったその運動や、運動会とかですね、音楽会なんかができない学校に対する配慮だと思うんですが、あるいは相互のコーラス、音楽会なら音楽会でも共同してやる。あるいは一部共同してやるっていうようなことを想定しての提言だと思うんですが、もう少し具体的にはどの学校とどの学校のどのイベント、あるいはその体験学習を連携してというか共同でやるのか、っていうのは具体的に何か想定されているんでしょうか。

#### ○教育長

具体的にはっきりとね、こう決めているわけではございませんけれど、今までも例えば川島小学校とある小学校とで交流教育をやる。体育を一緒にやるとか、音楽をっていうようなことでやってまいりましたので、ここらへんはこれから先、5年先、更にその先となりますと子どもの数減ってまいりますのでね、状況が今とまた変わってまいりますので、その時にはそうは言いましてもね、交通手段さえきちっと整理できれば10分かそこらで1ヶ所に集まることができる町内でございますのでね、そこらへんの良さも活かしながら、今後検討させていただければと思います。

#### ○垣内（12番）

はい。それでですね、もう1項目、実は今後の小中学校と地域との連携についてっていうことの答申も、提言もあるわけですが、それやってるともうとてもじゃないですけど時間がなくなってしまうので、ここで細部についてですね、もう一度確認をしていきたいのですが、その最初ですね、小中学校の配置、及び通学区っていうところでおおむね10人という指針というか提言が出されて、もうこれは放っておけないと。で、先ほどの教育長の話でも、「いつまでっていうことはまだ言えないけれども、もう検討に入っている。もう2回検討している」ということなんですけど、その具体的に川島小学校の将来について、統合かそれか、存続かっていうところを教育委員会で今、検討して、総合教育会議で結論出すんだらうと思うんで

すが、その中にその所では例えば地元の保護者、あるいは地域のOBって言うんですかね、地域の人たちってというのは関わってこれないんでしょうか。

#### ○教育長

はい、総合教育会議におきましては基本的には町長と教育委員会という形になりますので、そこへ特別にオブザーバーという形でない限りはその会に加わって意見を述べたりってことは考えられないと思いますけれど、例えばその地元との関係ってということになりますと、既に今年の7月と8月に2回、教育委員会、川島区の要請に応じて2回説明会を設けております。これからも当然状況によりますとね、地域説明会だとか、あるいは町全体での説明会だとか。場合によってはパブリックコメントを求めるということも想定はしております。

#### ○垣内（12番）

これまでもそのあり方検討委員会の中で川島小学校をどうするかっていう意見が地元から選出された委員やPTAの役員の中からあったかと思うんですが、そのたびにですね、教育長はこのあり方検討委員会ってというのは個別川島小学校の存続云々について協議する場ではなくて、広く町の小中学校のあり方について検討するものだということで、聞くだけは聞くスタンスだったと思うんですが協議はしなかったと思うんですね。個別具体的に川島小学校にどうのこうの。でも、一応そういう根強い川島小学校を存続させたいという意見についての配慮だと私は思うんですが、そこで川島小学校のあり方検討委員会の意見を聞き取ったり、あるいは、文章を読み上げてもらったりというような経過があったかと思うんです。それはそれぞれに、あるいはあり方検討委員の話し合う場ではないって言うけれども、完全にその無視するって言うか、もう視野に入れないって言うことではないって言う、その立場の現われだと思って、それは好意的に良かったなあと思うんですが、いざその提言が出されて具体的に話し合うって言うところになったら、やっぱり地域の人はどうしたいんだって言うところも併せて、これ考えなきゃいけないと私は思うんですね。その時に今までもまちづくりと併せて川島小学校の村おこしも併せて、

あるいは移住定住と併せて川島小学校の問題を考えられないかっていうふうな質問を投げかけていたんですが。2、3回多分、教育長は「教育の問題と地域の問題はリンクさせて考えるべきではない」と。「教育はあくまでも子どもたちの教育にとって良い方法は何かっていうところにフォーカスを合わせて検討していくんだ」というような説明をされて、その「まちづくりとか移住定住とは切り離して考えている」という答弁だったんですが、その考えっていうのは今も変わりませんか。

#### ○教育長

はい。学校が何のためにあるのかっていうところをね、冷静にやっぱり考えてみる必要があると思うんですね。学校と地域、今議員言われるように、地域にとって学校っていうのは非常に大事な存在ですし、地域から見ますとね学校があるないっていうのもこれは本当に大きな問題であろうと思います。まさに地域の皆さんにとっては学校が地域のよりどころであるっていうのがこれ当然でございます。ただ一方で私のこう頭の中にあるのは、でも学校が何のためにあるのかっていう部分。子どもの学びっていうことで考えますと、あまり地域、地域で地域のがんじがらめにあうような学校ではまずいだらうなあと。やはり学校という本来の姿と言いますかね、それを見失ってはいけないんだらうなあとと思います。ですから地域と学校完全に切り離すことはできないにしても、あまり地域の流れだとかに振り回され過ぎてもいけないんだらうと思います。地域の声は大事に聞かなければならないんだけど、その地域の皆さんとこれから話していく中で、学校って何のためにあるのか、子どもたちにどうなってもらいたいのか、そこの部分をやっぱり外して学校を考えることはできないんだらうなあとと思います。ですので、あまりこの町の政策に教育がね振り回される学校、子どもがそれで振り回されるっていうんではまずいかなと思っております。うまく表現できないんですけども。

#### ○垣内（12番）

はい。それも教育長のおっしゃる考え方も1つではあると思います。ただ、国内

には学校を、教育環境を売りにしてですね、町おこし、あるいは人口増に施策として採用している自治体も何箇所かあると思います。で、それは町長なりトップの考え方、あるいは住民、地域の人たち、あるいは町民の考え方を反映したような形でそれを良とすれば、そういう施策が取られても私は良いと思うんですね。というのは、川島の移住定住促進のところで何人かの外からのIターンして来た人、移住してきた方々が積極的に宣伝したのではないかもしれないですよ。ないかもしれないけれども川島小学校という学校を気に入って、で辰野町に住んで来たっていう方が何人かいらっしゃいます。で、そういう人たちが今、声を挙げてきているっていうのはご存知のとおりだと思うんです。私も今までその「残せ、残せ」っていうお年寄りの意見っていうのに対して、「じゃあ皆さんは川島小学校存続のために何ができますか」って言った時に有効な手立てを言えなかった。で、「残せ」とは言うけれどもじゃあ自分が積極的に送迎ボランティアをやりますとか、PTAの会員になりますとか、地域で支えるそのためのっていうのはあまりなかった。支援ボランティアはいますけれど、ただそれが組織的に地域で盛り上げていく、維持していくんだっていうところまではなかなかいかなかったのは、本当に残念だったんですけども、本当にここ今年になってからですね、お母さんたちの意識も変わって「できることはやりたい」っていうふうになった。で、そういった殆どが移住してきた方、お母さんたちですよ。そういったお母さんたちの声を挙げるようになった。学童クラブみたいなものを自分たちでやっても良い、あるいは託児所みたいな、それから無認可の保育園も想定しているかもしれないですけども、そういった保育についても関わっていても良いというような強い決意を表明されていて、新聞等でも報道されているような内容になってきて、ここで地域の人たちもじゃあ、俺たちも何かできることはないかっていうような形で、これから存続について何ができるかって考えるようなそういったその会議っていうかね、そのものを立ち上げようという動きがあるそうです。で、そういった動きの中で今までだめだったからもう統合に向けて着々と教育委員会、あるいは総合教育会議で考えていくんだよっていう

ことじゃなくて、臨機応変、そのつどの状況に応じて「じゃあ、今だったら何ができるか」っていうことをぜひ、考えていただきたいんですが、それは町長の、町長に質問してもよろしいですかね。

○町 長

まず、私の考えとしてはですね、先ほど教育長説明したとおり、今月の15日の教育総合会議において私なりの意見は述べさせていただきたいなとは思っております。ただですね、私も8月31日をもって副町長を退任して9月になって提言書が出てきたと。でまた先ほど教育長の説明があったとおり地元の方ともですね、会合重ねたという経緯があったようであります。ちょっと残念ながら私はその現場を見ておりませんし、ただ、例えば垣内議員がお話されました動き等はですね、把握しておるつもりであります。また提言書の内容についてもですね、非常に熟読いたしますと関わった委員の皆さんが本当に苦しい中、例えが悪いんですけども雑巾絞った上に更にもう一回絞り出すような思いであの提言書ができたという感想も持っております。ただ、本当に1番の問題はですね、教育現場において本当に子どもたちの将来を思った時にどういった策が一番良いんだろうかという思いとですね、町全体を考えた時に、これは行政の運営方法の中に教育を組み込むかどうかという話になるんでしょうけど、先ほど言いましたように現在、町、当町はですね本当に保育園、幼稚園、また小学校、中学校、高校もまた通信制の高校もできて、本当に短大もあると。非常に施設的には本当に教育立町だと叫べれる、そんなような環境になってきております。そういった施設面での充実の中に今度、英語教育を盛り込んだらどうかとか、今度ソフト面的な話も出ておりますが、政策の中でこの辰野町をどうしていったらいいかという部分で私もちょっと今、本当に重い課題、テーマとして今、考えておるところであります。この場では明快な答えが出せませんが、もうしたらちょっと私も現場を見てみたい。また、ある程度の皆さんともお話をしてみたいという思いがございますので、どうかもうしばらくの猶予をいただきたいなと思っております。以上です。

## ○垣内（12番）

了解しました。ぜひ、慎重にですね状況を見ながら、ただ数字だけで結論を出さずにですね地元の人たちの熱い思いっていうのを汲み取って、それがまちづくりに活かせるような、将来につながるような動きになってくれらたなと思います。この問題、ちょっともう途中で時間切れてしまうのでそろそろ終わりにしていきたいんですが、ただ1つだけ辰野町の信用問題というところで強く言いたいのは、例えば移住定住を促進する時に川島のすばらしさ、自然だけじゃない。で、こういう小学校もあってこういった小規模な教育をやっているというところも、多分3年前は積極的に説得、説明していたと思うんですね、それに惹かれて移住を決めたっていう家族もいらっしゃるわけです。で、例えば川島小学校も毎年保育園に向けてですね、特認校だっっていうことを宣伝する、それで入学促進のキャラバンをやっていたわけですが、今年も行われておりません。それは川島小学校が統合されるっていうことが決まる前にこれ付度以外の何ものでもないと思うんですが、校長にもお聞きしましたけれども、「教育委員会あるいは教育長の指示ではない」っていうふうにおっしゃってました。校長自らが判断してこれは、募集キャラバンをかけて、それで子どもさんを川島小学校に受け入れた後、責任を持ってないかもしれないというような配慮から自主的にキャラバンを止められたらというふうに判断していますが、これは、何て言うんですかね、私個人はですよ私個人はその判断はちょっと早いんじゃないかなと。で、総合会議なり教育委員会で何年後に統合、というような結論があってから校長がそういう配慮をするのは分かるんですが、今いる子どもたちにお友だちを1人でも増やしたい。仲間を1人でも増やしたいっていう本当の本音のところはそういう心情ってあると思うんですよね。それはやっぱり町内各施設にキャラバンに出て「おいでよ川島」っていうのを従来どおりやった方が良かったと思うんですよね。で、考えなおすのは結論が出てからで私はよかったと思うんですが、例えば、これ2年前ですよ27年に「川島においでよ」っていうことで特認校の宣伝、パンフレットを子どもたちに、あるいは父兄に配っているわけですね。わずか2年

後にこれをピタッと止めてしまうっていうのは、町の行政のあり方として私は断層ができるような、もう少し穏やかに緩やかに方向を変えていく。急激に止めるのではなくて方向を緩やかにこう曲げるなり、Uターンするだけの時間的な余裕を取れるような、そういう配慮があるべきだと思うんですが、これまちづくりっていうか移住定住の方の関係の担当課長にお聞きしたいんですが、いつから川島小学校についてプラスの面としてのアナウンスを止めたかっていうのは、はっきり言えます？

○まちづくり政策課長

お答えいたします。現状のお話をしますと、現在、移住定住の方の案内をする際に川島小学校に関してについては当然、小規模校でありますのでこの辰野町の特有の課題ということではなくて町全体の中ではやはりそういった学校の存続っていうのは課題になって、話題には上るっという程度の案内に留めております。現時点で川島小学校どうのこうのとといった形で移住定住では案内をしている経緯はございません。

○垣内（12番）

そうしますと平成27年まではあり方検討、入る前の段階では川島小学校がありますと。特に統合とか廃校とかいうことを想定したその議論というのはされているっていうアナウンスはしないで、こういう学校がありますよっていう話で済んでいったということですかね。

○産業振興課長

この3月まで移住定住を推進を担ってございました産業振興課長の立場でお答えしますが、今町議おっしゃるとおりですね、私ども所管してございました当時は現実的に川島小学校がある事実をもってアナウンスしていたに留まっております、その将来につきまして言及したことはございません。以上でございます。

○垣内（12番）

現状、こうです。こういう学校があります。で、将来については言わないまでも、その気に入ってしまった人いますよね、そういう説明でね。「ああ、この学校いい

な、こういう小規模の所で自分の子どもを育てたい、学ばせたい」っていうお父さん、お母さんはきっといたと思うんですね。そういう人たちに私、外から見ていると積極的に町の広報に彼ら顔を出してますよ。で、「この地域で子育てができて良かった」っていうような発言もシンポジウムや何かでも発言してたと記憶しています。彼らが何が悲しいって、そうやってその地域に惚れ込んで入ってきたのに、その学ばせようとした学校が統合の対象になっている。まあやむを得ないところもありますよ。確かに仲間も増えてこない。そういう移住者が増えてこないっていうところが一番の問題なんですから、人口さえ増えればいいんですけども、そこでまた議論戻ってしまうかもしれないですけども、移住定住とそういった学校の問題切り離せないっていうのは今、県がですね、県が移住者の溶け込み支援に積極的に取り組むモデル地区っていうことで「長野県移住モデル地区認定制度」っていうのをやっています。これで、これ認定受けると何がいいかっていうと楽園信州のかなり表立った所に認定された町が宣伝される。今、県内で清内路地区と阿智村の清内路地区、それから諏訪郡の原村、それから伊那市の新山地区が3ヶ所が認定されてモデル地区としています。認定のその基準っていうのが小学校の通学日単位の地域であること、1番め。で2番目が人口が減少している地域であること。3番目、相談やアドバイスできる人材がいること。4番目、積極的に移住者との交流を図る意欲があること。5番目、市町村の推薦があること。で、川島地区に限って言えばですね5番さえあれば1番から4番まではもう既にみんな一所懸命やっているんですね。だからあとは市町村の推薦。これやれば川島移住モデル地区認定、という道も見えてくるわけですね。そうするとそれが川島のあるいは辰野町の人口減の食い止めるその1つの手立てとして有効になるのではないかな、機能するんじゃないかな、ぜひこれ考えてもらいたいんですが、これも町長すみません、最初のこと、聞いたばかりですすみませんけど、何か印象っていうか、所感と言うか何かありましたら、お聞かせいただけますか。

○議 長

垣内議員、これは意見ですか。あり方委員会の提言の扱いについてという件名ですので。

○垣内（12番）

その2番目の地域の課題と不可分であるのではないかっていうところを言いたいがための質問です。

○議 長

提言に留められないですかね。

○垣内（12番）

はい。それでは。

○議 長

時間もないと思います。

○垣内（12番）

そうですね、はい。ぜひ、

○議 長

ちょっと本文と・・・

○垣内（12番）

考えていただきたいと思います。

それで、長くなりました。次に移りたいと思います。辰野高校の存続についての話に移ります。8月に福祉教育常任委員会でタウンミーティングを行いました。辰野高校のあり方っていうんですかね、について意見を求めていたんですがその時にですね、町としては総務課に担当窓口を置いたというふうな発言があったかと思うんですが、8月以降、具体的にその担当がどういう動きをしたかっていうのを教えていただきたいんですが。

○総務課長

はい。それではですねタウンミーティング後の町の対応でございますけれども、

6月の議会におきまして前町長がですね総務課が今後窓口になっていくというお話がございまして、その後ですね町として総務課の庶務係が対応してまいりました。タウンミーティング後でございますけれども、辰野高校の先生、特に校長先生と今後の対応について相談をさせていただきました。辰野高校としてはですね、「同窓会が主体で活動をしていくことになるが具体的な行動はまだ検討中」とのご返事がございました。その後11月になりまして、また辰野高校の校長先生とですねお話しする機会がございまして、これからは特色ある学校づくりが求められるだろうということで情報を共有したところでございます。また、今後ってということでございますけれども、明日12日にはですね県立高校学びの改革にかかる第2回ですね地域懇談会がございまして、そちらの方に出席をする予定でございます。

○垣内（12番）

はい。では校長と2、3回相談は持ったってということと、それから今後についても県の学びの改革と合わせて辰高、あるいは同窓会と相談を進めていくということだと思っておりますが、どう言ったらいいんでしょう。校長も学校だけでこうしたい、ああしたいって進めていいのかと迷っているところも見受けられます。それから同窓会としても主体になって担っていくってというような、存続についてはね、強い思いがあるんですが、じゃあどう辰高を変えていくか、いうところになってくると同窓会で話内容ではないってというような気持ちってのが見え隠れします。それからPTAやOB、産業会の人たちの意見っていうのも改革について云々ってというような具体的などころについては考えていないような節があります。で今、緊急にですねやってほしいのは、学校任せではなくてあるいは、校長先生のアイデア任せではなくて学校とそれから同窓会、それからOB、特に通学区エリアの企業のOB、経営者、辰校のOBで経営者になられてる方、数多くいらっしゃるんで、そういった方々、あるいは町、教育委員の部分ですね、そういったその関係者を集めた1つの検討委員会みたいなのを組織する必要があるんじゃないかと思うんです。で、ぜひその町ですね、町のその担当課が事務局になってもらって、そのそういった

協議する枠組みっていうのを積極的に作っていただきたいんですが、これは町長にですかね。通達は教育長になっていましたかね。辰高の存続についてっていうのは。

○議長

町長だよ。

○垣内（12番）

町長でいいですか。町長すみません。

○総務課長

今、議員の方からそういった提案ございましたけれども、総務課の方はですね、確かにですね今後どういう対応していいか本当に悩んでいるところでございまして、今の提案も含めてですね検討させていただきたいと思っておりますし、それから、辰野高校の同窓会ですね役員の皆様方とですね、これからですね協議に入っていくということ考えていたところでございました。いるところでしたので、今のご提案もですね含めてですね、検討させていただければと思います。

○垣内（12番）

宮原校長と先日お会いして話し合う機会があったんですが、来年度1年かけて、将来像の計画っていうのをまとめ上げたいっていうふうにおっしゃってますんで、ぜひその早く校長と相談されて、来年早いうちにそういった枠組み、何て言うんですかね計画案、立案する組織っていうのを立ち上げてもらいたいし、その旗振り役をですね辰野町が担当課が主体になってやってもらいたいと思います。ていうのは8月にですね福祉教育常任委員会で白馬高校を視察に行ったんですが、今、国際観光科で勢いがついているんですけれども、そのプラン、アイデアっていうんですかねそれを作ったのは白馬村の職員だったっていう話です。で、職員が本当に動いてそれでその空き寄宿舎っていうんですかね企業の宿舎みたいな所を寮にして、それで遠くから入学してくる生徒さんにそれを寮として提供するようなプラン。それから塾、学習塾か何かやってた人たちに声をかけてというか、引き抜いてきてですね、

で「白馬（しろうま）学舎」ていうのを作ってですね、そこで村営の学習塾をやっていると。そういったその事例もあるわけなので、本当にその辰野町にとってなくてはならない高校というところをようく理解してですね、それで職員がもう本当に死にものぐるいっていう表現は白馬の人たちはしてたんですが、それぐらいの勢いでぜひやってもらいたいと。これもまた提案させていただきます。

で、あと4分なので、桜並木については城前とそれから荒神山と両方お聞きする予定だったんですが、1つだけに絞って4分しかないので、まあほとんど次回になるかと思うんですが、前回、平成27年の9月にですね、持続可能な世代交代というのを提案させてもらったんですが、例えば2年に1遍ずつ4本ずつ植え替えていけば30年で60本替わるんじゃないかなって。で、そうするとその施策をずっとやってれば城前通りの桜はおおむね40歳上限で世代交代していくんじゃないかっていう提案をさせてもらって、その後、それについて検討はされたかどうかだけお答えいただいて質問を終わりたいと思います。

#### ○建設水道課長

城前の桜につきましてですね、議員のご質問いただきまして持続可能な植え替え等の検討ということでございますが、今までは今ある桜をとにかく延命措置をさせていただいて、そして枯れた所につきましては今年もそうなんですが見守り隊の皆さんと確認する中でですね、枝の伐採ですとかそういうような形を取らせていただきました。この12月にですね、また見守り隊の皆さんと話す機会を設けてございます。町の造園組合の皆さんもご協力いただけるという話もありますので、そちらの中で検討しながらやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○議 長

垣内議員、まとめてください。

#### ○垣内（12番）

はい。了解しました。それではここから先は見守り隊との会見の中で話しをさせてもらったり提案をさせてもらったりしたいと思います。以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 4 番、山寺はる美議員。

**【質問順位 5 番 議席 4 番 山寺 はる美 議員】**

○山寺（4 番）

今回、3 項目について質問させていただきます。町長、選挙戦大変お疲れ様でございました。町長は大変だったでしょうけれど、選挙になったおかげで武居町長の町に対する思い、公約をしっかりと私たちは分かることができました。辰野を取り巻く問題は山積していますが、町長は 4 大プランを掲げ「任期中には必ずやり遂げる」という力強いお言葉もいただきました。その中で「加島前町長がやり残した事業を継続して取り組みたい」とも約束されました。まさに前町長がやり残した 3 項目、病院問題、道路問題、人口減少問題を最優先に取り組んでいただきたいと質問をいたします。まず辰野病院の問題ですが、選挙の中での出口調査の結果から武居町長を支持した方々も最優先で取り組んでいただきたいと思われている課題であります。病院の問題は副町長時代からしっかり関わってきていると思いますので現状をどう捉えているか、お答えいただきたいと思います。

○町 長

はい。山寺議員のご質問にお答えいたします。新聞報道にもありましたけれども、外来患者数の減少によりまして赤字決算となったことはご承知のことと思います。その原因として考えられるのは、やはり昔から言われてましたけども医師確保に動いてはいるものの、これは全国的な問題でもございましてなかなか医師不足という問題が解消されていない。また、近隣の病院の動向見ますと岡谷市に新しく大きな新岡谷病院が開業されたりとか、病院だけではなくてその施設に非常に大きな商業施設もあるもんですから、やはり従来の患者がそちらの方に流れたというそんなような予測もできます。また、伊那中央病院の施設の拡充であるとか、スタッフの充実ですね、内面的な充実等も影響もあって近隣病院との連携不足もありまして大変

厳しい状況であると認識しております。以上です。

○山寺（４番）

はい、先ほど中谷議員の質問にも出ましたけれど、辰野病院の経営改善の具体策はどうお考えになってますでしょうか。

○町 長

はい。先ほどもお答えしましたが、まず町側、病院側の経営責任者の定例会議、これをまずやっていきたいということで先ほどご説明しましたとおり、過日病院長とも話ができたところでもあります。ただ、その定例会議のメンバーについてはまだ詰めておりませんので、どういったメンバーでもっていくか、また開催時期の頻度ですね、毎月にするのか2ヶ月に1度にするか、ともかく少なくとも年に1度とか年に2回程度の問題ではないと思っておりますので、間隔を狭めた形でもっていくなどと考えております。また、現在ですね、病院の改善についてはもう自主的に医師、看護師、あるいは技術スタッフ等がですね、非常に危機感も持っておりますので、先ほど言いましたが増収対策チーム、また経費節減チーム、また接遇対策、また地域連携の4チームがそれぞれのチーム10名ほどの編成だと聞いておりますが、非常に動いてきております。なお具体的に効果も出てきた事例もあると聞いておりますので、こちらのやる気のあるスタッフ等も一緒にですね、また取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○山寺（４番）

院内でも改革が進められているようですが、この院内改革はいつから始めたのでしょうか。

○辰野病院事務長

はい、今年度になって経営機能のあり方検討委員会というのを7月に開催いたしました。そのあと具体的に今の4つのチームを立ち上げまして、やりだしたのは10月から行っております。で、実際に具体的に各チームが動き出しているのは11月からではありますが、当初の予定では月に1回、おおむね1回程度の開催っていう話

をしましたが、各メンバーの方たちとても積極的で月に2回くらい開催して非常に良い提言等をいただいております。良いプロジェクトチームかなと私の方でも思っております。以上です。

#### ○山寺（4番）

はい。私たち福祉教育はこの10月にですね飯綱病院、ちょうど辰野町と同等ぐらいの町立の病院を視察に行っていました。その中でですね、飯綱町は本当農業の町ですけど、人口は1万1,000ほど。しかしその中で入院収益も外来収益も全て辰野より上回っているんですね。当然町立の自治体病院ですので内容は赤字ということでしたけれど、その病院自体の取り組みの真剣さと言いますかは、本当に驚くものがありました。院長はとにかく年間の収益の4分の1を稼ぎ出すという意欲満々で病院全体を率いてるわけですけど、この会議もですね、院内改革推進チームっていうのが飯綱病院にもありまして、これは月1回の会議だそうです。その月1回の会議を必ず院長と事務長が毎回チェックする。その責任者から報告を受ける。っていうことをしっかりしているんですね。で、今結構その効果が出てきているということでした。そしてそのコスト削減のやっぱプロジェクトっていうのもあったんですが、コスト削減のために職員は病院の清掃をみんなで行ったそうです。それで300万円ほど浮かしたという、そういう実績もあるようです。だから自治体病院でも本当にみんなが一致団結してやる気になれば、みんなから本当に感謝のされる良い病院になってくんじゃないかなっていうのを私たちは身をもって感じたわけです。そんなあれでこれからの辰野病院の院内改革チームの動向をしっかりと見させていただきたいと思います。それともう1つ辰野病院の経営形態の検討をすると町長は公約の中にありましたが、公約ではなかったでしょうか、お話でしたか。経営形態の検討とは具体的にお答えさせていただきたいと思います。

#### ○町長

はい。公約でございます。まず1つは経営改善に向けての動きも当然のことながらそれに当初はですね同時並行的に経営のあり方検討委員会も設けてやっていき

いなと思っておったところではありますが、先ほど申し上げたとおり、とにかく現状をまずどう立て直していくかということで、現実的に職員も動いておるところであります。こういった時に神経使わず、例えば力のある病院に移管であるとか、違う経営形態っていうことを持ち出しますと、ともすればモチベーションの低下にもつながるでしょうし、もっと大きく言えば変えた時に職員の皆さんの退職金どうするんだとか、いろいろな問題も生じてきますので、これは後発的と言っては何ですが、現在のその定例会議を経る中でですね、経営形態のあり方についても当然話が出てくると思いますので、それについてまた話をしていきたいなあと思っています。具体的には先ほど言ったように何て言うんですかね、力のある病院になんていう話も過去も出てきましたし、指定管理者制度ではどうかとか。そういった話も出てきておりますが、それぞれ問題点もございまして、とにかく現状をしっかりと見極めながら将来に向けての話し合いをもっていきたいなと考えております。補足的にあつたら事務長の方からお願いします。以上です。

#### ○辰野病院事務長

はい。経営形態につきましては今回の経営診断の中にも検討すべきっていう提言を受けております。その中におきましても今町長が申しあげましたとおり今、自分たちがもうちょっとできることは何かというところを、自分たちの病院を守らなきゃいけないってところに意識を求めていきたいと思っております。ただ、経営形態の検討ということはどうしても避けて通れない部分ですので、このへんは並行してやっていきたいとは思いますが、基本的には現状をどうやったら維持できるかの方に重きを置きながら併せて検討していきたいと。とにかく医師の確保のめどが立たないことには現状の経営の改善の中においても非常に難しいものがありますので、そこを含めた中で検討をしたいと思っております。以上です。

#### ○山寺（４番）

はい。今まで辰野病院の問題はいろいろ出てまいりましたけれど、この経営形態の検討をするということは今回、初めてだと思えます。今、事務長から本当心強い

改革の意思を伝えられましたので、その改革の進捗を見ながら町長は決断をして  
いていただきたいと思います。

次に道路問題ですが、これも先ほど何人か 153 号線については質問が出ておりま  
す。153 号線の宮所地籍の道路拡幅の工事は選挙の時の相手の方の小沢さんが最優  
先に取り組むと公約された喫緊の課題でもあります。僅差で敗れた小沢さんの公約  
は町民の声でもあります。町長の考えをお聞かせください。

#### ○建設水道課長

それでは、お答えします。先ほど堀内議員さんの時にも申しましたが辰野町とし  
て本当に 153 でトップに要望している所が宮所地籍でございます。そして、毎年で  
すね伊那建設事務所の現地調査ですとか、また国道 153 号線の整備促進協議会の要  
望書の提出等を行っておりますし、また、今年はですね、県の土木技監が現地へ来  
まして、そして小横川に架かっています小横川橋の所を現地調査していただいて、  
そしてまた地元の皆さんにもその当時、立ち会っていただいて要望した経過がござ  
います。武居町長が就任しまして、そして真っ先にですね要望書に上がったのが伊  
那建設事務所の所長さんの所へ要望を 153 に限らず、町内の道路も併せてですね要  
望書を上げてございます。また年内には県の建設部長さんの所へも地元の皆さんと  
一緒になって要望書を上げるという形で真っ先に県庁へ向かって行きたいというこ  
とで調整しておりますので、武居町長の意気込みが分かるかと思っておりますのでよろし  
くお願いいたします。

#### ○山寺（4 番）

はい。この町長が代わった時こそチャンスだと思います。早急に解決に向けて行  
動していただきたいと思いますんですが、もう手段はあらゆる手段を考えていただいて、  
早急に解決するようお願いいたします。

3 番目の人口減少問題についてですが、この問題はいろいろの角度から質問、提  
言をしてまいりましたが、特に深刻な問題は少子化だと思います。今年度も 9 月末  
までに辰野に生まれた赤ちゃんは男 23 人、女の子 23 人の計 46 名だそうです。昨年と

あまり変わらない数字になってしまうのではないかという不安に駆られます。婚活事業の方、婚活事業と言うか結婚支援ですね、結婚支援の事業の方も今年度は成婚件数はゼロだとのこと。婚活支援事業を社協に任せきりでは態勢は不十分だと思います。今現在、人口減少対策の移住定住は産業振興課、子育て世帯の住宅取得の支援は建設課、そして婚活事業は社協と分散して大変分かりづらいです。提案ですが、人口減少対策課の設置は考えられないでしょうか。

○町 長

はい。ただ今のご質問にお答えいたします。専門の課を設けている市町村も確かにございます。ただ、私たちの考えの中ではこの人口減少対策問題については、1つの部署で対応できるものではないという認識の下で各課横断的に、あるいは全庁舎的な取り組みが必要な課題だと捉えております。これならば良いという決まった形があるわけではありませんので、産業振興と雇用であるとか、あるいは住まいの確保、結婚、出産、子育ての支援、住環境の整備や魅力あるまちづくり、観光をはじめとする交流活動の促進、安心安全、生涯健康で活躍できる町など、さまざまな分野からのアプローチが必要であると考えております。現状、全ての職員がそれぞれに携わる業務の中で生まれたアイデアを出し合ってチームワークで対応を図っていきたいと考えておりますので、人口減少対策課設置という点において言えば、考えにはございません。以上です。

○山寺（4番）

はい。分かりましたが、この婚活支援事業だけを社協に任せてあるっていうのを実態をご存知でしょうかね。

○副町長

はい。先月まで、まちづくり政策課におりましたので、この婚活事業についても一部まちづくり政策課の方でも行っておりますので、ちょっと報告させていただきますが、今、保健福祉課から社協にこの婚活事業については委託をしております。ただ、やっぱり今、議員指摘のとおりですね社協だけでは態勢がとれないという

ことで、今年からまちづくり政策課も中に入りまして、今、婚活事業の方を行っております。実際に行ったのは「ガレットで婚活」だったっけ？「ガレットで婚活」っていうね、それは川島小学校を舞台に行ったんですけど、その時には3組誕生しましたかね。まあそんなような形で今は1つの課にお願いするだけじゃなくて、みんなでもってやろうというような雰囲気でもって行っておりますので、よろしくお願いたします。

○山寺（4番）

はい。私もそのまちづくり政策課の管轄でガレットの婚活事業をしたということは知ってます。で、その結果を知りたくてまちづくり政策課に聞いたところ、「そのフォローは社協がしているはずだ」ということでしたので、社協の結婚相談やっている方に聞いてみました。だけど、そのお答えがとても何て、明朗ではないと言うか、曖昧と言うか。「ああ3組は、マッチングしたようだけど、それはもうだめになったじゃないの」という感じ。だからそのまちづくり政策課の職員が最後までみる、例えばもっと社協の職員が関わって、その後のフォローをしてっていったというならば、これも納得できるんですが、あっちの課でやったものをこちらの課にフォローを頼んで「もう、だめでした」。それではあまりにもずさんな管理ではないでしょうか。

○まちづくり政策課長

今の「恋活」と言いますけれども、婚活イベントの関係についてお答えをしたいと思います。先ほど副町長の答弁にあったとおりにカップリング、カップルになったのは、成立は3組でありました。実はこのイベントにつきましてはその後のアフターフォローというのを考えておりまして、10月8日に開催されました生き生きふれあいフェスティバルの中で運営スタッフ、ぜひ、このカップルの方に参加していただくということで企画したところが、実際にはちょっと都合もありまして、当日参加をいただけなかったという経緯がございます。まちづくり政策課の婚活の関係については、昨年も吉本の芸人さん来ていただいてイベントをしております。

その際に社協の方との連携がちょっとうまくいかなかったこともございまして、今回のイベントについてはそういったことがないように連絡を取り合いながらやってきたところでございますが、先ほど議員おっしゃられた「後が分からない」というのは先ほどの経緯の中で成婚に至っているかどうかというところがちょっと、やっぱ個人の関係もありますので追いきれてなかったということで、ちょっと歯切れの悪い対応したのではないかなと思っております。以上です。

○山寺（４番）

はい。そのガレットの婚活事業についてもちょっと聞いてみましたら、その婚活事業よりもそのガレット、ガレットを宣伝したいがための婚活だったのようでした。だからその的が絞れてないんで、どっちも中途半端で終わってしまうっていうか。そういう感じになってしまうので私はぜひ、人口減少の対策課っていうのを作っていて、連携をうまく取っていただきたいと思いますが、お考えをお願いいたします。

○副町長

はい。大きな市でしたらね、職員にも余裕があるものですからそういった人口減少対策課みたいな１つの課を組むことも大切、できるかもしれませんが、今、ちょっと町役場ではなかなかそういう職員に余裕がないものですから、１つの課を配置するということはちょっと不可能かなと思っているところであります。代わりに町長が今回、職員の行動指針に申してあります３つのワークの中の特にチームワークですね、チームワークを活用して全庁的に取り組むことによって、この人口減少対策を盛り上げていこうというような今考え方でもって進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山寺（４番）

はい。内情もよく分かりますが、地方創生課は廃止になったということですか？ まちづくり政策課の今、課長になられて、今は誰が地方創生の課長なんですか。

#### ○副町長

人口減少対策につきましては、今まちづくり政策課の方で主導、主導と言いますか主管課の方を行っております。人口減少対策と地方創生につきましてはちょっと区分けがね、はっきりできないんですが、今、地方創生の関係いろいろな国の地方創生事業の方を推進してますので、そちらの方を地方創生係の方で今、主に行っているんですけど、あと、移住定住ですね。移住定住につきましては地方創生係の方で今行っているんですが、まちづくり政策課の中のまちづくり係と一緒に人口減少対策については今、推進をしているところであります。

#### ○山寺（４番）

はい。組織のことですので、なかなか町民にはちょっと分かりにくいところがあります。もう少し分かりやすい形で人口減少に取り組んでいただきたいと思います。次にまいります。

２番目として町内の学童クラブについて質問させていただきます。先月の議会報告会の分科会で福祉教育常任委員会は、「町内の学童クラブの実態と対応について」のテーマで出席者と意見交換をいたしました。その中で特に西小の施設の老朽化問題が取り上げられました。施設は古く、狭く、98人の児童に対して25坪の部屋。子どもは居場所が確保できず、いらだってケンカになることも多いそうです。また、トイレは男女1ヶ所ずつ、外にあり狭くて汚い。低学年の子どもなんか、混み合う時はおもらしをしてしまうこともあるそうです。至急改善が必要だと思っておりますが、町の見解をお聞かせください。

#### ○教育長

はい。山寺議員の質問にお答えをしたいと思います。辰野町の学童クラブがこの町の運営に移管されたの、これは平成の26年でございます。この26年度から学童クラブを利用する児童が急激に増えております。例えば今、ご指摘の西学童クラブですけれど、町に移管される前の平成25年、この時は65名でございました。移管されました26年度には長期休業の利用者も含めて増えまして78名となりましたけれど、

今年度は140人とほぼ2倍にこうなっているわけでございます。それに引きかえ今、ご指摘のように施設の老朽化、それから手狭、っていうのは否めません。施設が比較的新しい東学童クラブ、東小学校の横にあります東学童クラブですけれど、世代間交流施設として平成26年度竣工した当時ですけれど、60名の利用者が現在はこの倍近い115名ということでございます。既に東学童でも手狭な状況というふうになっているところでございます。3年前、町に移管された時には想像もできないこの急激な増加ということになっております。施設の改修、修繕が追いつかない現状でございます。特に西学童につきましては西学童の現状とそれに対する思い、願いというのは山寺議員と町教育委員会とは同じだろうと思っております。詳細はこども課長の方から答弁させますので、よろしく申し上げます。

#### ○こども課長

それでは西学童クラブの施設でございますけれども、昭和の終わりの当時特別支援学級の移転に伴いまして学童クラブと言葉の教室、それぞれをリニューアルした施設でございます。トイレも当時からの施設で掃除当番を決めてきれいに使うことを心がけて使ってまいりました。子どもたちにとりましては、昔も今も変わらない大切なトイレであります。しかしながら児童数がこれだけ増えた現在、男女各1ヶ所のトイレは物理的に不足でございまして、対策として学校内の施設のトイレの利用を教頭先生にお願いしてございます。本来の学校施設と学童クラブ施設をそれぞれの住み分けをきちんとしていた学校と、当面のトイレの問題の解決を目指す教育委員会とで協議を進めているところでございます。次に西学童クラブの施設の早急な対応という質問でございますけれども、今後、将来の学童クラブの規模を検討して、特に少子化傾向も考慮の上、平成30年度、来年になりますけれども詳細設計に取りかかってまいりたいと考えております。再来年になります平成31年度、工事着工を実施計画の中に盛り込んでございます。もうしばらく我慢をしていただきたいところでございます。以上です。

○山寺（４番）

はい。学童クラブの主任さんからは「何度も町に要望したけれど、なかなか受け入れてもらえなかった」って言いましたが、本当に私たち委員会からの町長要望も出しましたせいでしょうか。なんか進捗しているようですので期待しております。よろしく願いいたします。そのこの間の学童クラブの実態と対応についての意見交換の中です、学童クラブの運営についても意見が出されました。これは先ほどから教育長が申しておりますが、大変な驚きでしたが今児童数は減少しているのに、学童クラブに預ける児童数は３年に比べて想像以上に増えているということです。数字はさっき教育長が申しましたので割愛させていただきますが、出席者からは「希望者を全員受け入れる現状について考慮する必要はないか」という意見が出ました。教育長の考えをお聞かせください。

○教育長

はい。この問題は非常に難しい問題かなあと思っているところでございます。基本的には働く保護者のその子どもさんを保育するという施設でございますので、両親があるいはお父さんなりお母さんなりが本当にこのね、子どもの心配をすることなく仕事をできるというこの環境を整えてあるということ、非常に大事なことであるわけですね。ですので、現在では希望する保護者を全員受け入れております。ただ、これは無条件ではなくて就労証明というね、町内の保育園と同じように就労証明を出していただいた家庭については受け入れているということでございます。ここらへんは崩してはならないんだろうな、という思いもございます。

○山寺（４番）

はい。学童クラブは働く親御さんにとっては安心安全な大切な場所だと思います。しかし、早朝から学校で頑張った子どもたちは、学校が終わったら早く家に帰りたいたいのが本音ではないでしょうか。家庭によっていろんな事情はあるかもしれません。私も子どもを育てた時、小学校の娘から「仕事と私とどっちが大事か？」と何度も言われました。国は一億総活躍を謳い、子育て中のお父さんやお母さんもしっかり

働け、と言ってます。しかしその対策は十分ではありません。子育てする時は親の都合よりも、子どもにとって何が一番大切かを考えて学童クラブを選択してほしいと思います。以上ですが、次の質問にまいります。

次の問題は先ほど垣内議員も質問されましたが、垣内議員は城前の桜についてでしたので、私は荒神山の桜の管理について質問します。今、荒神山の桜は夏のホテルの松尾峡に次ぐ、辰野町の桜の一大名所となり、大切な観光資源です。その桜の幹や枝に苔が粉を撒いたようにびっしりと付き始めています。粉が付くと木の呼吸ができなくなり、やがて枯れてしまうと言われていています。町はこの桜の対策をどのように考えていますでしょうか。

○生涯学習課長

はい。山寺議員の質問にお答えいたします。現在はですね、てんぐ巣病対策として伐採、枝打ち、抗菌剤塗付作業を中心に維持管理を行っています。本年は業者委託によって高い枝の除去にも取り組みを始めています。しかしながらこの苔対策につきましては現在は公民館講座の「男の和」という所があります。その皆さんのご協力です。毎年1回、状態が悪い木から除去作業を行っていただいている状態です。今後としましては伐採、枝打ち、防菌剤塗付と、通常作業に消毒剤散布を加えて管理していきたいと考えております。

○山寺（4番）

はい。先ほど垣内議員からも質問がありましたが、その桜の木を植え替えるというか、そういう予定はございませんか。

○生涯学習課長

はい。植え替える予定は現在はありませんけれども、伐採をするにあたって、弱った木から伐採をしておりますけれども、毎年、観光協会、JC、また景観ボランティアの皆さんによって植樹はされております。20年から29年にかけても、ソメイヨシノ、コヒガンザクラ、八重桜と植樹をして桜の木は増やしている状態でございます。

○山寺（４番）

はい。桜の木を各団体で植えているっていうことは承知してますが、この枯れかかっているっていうか、苔がたくさん付いてしまって木が弱っている所から植樹するっていうことは考えていませんか。

○生涯学習課長

はい。今後はですね、専門的な先生方の判断とか、診断、指導は受けながら計画を立てて行っていきたくないと伺っております。

○山寺（４番）

はい。毎年町民を楽しませてくれる荒神山の桜、手遅れにならないように定期的な管理と対策をしっかり立てていただきたいと思います。以上をもちまして今回の私の質問は終わらせていただきます。

○議 長

ただ今より暫時休憩いたします。なお、再開時間は３時10分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。３時10分といたしますので、お願い申し上げます。

休憩開始 14時 57分

再開時間 15時 10分

○議 長

引き続き再開いたします。質問順位 6 番、議席 3 番、熊谷久司議員。

**【質問順位 6 番 議席 3 番 熊谷 久司 議員】**

○熊谷（３番）

今日は大きく２つの質問をしてみたいと思います。１つは道路網計画についてございまして、もう１つは所有者不明土地ということで、それに関する質問をしてみたいと思います。最初に道路網計画の28年、29年度の様子を伺いたしたいと思います。その前にまず伊那市の事例を紹介したいと思います。４年前に主要道路網整備計画案を図に描いて発表しています。伊那市のことです。これは市職員がアクションプランとして

作成したとのことでございます。これに対し市議会は道路対策特別委員会がこの内容を検討したり、市民との懇談会を設けたりしております。当時、検討していた国道153号伊那バイパスは、まさに着工されようとしていますし、中央道小黒川パーキングのスマートインターチェンジは先日オープンされました。また、市内の環状道路整備計画も着々と進行しているように見受けられます。先日私が伊那市の議員に確認した範囲では、今でもこの計画図は生きていたとのことでした。さて、辰野町においては第五次総合計画後期基本計画の中で主要施策の1つとして「道路網計画の検討」というのがあります。そして、毎年2月下旬にプレス発表される次年度予算の資料の中に、昨年と今年2年連続で道路網計画の策定が取り上げられております。その事業内容としては、「懇談会などを通じ町民から広く意見を求めて、町全体の道路網について将来像を作成します」とあります。そこで伺いますが、道路網計画策定に関して昨年度と今年度、どのようなことが実施できたのでありましょるか、お聞きいたします。

○建設水道課長

はい。それではお答えします。町とですね、伊那建設事務所によります辰野町道路懇談会を開いております。町内17区や道路に関わる団体などの代表の皆さん、また町議会議員の皆さん約80名と、国、県、町道で一番気になること、知りたいことをテーマに町内の道路状況の課題と対応策について地域住民と行政がともに考え、情報を共有する機会であり、これが道路網計画の素案づくりという形で位置付けてやっております。今年も29年度、これからなんですけど、過去3年間同じような道路懇談会を行っておりますので、今度はまた一步踏み込んだ形で道路網計画の素案づくりを行っていきたいと思っております。以上でございます。

○熊谷（3番）

では、あれですかね。各地区で懇談会を設けるような形、あるいはテーマを、それもただ漠然と懇談会をするんでなくて、テーマを把握し、課題を投げかけるような懇談会を地域ごとにやるっていったようなことは考えておられませんか。

○建設水道課長

皆さんそれぞれ、地区ごとにですね 153 号線整備促進協議会ですとか、また竜東地区の振興会等ございます。そちらの描いた絵をですね、ぜひとも町内図 1 枚にまとめさせていただいて、皆で検討していくような形になるかと思っておりますけれども、そんな形をとっていきたいかなと思っております。

○熊谷（3 番）

その図と言いますか、絵は全町にまたがった将来ビジョンといった道路網計画に近い図になるわけでしょうか。

○建設水道課長

道路計画と言いましても特に国県道、また町道でいいますと 1、2 級の幹線道路がでございます。現在、改良済みの道路っていうのは国県道は一応、センターラインを引けるような道路につきましては改良済みというような形になっておりますが、それ以外のセンターラインを引けない道路、特に町道でございますけれども、幹線道路でそういう所につきましては、まずはそちらの方、現道改良していかなきゃいけないっていうことがあるかと思っておりますので、それを図示すれば道路網計画という形にはなるかと思っております。

○熊谷（3 番）

はい。現在、持っているテーマ、課題をまとめていくと必然的に道路網計画になると。それはある意味、完全ではないでしょうけれども、そういったことは十分あるかと考えます。道路計画が国県の採択を得るために必要なこと。これは町民の合意形成ということでもあります。地元の合意形成が得られた要望は国県に採択されやすいということではありますが、では、その合意形成はどのようにして得られるか。そこが一番問題なわけですがけれども、いろいろな手法があるかとは思いますが、一番有力なこととしてはですね、まずよく研究された計画案が発表されることだと思いますね。伊那市の先ほどの事例をとってみても、よく研究された計画案が発表される。そしてその案を住民説明会にかけ、合意が得られるかどうか確認して

いく。合意が得られない部分については修正を加えていくというようなことが必要になるかと思えますけれども、そのよく研究された計画案を作っていただきたい。それはそういった専門委員会を作るのか、いろんな手法があるかと思えますけれども、まずはその提案が発表されない限り、次の段階に入れられないのではないかというふうに考えるわけです。それを十分住民説明会で説明し、皆さんに納得していただくということが大事なことかと思えます。伊那市の場合は住民説明会を議会がお手伝いしたという形をとっておりますけれども、それはいろんな形があろうかと思えます。道路整備を実施するのは県国であります。予算は本元は国から出発して出てまいります。しかし、合意形成は各市町村で作らなければならないんですね。合意形成ができない限りは、国県も本気になっては考えないというところがいろんな角度からそういったことが言える、言えます。次に各地区の要望がきちんと吸い上げられているかといった質問でありますけれども、道路網計画を作成するにあたっては、まず各地区の道路事情や要望事項を把握している必要があります。今現在、道路整備が進行している主要道路としては与地辰野線、通称、春日街道先線の北大出地区、そして下諏訪辰野線の平出上町地区があります。国道 153 号宮所地区は小横川橋の橋梁調査がされるところであります。伊那辰野線では樋口の矢の坂と辰野駅前の測量がされるだろうところであります。また、県の計画決定がされているものの、用地買収が進んでいない北大出原の国道交差点改良の課題を町は抱えております。そして、国道 153 号宮木新町地区の歩道整備の地元要望や与地辰野線の下田踏切、新樋線の新樋踏切では拡幅整備の要望が上がっていると捉まえております。質問ですが、町としては各地区にどんな要望があるか、どのように捉まえておられるでしょうか、質問いたします。

#### ○建設水道課長

国道、県道、町道に問わずですね、まずは歩道の設置ですとか、また拡幅改良、交差点におきましては右折レーンを設けてもらいたいというようなこともございます。それと踏切がそこだけ狭隘になっていまして、一緒になるということで、拡幅

改良というようなことが主なものでございます。また舗装の傷みによりまして舗装の補修等も当然要望されているわけでもございまして、毎年建設事務所の方へは、お願い、国県道につきましてはお願いしていますし、町道におきましても補修、また舗装の打ち換え等、行っている状況でございます。

#### ○熊谷（3番）

一々、挙げていくときりがないという、場所を挙げてくときりがないということでもございましょうが、1つにはちょっと気になっている事例を申し上げますと、辰野駅前整備事業に関してでございますけれども、平成25年3月に区画整理事業の廃止が決定されております。長年、なかなか実現されずにずっとやってきて、とうとう廃止まではこぎつけたと。しかしながら都市計画道路の見直しや地区計画の策定がきちんとされなかった。それでまず一旦止まりまして、3年間、その後3年間ほど私は空白と言いたいんですけれども、25年から3年間空白の期間がありました。で昨年11月、今からちょうど1年くらい前に再開、動き出しまして29年4月ですから、今年4月駅前まちづくり協議会が発足しまして、それからは結構活発に動いてまして4回ほど会合、その中には町歩きとかワークショップとか、そういったことが実施されております。目的は地区計画の策定、及び街なみ環境整備事業の推進ということではありますが、今度こそ機を逃さずタイムリーに進めていただき、何としても達成していただきたい、駅前を整備していただきたいというふうに思います。こういったことも全体の道路網計画の一部であります。こういったもう取り上げていくと本当にきりがなく辰野の町の中は道路整備の必要に迫られております。

ちょっと順序を私の方も順序を間違えてしまいましたけれども、あと道路網計画の3番目の質問でありますけれども、今後の進め方、都市計画道路の見直しの進め方について質問してまいります。第五次総合計画後期基本計画では「道路網検討委員会を組織し、町全体の道路網について将来像を作成します」とありますが、これは進行しているのでしょうかということですが、これは先ほどと関連はしているかと思っておりますけれども、また都市計画道路の見直しについてですが平成25年度か

ら3年連続で数百万円の事業予算を付け、都市計画道路の見直しが実施されております。その結果はどんなものだったのでしょうか。今後更に見直しを実施されるのでしょうか。お尋ねしてまいります。

○建設水道課長

はい。都市計画道路の見直しにつきましては6月の議会に堀内議員さんの方からも質問ございまして、お答えしましたが辰野駅前地区の地区整備計画の策定を完了し、またその後、県の同意を得られる状況になってから街路の見直しの手続きというような対応になっております。先ほどの議員さんの方からお話がありましたように駅前まちづくり協議会の今、ワークショップですとか、また地区計画の策定を行っております。そちらの方が今年、来年をかけてというような形になりまして、その後、都市計画街路についての協議に入っていくかと思っております。そんな予定でございますのでご了承願いたいと思います。

○熊谷（3番）

平成25年から3年間25、26、27、数百万、400、500万ずつ3年間予算付けて都市計画道路の見直しを行っているんですが、その成果と言いますか、やった内容というのはちょっと私、見落としているのかどうかなんですけども、ないんですけども、そのへんいかがでしょうか。

○建設水道課長

今、ちょっと手元にないもんでいけないんですが、都市計画の基礎調査というか街路について調査してるものだと思います。また詳細については、またお持ちしてご説明したいと思います。

○熊谷（3番）

都市計画道路の見直しは辰野の駅前の都市計画道路の見直しが済むまでは次へ動けないというような話、以前から、まあそれは聞いておりまして、それも仕方ないかなとは思いますが。しかしながら、町内、町の内部ではやはりそれをやってかなきゃいけないことの1つだと思いますので、県に対しては1個ずつ、一歩

ずつそうやって動く必要はあるんでしょうけども、先ほどの町全体の道路網整備計画を見直す時には当然、都市計画道路の見直しも併せてやってかなきゃいけないと思いますので、そういったことも併せてやってく必要があろうかと思います。先ほど、今日午前中に堀内議員の質問で宮所の整備、国道 153 号の関係でありますけれども、まず優先して宮所の整備をそこに集中していきたいと。これ最もな話だし、それはやってもらわなければならないことだと思うわけですが、併せて辰野バイパスについての検討も開始していかないといけないと思うわけでありまして。宮所については、もう地元の合意形成はできているわけです。したがって後は、県国に対していかに活動していくかになっていて、いかに予算を付けてもらえば良いかという段階にきてて、もう一歩とにかく頑張ればってというような町全体の地元の合意形成は無論のこと、町全体の合意形成もできてるわけですね。ですから後は力強く進んでください、ほかに方法はないわけですが、辰野バイパスの問題に関しては、地元の合意形成が 6 年前にできたまま一歩も進んでないわけですね。例えば東ルート、西ルートの問題。これについて地元投げかけて意見を聞くといったようなことはいまだかつてありませんし、ほかの例えば箕輪バイパスとの接続についてどうあるべきか、どうしたら打開策が見えるのかといった検討も全くされない。あと、宮所のトンネルは今村、宮所間のトンネルがずっとその先トンネルで通してくことで良いのかとか。宮所から先は西ルートも東ルートもないわけですね。そういったその突っ込んだ検討、議論が全く途絶えているわけですね。合意形成のしようがないわけですね。ここで国会議員の宮下代議士の発言を紹介したいんですが、  
「辰野町は今から活動しないと手遅れになりますよ」これは辰野、国道 153 辰野バイパスに関してでございますけれども、こんな発言をされております。リニアの開通が 10 年後、それに併せて箕輪から飯島までのバイパスは箕輪バイパスはほぼ完成っていうか、大体あと 1 車線、片側 1 車線の所の 2 車線問題は残ってますけれども、ほぼ完成ですが、ただ箕輪バイパスもインター周辺については問題が残っているわけですが、箕輪から箕輪バイパス、伊那バイパスがルートが決まり、

後は10年以内に完成を待つ。それから伊駒バイパスもここでルートはほぼ決定し、やはり10年で完成させると。伊南バイパスはもうほとんど完成ですよ。したがって箕輪から飯島、中川までは10年後には完成すると。その完成した頃に次はどんな所が必要ですかとなるわけですね。その時に「はい」と言ってその頃、10年後に手を上げて遅いわけですね。したがって地元の合意形成は今から始まらないともう間に合わないわけですね。だから、町内でやるべきこと、町内から外に向かってやるべきことってこう考えてった時に、今、町内に向けてやらなきゃいけないことがあるわけですね。だからそのへんをぜひ進めていただきたいというふうに思います。

続いて、所有者不明土地について質問してまいります。人口減少問題で、自治体消滅の危機を世間に訴えた増田寛也元総務大臣が、今度は所有者不明土地研究会を立ち上げ、この問題を取り上げています。現在、持ち主を特定できない土地が全国に410万ヘクタールあり、これは九州を上回る面積とのことです。そして、このまま対策を講じないで進むと23年後の2040年には北海道の面積に達すると言います。所有者不明土地は相続した土地所有者が法務局への登記をせずに、そのまま何代か相続が続き、最後の住人が亡くなった時には相続権利者がネズミ算式に増えていて、その方々が全国に場合によっては外国に居住したりしてしまして、所有者を特定できなくなってしまうということによって発生しているとのことです。一般に登記簿が必要になるケースは、住宅ローンを組む時や抵当権を設定する時ですが、所有者に登記義務はないため必要に迫られなければ昔の所有者のままになっているのが一般的とのことです。さて、伺いますが町内の所有者不明土地はどのくらいあるのでしょうか。

#### ○住民税務課長

はい、税務部門におきましてに限定しますけれども、課税業務の中で把握しておりますもので、相続人不存在についての概略でございます。まずは種目別に申し上げます。田んぼですけれども、約4筆、で面積的には1,816平米ほどになります。次に畑になります。約10筆、で面積が4,618平米になります。次に山林ですけれど

も、約27筆 1万 1,405 平米。原野で約15筆、 6,051 平米。宅地で約 7 筆、 1,593 平米。全体で63筆、 2万 5,222.18 平米になりまして、その義務者としては7名ほどになります。以上、税務の方で把握しているものについては以上でございます。

○熊谷（3番）

この2万 5,000 平米、って言うか、割合にするとこれどのくらいになるんですかね。あの、ちょっと割合が分かれば教えていただきたいです。

○住民税務課長

面積的には非常に総体面積的に少ないものですから、ちょっと分母になる町全体の面積で言いますと非課税面積でいきますと、課税面積でいきますと、6万 328 筆で、合計面積で4,781.3377 平米になります。町全体で課税、非課税を合わせたものでは8万 6,569 筆になりまして合計で 169.2 ヘクタール。ちょっと単位が違ってますけど、そんな形になります。後でパーセンテージは発表と言いますか、お伝えします。

○熊谷（3番）

何かえらい少ないんですね、どうもね。相当、少なくて宅地においては7人が該当してるっていうことでしたね。どうも今世間で騒がれているのは20%というような度合いで不明、所有者不明土地があるっていうようなことに比べると辰野の場合は非常に少ないというふうに捉らまえていいんじゃないかと思しますので、まあ、さほど心配したことじゃないなって、改めて今感じたところでございます。それは何よりのことでございますので、いいわけですが・・・

○議 長

熊谷議員、すみません。住民税務課長がちょっと答弁もれで。

○熊谷（3番）

はい。

○住民税務課長

先ほどのパーセンテージですありますけれども、総体面積で割り返しますと

0.014 っていう割合になります。はい。

○熊谷（3番）

本当にちょっと、集計の仕方等もまだその確立されていないような話なのかもしれませんね、どうも。したがって少ないことは分かりますが集計の仕方が今後、確立されてくるんじゃないかというふうに、どうも今、騒がれているのも研究所の集計の仕方であってどうも国がきちんと捉えているやり方っていうのがあるかどうかくらいのところだと思いますけれども、いずれにしても少ないことが分かりました。続いてですが、その中に空き家、空き地の中には所有者不明土地があるかどうかお聞きしてまいりたいと思います。バブル経済崩壊による地価の下落が所有者不明土地を増加させてきたようですが、都会に、あるいは近隣市町村に出て行ってしまって空き家を相続放棄するケースが今後出てくるのではないかと想像します。質問ですが、今ある空き家、空き地の中で所有者不明土地はあるのでしょうか。

○まちづくり政策課長

お答えいたします。まず、空き家、空き地でございますが、外観だけでは判断できないので大変定義自体は難しい部分かと思えます。空き家に関しましては、平成25年10月に各区にお願いした調査がございまして、その際541軒の情報を寄せられました。そのうち38軒については利活用可能ということで整理をしたところでございます。この時の調査はあくまでも利活用可能な空き家の調査といった観点でございましたので、土地の所有者までは調査をしておりませんので、所有者不明な土地についても調査ができていない状況でございます。また、空き地についても調査を行った経緯はこれまでございません。

○熊谷（3番）

所有者不明土地っていう観点では今まで見てなかったっていうことで、これからの話かとは思いますがけれども、空き家、空き地っていうのは所有者不明土地の予備軍だと思います。こんなケースって言いますか結局、住んでなくて離れてて、もう不用になって相続放棄っていう言い方がいいのかどうかあれですけれども、寄付し

たいとか、放棄したいとか、そのマイナスの財産だけ放棄するっていうことできませんので、プラスの財産全部合わせて放棄するっていうことしかできませんので、そんなどういふ事例かって具体的に想像するにあたっては、ちょっと難しい部分あるんですけども、いずれにしても空き家っていうのは所有者不明になる可能性がかなり高いことですね。で、空き家になった途端に所有者不明になるケースも実は家の近くにもあったりして、やっぱりそういう所を事前に注意してかないと注目してかないといけないんじゃないか、っていうことを問題提起をしていきたいと思えますけれども。そんな中で、この公共事業や何かで支障が出てないかと、そういった事例がないかという質問をしてまいりたいと思いますが、所有者不明土地の問題が注目されるきっかけは東日本大震災の復興で起こっております。被災地域の高台移転を計画したところ、移転先に所有者不明の土地が多くあって買収できず復興が遅れた、とあります。町内においては道路整備事業や山林の治山事業において過去に土地の持ち主が分からず支障があったというような事例はなかったでしょうか。また、現在進められている人・農地プランの農地中間管理事業で支障が出たというような話はなかったでしょうか、お尋ねいたします。

○建設水道課長

はい。それではお答えします。これは県の事業でございますが、宮木の楡沢の砂防事業におきまして、共有名義の山林でございます。相続人が確定できずに用地買収ができないということがございまして当初計画を変更しなければいけないということで、堰堤工事を変更させて、今現在事業が少し遅れているような状況でございます。今のところ、計画等はもう地元で提示させていただいておりますので、これからは用地買収をして、そして事業、工事に入って行くような形になるかと思えます。以上でございます。

○産業振興課長

産業振興関係の事業で申し上げますと土地改良関係におきましては水路改修、農道整備、あるいは圃場整備といった事業がありますが、これまで支障となった事例

はございません。また、林業事業に関しましては治山事業、あるいは林道事業などがございます。治山事業につきましては事前に保安林指定の同意手続きなどを経ての事業になりますが、併せてこれまで支障となった事例はないと聞いております。また、農地中間管理事業でございます。こちらにつきましては長野県の農地中間管理機構がですね、農地を貸したい方から農地をお借りしまして農業の担い手にお貸しするという簡単に申し上げますとそういった事業でございまして、昨年4月に農事組合法人辰野営農が設立以降、辰野町におきましてはこの土地利用の集積の実績が大分上がってまいりました。昨年、川島や小野地区におきまして約27ヘクタールが、また、今年度29年度の見込みとしましては羽北上野地区などで約32.6ヘクタール、こういったものですね利用集積の見込みとなっております。農地中間管理事業につきましては、所有者、これ農地の出して側ですけれども、その申し出により手続きを開始すると、こういう仕組みでございまして、申し出がない限りこの事業は実施がないという観点から申し上げますと、この事業に関しての所有者不明土地の取り扱いはないというようなこととなります。以上でございます。

#### ○熊谷（3番）

実際に宮木楡沢の砂防事業で支障が出たという事例が今、発表されましたけれども、やはり山林の所有者っていうのは非常に怪しいですよ、今後。かなり自分、そもそも自分の山はどこにあるかっていう税金だけは何か、リストで来るけれどもどこなのか分からないって人もかなり増えてるかと思えますし、我々の息子、孫の時代になるとなおさらそれはもう増えていく恐れがあるわけですし、中には寄付をしたいっていう人も出てこようかと思うんですけども、ちょっと寄付の話についてはまた後で触れたいと思いますが、いずれにしても考えていかないと何か事業を、公共事業をしようとした時に支障が出る、ということは大いに考えられるわけでありまして。農地に関しても今のところ、あれですね、農地中間管理機構に預けたい人は申し出るわけですけれども、そうでない場合もかなり今後増えてくるんじゃないかと。要するに申し出るも何も所有者が不明になりつつあると、なったとか、そうい

う事例が今後出てくる可能性があるなどというのは大いにあるわけです。そこで、今後の対策について質問をしてみたいと思いますが、団塊の世代が高齢化するこれからは、登記されないまま放置される土地がますます増える心配があるわけですが、今月初めの新聞報道では国土交通省が所有者不明土地の有効活用に向けた支援法案の骨子をまとめたとありました。公園や直売所など公共性のある事業に所有者不明土地を利用する場合、県知事に申請して利用権を設定できるようにするという、そんなことがあるようですが、今後、国は所有者不明土地の抑制のための更なる法改正を実施していくのではないかと考えるところでありますが、町としても対応できることがあると思います。町としてはどんな取り組みが考えられるのでしょうか。

○産業振興課長

議員ご指摘の新聞報道がありました部分につきまして、先行して進めておりますのは、やはり農地法によります農地の活用面の措置だと考えております。遊休農地になっている農地をいかに活用していくのか。あるいはですね、ご指摘のとおり所有者不明の農地の場合は既に荒廃農地になっているということも考えられます。そちらにつきまして、さあどのように対応していくのかというところで先ほどの農地中間管理事業などを活用した事案が1つ考えられておりまして、既にこちらにつきましては現行の法制度の中で進めている事案でございます。辰野町もそれに沿って進めている例でございますので、ご案内を申し上げたいと思いますが、農地法による事例でございます。町では遊休農地の発生防止の解消や違反転用の防止や、早期発見のために町内全域に渡りまして辰野町の場合は毎年9月に農地パトロールを年1回行っております。こちらの農地の利用状況調査を行いまして遊休農地の所有者などに対する利用意向調査を実施しておりますが、意向どおりの取り組みを行わないことによりまして耕作者不在となる恐れがある場合はですね、農業委員会は農地中間管理機構との協議を勧告しまして、最終的に知事の裁定によりまして機構が農地中間管理権を取得しながら農地の担い手の方に活用の道筋を立てると。こういうような仕組みでございます。新聞報道にありました国土交通省のこれからの方針に

つきましても、農地の事案を山林ですとか、空き地等の部分に活用の幅を応用していくのではないかと考えておりますので、新聞にありますように公園や農産物直売所など公益性のある目的に使うことを条件に、5年以上の利用権を設定する制度が今後創設されると聞いておりまして、早くそういった対応がこういった人口減少社会の中でですね、待たれるところだと思います。辰野町としても現在現行法で整備されている農地につきましてもはですね、今後遊休農地化が広がらないように積極的に法律を活用して取り組んでいきたいと考えております。以上です。

#### ○住民税務課長

すみません。先ほどの課税上の把握っていう観点ですね、現状どんなことをしているかっていうところをちょっと紹介させていただきたいと思います。まず、年度当初に納税通知を課税のために発送するわけですがけれども、それが戻ってきたりするとそこで調査を始めることになります。義務者が死亡した場合等でもそうなんですけれども、相続人をまず探し、本籍地に徹底的に調査開始して課税をしています。それでも相続放棄を含め、相続人が不存在になった場合になると公示送達のもの、課税し、また滞納になりますので時効をもって不能欠損っていった流れの繰り返しを行っております。以上でございます。

#### ○熊谷（3番）

農地に関する対策等を今お聞きして、それはそれで大事なことかと思えます。私これから紹介する事例っていうのは、こういった所有者不明土地への対策の目安になるんじゃないかと思えますけれども、まず死亡届を出しに来た人に土地の登記を促す取り組み。これは、京都府精華町っていう所で成果、ちょっとあれですけれども、実行しているようですけれども、窓口で登記の意義や手続き方法を丁寧に説明しているというようなことをしているようです。また、山形県鶴岡市にはこんな事例があります。持ち主がもてあましていた土地を有効活用する取り組みであります。NPO法人つるおかランド・バンクが売り手と買い手をつなげる活動をしていると。このバンクは不動産業者や司法書士で構成されており、市役所職員と連携し

て動いているということです。問題のある土地があれば市役所は持ち主と連絡が取れなくなる前に、できる限り情報を集め、一方ランド・バンクは土地取引に精通したメンバーが解決策を提示して交渉にあたるというような、そういったやはり登記に関することになる司法書士が大事になってくるというようなことでございます。国はですね、今後やっぱり戸籍簿、登記簿、地図情報、これが本当連携してぱっと分かるように連携するようなことをやらしてもらわないと、なかなかこのへんの問題は難しいかと思うんですが、最後に土地の寄付の問題についてします。今後、やはり寄付をしたいっていう、土地を寄付をしたいっていう希望者は増えてくると思うんです。ところが、これの受け皿っていうのはないわけですね、現実。例えば市町村はいらぬものはそんな受ける義務はないわけですね。受け入れ義務ない。個人がいらぬような土地は市町村もいらぬと、そんなことになるわけですけども、あともう1つですね区、区の受け入れですね。自治区、自治会、この辺で言えば各区ですね、各区が受け入れられるかっていうと地縁団体として町長が認定すれば受け入れられますよ、ということがあろうかと思うんです。ただ、これも別に義務が、受け入れ義務があるわけじゃないもんですから、使える土地は受け入れますよみたいなことに、今現在はなるかと思うんですが、やはりそこをですね、町や区では寄付された土地の受け入れ態勢をやはり今後検討していく必要があるかと思うんです。寄付してきたらどうしようっていうことを事前に使える土地はこうしよう、使えない土地はこうしようというような検討をやっぱり始める必要があると思います。山林なんかはもう、本当にあると思いますね。それから農地に関してもあるいは宅地に関してもそういったことが発生してくる恐れは十分にあるわけですね。となれば隣の家に照会して息子が帰ってくるように、その土地を利活用してもらいたいな話は大いに可能性として高いわけですから、ぜひそういった受け入れについてどうしていくかということは今後、検討していく必要があることを訴えて、本日の質問を終了させていただきます。

○議 長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 2 番、向山光議員。

**【質問順位 7 番 議席 2 番 向山 光 議員】**

○向山（2 番）

厳しい選挙を勝ち抜いて、見事、辰野町第 8 代目の町長に就任されました。まずはお祝い申し上げます。

質問に入るわけですが、時間の都合上、また、他の議員との質問との関係もありますので、質問通告の 3 番と 4 番を順番を入れ替えて質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。さて、町長選挙における候補者お二人の選挙公約を拝見した時、率直に言って大きな違いがないと受けとめたのは私だけでしょうか。選挙結果が極めて小差であったということだけでなく、選挙で示された民意は、謙虚に受け止め自ら掲げた政策だけでなく、相手候補が掲げた公約も、優れたものは取り入れていく、そういう視点・度量が町の発展のにも必要なのではないかと考えます。ところで、加島前町長は、先ほど質問の中にもありましたけれども「声高らかに夢を語る、こういったことがこれからリーダーとして求められる資質ではないか」と言われました。お二人の候補とも、当然、この発言を意識されていたのではないかと思います。選挙戦において、あるいはまた町長になった今、武居新町長はこの「声高らかに夢を語るリーダー」という言葉をどう受けとめておられるのか、お聞きいたします。

○町 長

向山議員のご質問にお答えいたします。本当に率直に申し上げますとこの「声高らかに夢を語るリーダー」という言葉を聞いた時にですね、正直いって私自身は本当におとなしい人間でありますし、タイプで言えば堅実慎重型だと分析しております。つまり、声高らかに夢を語れるようなリーダーではないと自分勝手に判断しておりました。それともかくですね、この「声高らかに夢」と言われた時に想像したのはですね、実は歴史的、歴史的ってそんなに大昔じゃないんですけれども、

この国レベルの大物政治家を実はイメージいたしました。例えば所得倍増計画を打ち上げたり、あるいは日本列島改造論を掲げたり、あるいは東京オリンピックですとか、大阪万博の招致ですとかね、国民をワクワクさせたり青少年に夢とか希望を持たせてくれたりする政治家を、まずイメージいたしまして、とてもとても自分とは比較にならないようなレベルだなあという感がいたしたのも正直な気持ちであります。ただですね、私の生い立ちなんか話すのもちょっとどうかと思いますが、自分自身は昭和30年代、40年代と下辰野商店街で生まれ育った人間であります。皆さんが当時30年代、40年代の下辰野商店街を見て歩いたことがあるかどうか、ちょっとあれなんですけど、実は私は子どもながらにですね、当時の商店街は本当に人通りも多くて活気がありまして、高度経済成長の波に乗って世の中が本当に高揚してく、そのさまも肌で感じ取った子どもでございました。毎日がほたる祭りと言えぱちょっと語弊があるかもしれませんが、毎日がお祭り状態と言えるぐらいの人通りもありました。自分ながらにそういった街並みをですね、自慢でもあったし本当にこれからどんな未来が、将来が待ち受けているんだろうか。自分の夢っていうよりも町の将来もですね、十分、この期待と希望に満ち溢れたものが描けられるような時代でございました。ですので、おそらく今の例えば子どもたちには想像はできないでしょうけど、自分の経験から言えばですね、私はまだまだこの辰野町の可能性、潜在能力、底力等信じておりますし、できるころならば子どもたちや青少年もですね、この町を自慢に思える、そのためにはやはり、リーダーたるものやっぱり夢を語ってかなければいけないっていう必要性も感じ取っております。まあただ、どうしてったら夢を語れるかの前提になるんですけど、この自慢できるものがあればっていう部分に関して言えば、この辰野町からこの胸を張って自慢できるものを明確に生み出していきたいなあという気持ちがございます。まあ自分一人ではそういった声高らかに夢は語ることはできませんけれども、ちょっと言い方を変えますと、例えば役場職員の皆と一緒に大ききな夢も語られるかな、語れるかなと。また、町民の皆さんと一緒にですね、大ききな夢を語ってみたいなあという希望だけは持つ

ておりますので、そういった部分でこの夢を語るリーダーになってみたいという認識でおります。よろしく申し上げます。

○向山（２番）

ありがとうございます。「声高らかに」っていう言葉が先行してしまうような心配も私自身あるわけです。で特にこれは９月議会において、加島前町長に質問をいたしました。行政豊かな、行政経験豊かな加島さんが、これからのリーダーとして「声高らかに夢を語る」というふうに言葉を発した場合、町民が受け止める感覚としてですね「財政は心配ない」というようなそういうふうに受け止めてしまうのでは困るではないか。そういう懸念であります。そこでですね、武居町長は町の財政をどのように認識しておられるのか、公約の実現についてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○町長

はい。私自身はですね、先ほど申し上げましたとおり堅実慎重型でございます。現在の財政状況も正確に完璧に把握しておるとはちょっと言い切れませんが、平成16年に合併せずにその自立の道を選択したという以降ですね、厳しい状況が続いていると、だけはまあ認識しております。一般会計の３割を占めます地方交付税についてもですね、抑制の動きもありますし、人口計算の基礎としているその他交付金とともに今後、減額も避けられないだろうと感じております。歳入の55.6%が地方交付税、あるいは国県からの公金や補助金などの依存財源でもありますが、この国の財政健全化が思うように進まない中で、地方への財政措置も今後縮小されていくべきと、されていくであろうと感じております。歳出面でも医療介護等の社会保障関係の経費であるとか、あるいは公共施設の改修、維持補修費などの増加傾向にある中で、他会計への繰出金の負担もでございます。こういった厳しい財政状況ではあるものの、行財政改革の推進、また事業の選択と集中によりまして持続可能な健全財政を維持しつつ、町民が求める行政課題に対応できる財源を確保していきたいと考えております。公約の実現にあたっては国県等の動向であるとか、町民の皆

さんの需要、確保できる財源の見通し等をよく検討しまして、実施計画とも整合を図りながら計画的に実施していきたいと考えております。以上でございます。

○向山（２番）

既に、財政についての認識に関しては質問が、ほかの議員からなされております。その中では「健全ではあるけれども余裕はない」というような言葉も使われております。もっと率直に言えば「かなり絞る必要がある」という言葉ではないかなというふうに思うんですが、財政を担当していた副町長として、副町長にも財政状況についての認識をお聞きしておきたいと思えます。

○副町長

はい。現在の財政状況につきましては今、町長がお答えしたとおりですし、また今日の第一番目の中谷議員の質問でも加藤まちづくり政策課長から数字的な面からお答えをしておりますので、詳細は省略いたしますけれど、本当に厳しいことには変わりないと思っております。特に少子高齢化だとか、人口減少ですね、こういった問題が課題がより顕著に鮮明になってきたこと、これによって現在いろいろな将来推計の数値から厳しさがより浮き彫りされてきたのかなと思うところであります。ただし、財政が厳しいからと言って夢を語ることはどうかというと、夢という定義を議論するつもりはありませんけれど、夢の意味の１つとしまして「将来実現させたいと思っている事柄」というような意味からみますと財政状況という現実ばかりを勘案して夢を語らないのではなく、こんな時代、こんな時こそ将来の辰野町を語ることも必要ではないかと思うわけでありまして。声高らかに夢を語ることも必要なのかなと今思っているところであります。副町長という立場は町の全体を見渡すという立場にあります。厳しい財政状況を踏まえた上でその可否を判断し、新しい町長の語る夢の実現に向けて職員ともども努力をしていきたいと考えているところであります。以上であります。

○向山（２番）

今、副町長からも話がありましたけれども、副町長の立ち位置っていうのは、な

かなか難しいものがあると思います。町のナンバー２として町長の意を汲み、職員をまとめ、あるいは外部との折衝に当たるなどとともに、時には、町長へも苦言を呈したり、諫めるということが求められるのかもしれませんが。トータルとして町長、副町長一体となって誤りなき町政のかじ取りがされるよう願うところであります。私も政治において「夢を語る」ことは大変重要なことと思います。先ほど町長の答弁にありましたように町長の現体験というような形とも言えるのかもしれませんが、商店街の活性化、そういったものをやっぱり夢の根底に置いとくってということは大事ではないかというふうに思います。活力あるまちづくりも、夢を語ることから始まるというふうに思います。で一方で町政の進む方向は、平成28年度から32年度を期間とする第五次総合計画、後期基本計画において明らかにされています。また、4年間で実現すればよい政策もあれば、4年間継続していくことが可能なのかどうかという懸念があるもの、政策もあります。後期基本計画の方向性に合っているのかも含め、選挙で選出された町長の政策をチェックするのが、同じく選挙で選出された議会の、二元代表制における最も重要な役割であると認識しています。町長には委縮することなく高らかに政策を掲げていただき、議会はそれをきちんとチェックしつつ、ともに町政が良い方向に進んでいくことを願うところであります。

次に、湖周行政事務組合の一般廃棄物最終処分場問題について質問します。組合から町へ板沢地区への最終処分場建設の方針が伝えられたのが、昨年9月であります。辰野町側住民の反対、議会の意見書採択等にも関わらず1年3ヶ月が経過し、解決に至っていません。武居町長は、副町長時代からこの問題に取り組み、住民説明会にも全て出席していただいたと承知していますが、当面の4つの喫緊の課題の1番目に取り上げていただいております。町長に就任されて、改めてこの問題についての考えをお聞きします。

○町 長

この最終処分場問題につきましては、これまでも向山議員の方から論点整理と申しますか非常に双方の主張を分析されて、どこに問題点があるのかも的確に提示さ

れてですね、私自身も非常に問題の把握に助かっております。本当にありがとうございます。そもそも、この問題はもう今さら言うまでもなく、有賀峠を挟んで諏訪辰野間の間にですね、実は55年前の大きな紛争の歴史があったことを認識せずに建設候補地が決められたことが私は一番の問題だったかなと思っております。今の世の中、社会はおそらく過去から学んで成り立っているものだと思っております。相手側の言い分、分からないではないんですが、確かに現市長、副市長ともその問題は知らなかったと私は確かに聞きましたし、その問題を知ってたらどうしたか、と想像した時にですね、普通の状態だったらまず、板沢地区に、ましてやその下流域に辰野の住民がいるっていうことがあるならば、おそらく決定もしなかつたらうと。ですんでこの問題をですね、やはり長引かせれば長引かせるほど、もうちょっと後戻りができなくなるような、ちょっと危機感も感じておりましたので、今回、私のちょっと表明の仕方が良いか悪いかはちょっと別にしてですね、個人的にはちょっとどうしてもこれは表明せざるを得なかったと言いますか、本当に苦しんでいらっしゃる竜東地区の皆さんと一緒に戦いたいなという気持ちを語れたしだいでございます。実は今日のこの一般質問終わった後、諏訪市長は来るということでございますので、まさに、ひるむことなく、また申し上げたいと思いますが、どういった打開策、解決策があるかは本当にまだまだちょっと見えないところもございますが、とにかく粘り強く交渉していきたいなと思っております。以上です。

#### ○向山（2番）

この後、諏訪市長とも会うという、報道されていたことが今日実現するということとあります。いくつか質問用意しておきましたけれども、時間の関係もありますので、まとめてですね、少し私の方で長くなりますけれども整理を改めてさせていただきたいと思っております。私は9月議会において、「辰野町の環境や人々の安全が脅かされる恐れがあることから、町長も今までの地元の反対運動を応援するという立場から、町の行政のトップとして反対をしてほしい」と加島前町長に質したところ、「その様に対応したい」と答弁されました。武居町長もあるいは山田副町長も課長

時代からこの問題に関与されておりますので、同じ立ち位置であるというふうに私は理解したいと思っております。そのうえで改めて、地元の最終処分場建設阻止期成同盟会の考え方について、いくつか私なりに指摘しておきたいと思っております。1つ目は、なぜ、峠を越えたこちら側なのか、これが一番大きな問題だと思っておりますが、このことについて諏訪市も組合も説明では、諏訪市の周りには広域の下水道の終末処理場のほかに、し尿処理施設やごみの焼却施設、最終処分場等があるということで、つまり、いずれもいわゆる迷惑施設ということになると思っておりますが、それぞれの地区において、そういったものはそれぞれの地区にあるので、残るのが諏訪市では西側の地区だけだと。そして、西側の地区では有賀峠の諏訪市側は急斜面で地盤も安定していないけれども、有賀峠を越えた辰野側ならば傾斜もなだらかで最適地であると言っているわけです。しかし、それはまさに諏訪市側の論理、事情であります。諏訪市の事情を辰野町側に持ってきた結果、どういう経過を招いたかということがあります。町長も話されましたが55年前のし尿投棄問題において、金子市長は「六斗川等の河川敷で処理をしていたが、いよいよ困って有賀峠を越えて持ってきた」と言っています。広い諏訪市側で困ると辰野側へ持ってくる、ということが今回も繰り返されているわけであります。平林副市長は「中外製薬の動物実験場でも迷惑をかけた」と言っています。一方で、「諏訪市の側で困ったら辰野町側に回す、ということではない」というふうにも言っておりますけれども、板沢に持ってくることについての納得できる積極的な理由をきちんと示すべきであると考えます。2つ目に記者会見で、先ほど武居町長の言葉にもありましたけれども「55年前のことを知っていたらどうしたか」という質問に対して、金子市長は「それは答えるのが難しいですね」と言っています。さすがに「知っていても辰野側に決めました」とは言えないでしょう。「難しい」と答えたのは、即ち、知っていたら辰野側には決められなかったということではないでしょうか。私は、知らなかったことを責めているわけではありません。しかし、過去の事実が分かったら、その事実謙虚であるべきと考えます。55年前に和解に至ったのは「今後このようなことは繰り返さない」

という、平出住民の諏訪市側への信頼感が前提になっていたはずです。過去の反省に立って、今日の良好な諏訪市、辰野町側の関係があるわけですから、過去のことを「それは済んだこと」で済ますべきではありません。第3に、この問題について、「感情的にならず」ということがしばしば言われるようになりました。しかし、地元の皆さんは、極めて冷静で自制的であり、抑制的です。もちろん、湖周組合側との話を何回繰り返しても、論点がかみ合わないことからくる、いら立ちはあります。それゆえ、時には声を荒げることもあります。しかし、皆さんは極めて冷静です。それには諏訪市という行政が相手であり、諏訪市側とできるならばことを荒立てたくない、という思いがあるわけです。それゆえに、組合側が強引にことを進めようとするれば、これまでの良好な関係は崩れるということを経験に銘じていただきたいと思います。そして、「感情的にならない」という言葉の対極のように、技術論が語られます。期成同盟会は、今のところ技術論で議論する気はありません。技術論で是非を問う前の、手続き、住民合意の問題として辰野町側に持ってくることの是非、道理を問うているのであります。もちろん、技術論で言えば絶対的な安全はないと考えていますし、諏訪市側の皆さんが安全だと言うならば、なぜ諏訪市側にもっていかないのかという問題は指摘しておきたいと思います。報道によれば、金子市長も岡谷の今井市長も、「丁寧な説明をする中で理解を深めてもらう」とか、「信頼関係の構築に努めたい」と述べておられるようです。その言葉に偽りはないと思います。が、決定的に認識の誤りがあると思います。それは、板沢地区の皆さんへの説明は、正式に決定する前の説明であったということ、そして、今辰野町の住民に対して何回も続けられている説明会や懇談会は、方針が決まった後でそれを受け入れてもらうために行われているということであり、そういう段階で行われている説明会や懇談会は、板沢で行われた説明会とは全く性質が違っていることを指摘しておきます。ここに『クローズドシステム処分場 技術ハンドブック』という本があります。この分野でほとんど唯一の専門書かと思えます。その名の通り技術書ではありますが、ここでは地域融和型最終処分場ということが強調され、「住民の信

頼性を確保し理解を得る、その対象地域は行政的な区域に留まらない」と明記されています。板沢の皆さんは僅か3戸、11人と聞いておりますが、その下流域の沢底、平出には約1,320戸、3,360人が住んでいます。数だけで論ずるつもりはありませんが、板沢の直下流の鴻ノ田集落だけでも板沢の皆さんの何倍もの人々が住んでいます。この地域の人たちにも、板沢地区に対してと同様の、つまり決定以前の段階での説明が必要であったと思います。その状態に戻すべきだというのが期成同盟会の主張であります。そして、これらの主張は決して一部の住民の意見ではないということでもあります。地元説明会で示された多くの方々の発言、それらを受けての竜東4区の反対決議、そして町議会の意見書採択、区長会の決議、と民意は明らかであります。少し長くなりましたが、要点を言えば、1、峠のこちら側に持ってくる合理的、積極的な理由が明らかでないこと。2、55年前の教訓が生かされていないこと。3、辰野町側の住民こそ影響を受ける住民である、という認識に立つべきであるということ。4、以上のことから、板沢地区住民の同意が得られたから候補地に決定したという前提に立つのではなく、それ以前の状態に戻すべきであるというのが辰野町の地元住民、期成同盟会の主張であると考えます。こういった主張に対して町長の所見を改めてお伺いしたいと思います。

○町 長

はい。本日も向山議員の本当に整理された主張、本当にありがとうございました。そのまま、諏訪市長にぶつけたいところですが、私なりの考えも含めさせていただきます、本日の懇談に臨みたいと思います。ありがとうございました。

○向山（2番）

先ほど、町長からもこの後、お会いするということでもあります。新聞報道によればですね、金子市長は「相互に分かり合う状況のスタートとして大事」というふうに言っているようですが、私にはよく意味が分かりません。まあ報道のせいかもしれませんが、私どもとしては先ほどの4点について明らかにしていただかないと、相互に分かり合う前提にも立てないということであると考えます。それとともに私

たちとしても、諏訪側との良好な関係は維持したいと願っています。そのために「いい加減にしてくれ」という思いはありますが、粘り強い運動も覚悟しなければならないと考えております。町長のリーダーシップに期待するところであります。

次の質問に移ります。医療体制の確保について町長選挙でも、お二人とも公約の中に掲げられています。争点というよりも、町にとっての共通の課題と言えるかと思えます。同じ方向を向いているのか、それはよく分かりませんが、私なりの視点からこれからの武居町政における医療問題の方向について、質問していきたいと思えます。そこでまず、これも加島前町長に対して2年前に質問したことと同じでありますけれども、武居町長に所見をお尋ねしたいと思います。辰野病院は地方公営企業として地方公営企業法の適用を受けています。その法律では、第3条で経営の基本原則として「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とされています。法律の解釈論、これは釈迦に説法ということになるかもしれませんが、この場合「とともに」という「企業の経済性を発揮する」ということは第二義的であって、「その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」という部分が、基本中の基本原則であると考えます。公共の福祉を増進するという公営企業法の基本理念、地方公営企業のあり方について町長の所見をお伺いいたします。

○町 長

ただ今、向山議員が話された内容と全く同じでございます。自分自身はこの公営企業の基本理念は公共の福祉を増進するところにあると認識しております。民間企業と違うところに、この存在意義もありますし、また経済性を重視しながらも住民福祉の増進を目的としております。他会計の繰入金や補助金として処理されているのも単に赤字の補填というのではなくて、この基本理念に基づいているものだと認識しております。以上です。

○向山（２番）

ありがとうございます。私も赤字でいってというふうには言っているわけではありませんが、しかし、公営企業として町が管理をする限り、赤字補填も含めた政策が必要だということで、武居町長の答弁について理解をしたいというふうに思います。辰野病院では地方公営企業法の規定に基づいてですね、その一部適用をしているだけであります。しかし、他には全部適用、つまり、人事権を含めた幅広い権限を持つ公営企業管理者を置いて、独立性、企業性、経営の効率化を高めて、そのことによって住民福祉の向上を図るといような手法をとっているところもあります。町長として、辰野病院の公営企業法の全部適用、公営企業管理者、病院事業管理者を置くことについて、どのように考えておられるかお聞きいたします。

○町 長

この公営企業法の全部適用と一部適用との大きな違いはですね、1つにはこの事業管理者を置くことができることっていうことで、責任と権限を与えるっていうのが1つ大きな違いでございます。また2つ目にこの職員の給料額の決定方法も違いが出てくるということで、よく言われるのはですね、この一部適用であればこの営業結果が悪くても給与は変わらないんですが、ただ、頑張っても反映されないですとか、そういった問題も出てくると。まあとにかく全部適用か一部適用、どちらが良いかという企業性を発揮できるのは全部適用の方が良いんでしょうけど、それぞれにメリット、デメリットもございます。そういうわけでまだまだ研究が必要かなと感じております。以上です。

○向山（２番）

先ほどの山寺議員の中でもですね、「経営形態の検討」ということで選挙公報には載ってないんですが、この武居さんのチラシの中に「経営形態を検討します」とこういうふうには書いてあります。先ほどにも、先ほどもこの意味について答弁されておるわけですがけれども、改めてですね、この経営形態の検討という点について、あえて、あえてと言うのはですね町の基本計画にも今まで載っていなかったことで

ありますけども、あえてこういったことを公約に取り上げた、そこらへんの真意についてお聞きいたします。

○町 長

これまでちょっと私の考えをのべさせていただいたこともございますが、少なくとも全部適用も経営形態の選択肢の1つであるという認識でございます。指定管理者制度もございますし、まだまだいろいろな選択肢が研究できるのかな、と思っております。ただ、先ほども申し上げました、先ほどって言いますか、他の議員さんの答弁の中でも申し上げましたが、最も神経を使わなければならないのは、やはり医師、スタッフの皆さんのモチベーションの問題であります。また、ことを急激にもっていくと離れてしまうという定着の問題もございますので、ここらへんはやはり慎重に考えていかなければならないと思っております。先ほども事務長の方からの追加答弁もございましたが、現在、本当にやる気のあるプロジェクトチームが動いておりますので、現状改善できるところはとことん改善してってですね、それと併せて今後、定例会議を進めていく中で今後の進め方を検討したいと考えております。以上です。

○向山（2番）

現状、とことんできるところを進めながらということでもありますから、現状極めて慎重に対応していくというふうに理解していいのかなと思っております。それにしてもですね、現状の辰野病院の経営状況、大変厳しいものがあります。医師不足が最大の要因ということになるかとは思いますが、これは地方の小規模病院にとってはどこも同じであります。歴代の町長や病院関係者が本当に苦労してきたにもかかわらず、医師の確保は好転していません。今の体制の中で、何をどう改善できるのかという視点から質問したいと思えます。医師の確保がままならない状況にあって、今のスタッフの中でいろいろ検討しているということではありますが、例えば、これは9月議会でも指摘されていることでもありますけれども、午後の診療体制について改善はできないのか、改善されている部分があればそこも含めて今後の見通し

をお聞きしたいと思います。

○辰野病院事務長

はい。午後の診療体制ということですが、今年度そういうお話もして経営検討委員会の中でも話をしてまいりました。しかしなかなか定着するまでの体制が整わず、現在は月曜日の内科の午後とあと火曜日の外科の方をやっております。そのほかにも小児科においては午後は予防接種をやったり、眼科耳鼻科にも午後の学生外来とかそういうものを設けてやっております。総体的な午後診療の体制を作るにはまだまだちょっと体制が整わないというところが正直なところではあります。今後、増収ではありませんけれど、どういうふうにしていったらいいだろうかっていうところにおいては、やはり入院の方の体制の方も整えた方がいいのではないかと、今現在は入院の病床機能の方の変更の方を検討しております。今まで地域包括ケア病床20床ありましたものを27床として、今月から稼働してまいります。このへんの成果についてはもう2、3ヶ月しないと出てまいりませんし、来年度の診療報酬の改定でまた大きく変わるとお思いますので、柔軟に対応していきたいと思っております。以上です。

○向山（2番）

さまざまな検討をしているということはもう再三、先ほど来の議員の質問に対しての答弁で聞いております。ぜひ、それを1つずつ実行していただきたいと思いますが、1つの提案としてですね、例えば、企業管理者を置いたりとか、スーパードクターを呼ぶなんてことはちょっと現実的ではないとこでありますけれども、経験が豊富で、他の病院に籍はあっても、ある程度自由の利く先生がいれば、その先生にアドバイザーのような役割をお願いするというのもよいのではないかと思います。経営移管をする前の両小野国保診療所でも、一時、そのような位置付けを兼ねながら、一部の診療をお願いした例もあります。現時点ではあくまでも、経営移管を前提としない、それとは切り離れた形で経験豊富な先生にアドバイザーをお願いするというのを提案したいと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

○町 長

はい。本当に全国各地で例えば改善等に尽力されて成功したというような、ほん  
と実績を持ついい先生がいらっしやたらぜひ、お会いしてうちの病院も見てもらい  
たいなあとっております。以上です。

○向山（2番）

具体的には私も努力したいというふうに思います。ともすれば、病院という職場  
がですね、自治体の中では特殊な職場であって、スタッフも専門職がほとんどであ  
り、会計も特殊ということで、どうしても役場本庁と距離感があるのではないかと  
いうふうに思います。町長と病院長が、懇談をする、これを定期的にやっていき  
たいということでありまして、そのスタッフについても検討をしていきたいというこ  
とであります。私としてはぜひ、町長のほかに副町長、あるいはまちづくり政策  
課長や保健福祉課長、そして病院側では副院長や事務長、そのほかのスタッフ含め  
た、そういった懇談会をぜひ、定期的にやっていただきたいと。このことについて  
はぜひ意識的に取り組んでいただきたいというふうに思います。そのことが各委員  
会で検討されてきたことの実現についても、やっぱり具体的に進む条件作りができ  
るのではないかとこのように思います。ある意味、院長や事務長だけが一人で、あ  
るいは二人で悩むんでなくて、先ほどの地方公営企業の町長としての責任というこ  
とも含めてです、積極的に取り組んでいただくということをお願いをしておきたい  
というふうに思います。さて、町内の医療体制を見た時に、開業医の皆さんへの支  
援も欠かせないと考えます。この問題についても、2年前に質問しているところ  
ですが、辰野病院と連携しながら地域医療を支えていただくべき開業医については、  
まずその数がどんどん減っている。そして、その開業医の先生の高齢化と後継者不  
足が深刻になっている、ということについては認識が共有できると思います。後継  
者も含めて、開業医の確保は地域の大きな課題であります。先端医療に接してい  
たい等の様々な要因はあると思います。それに加えて人口減少の中で患者確保に関し

て先行き不安もあるかもしれません。なかなか開業する、あるいは医院を引き継ぐというようになっていません。更には設備更新をするうえで、資金は大きな問題であると考えます。奨学金だけでなく開業資金の貸し付け、あるいは給付制度も作っていくべきと考えます。町長選挙では小澤さんが公約に掲げていたかと思いますが、2年前に私が質問した時、加島前町長は「辰野でも医師の確保に向けた対策をとってまいりたい」と答弁をいただいているのでありますが、その後にお一人、医院を改築された方がいるわけで、これが実現していなかったのは大変残念であります。今更ながらの質問になるかもしれませんが、補助制度が実現できなかった理由は何か。今後制度化を進めるべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○まちづくり政策課長

この件につきましては平成27年度の辰野町の地方創生総合戦略の検討の中で検討してきた経緯がございますので、私の方から答えさせていただきます。町の創生総合戦略の中におきまして、町内医療機関の開業、医療体制充実の支援を取り組みに挙げておりまして、具体的な支援策をその際、庁内で検討した時期がございました。当時、他の市町村同様の支援では魅力がない一方で、やはり厳しい財政事情の中では、過大な支援も難しいであろう。実際に町内に来ていただけたような医師の方の希望に沿った内容で制度設計すべきではないかといった議論がございまして、町内での開業の動向もその際、探りました。この中では目立った情報がなく、また具体的な制度化を見合わせたといった状況でございました。今後、有力な情報があれば医師会などともお諮りしながら実現可能な範囲で実際の誘致につながる内容の支援を制度化したいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○向山（2番）

企業誘致でもですね、土地がない時に誘致してもだめだっていうことで今検討されているわけでありまして、そういう意味では制度設計だけでもですね、予算化は補正予算でいいですよ。制度設計だけでもしておくべきではないかというふうに

思います。その制度設計なければ空手形になってしまうわけですから、ぜひご検討を再度お願いをしたいというふうに思います。移住定住に関して「孫ターン」ということが前言われたことがあります。医師確保についても同じような発想で、町外、県外で働く辰野町出身の、あるいは辰野町ゆかりの医師の皆さんへの働きかけを本人だけでなくお父さん、お母さん、お祖父さん、お祖母さんへもお願いしていくということはどうかと思います。それは辰野病院に勤務していただいてもかまわないわけですし、開業医で来ていただいてもいいわけですし、あるいは辰野病院に一旦勤務していただいたうえで、開業するという方法もあると思います。そういう考え方も含めてですね、制度設計も必要だということを含めて町長の考えをお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

はい。開業医の補助金につきましては近隣では飯島町さんですか、伊那市さんとか取り入れている所があるようです。先日、保健福祉課長の担当者会議がありまして、飯島町の課長と話をしたところですが、飯島町さんはちょうど開業医の何人かのうち2人ほどが急に亡くなれたり、辞めたりしてしまったということで、医師会自体がその開業医の問題で危機感を持ったということで、このような補助制度を提案していただいたということでもあります。ですので行政主導でやるのも当然ですが、医師会もあることですし、辰野病院もあることですので、そのへん全体を勘案しながら制度設計に向けた検討も進めていかなければいけないのではないかと考えてます。以上です。

○向山（2番）

医師会の危機感で飯島町は制度設計をしたということですが、医師会の先生方とお話しても辰野町の医師の状況については危機感を持っていると思います。予防接種だって限られた医院の先生のところに集中して、ほかの診療にも差しさわるくらいの状態だというふうに私も聞いておりますので、ぜひそういった情報交換もお願いしたいと思います。

時間が限られておりますので最後の質問であります。職員の採用問題についてありますが、今回7級制導入の議案が提出されました。私は先の9月議会で、職員の応募状況がよくないということ踏まえて、職員の処遇の改善は必要ではないかということ申し上げたところであります。それを踏まえての提案だというふうには理解いたしますけれども、この7級制の提案だけでは職員の給与水準は全く改善されないというふうに思います。同じ基準を用いている国や県に比べて、あるいはほかの市町村に比べてラスパイレス指数が低いというのが、その運用の状況が十分でないということでもありますから、このことについてはぜひ、今後とも検討いただきたい、いうふうに思います。で、時間が少ないので同じ質問は、同様の質問が明日もあるようでありますので、ほとんど割愛をいたしますけれども、給与の問題だけでなく、職員のモチベーションをどう高めるのか。先ほど町長からもそういうようなことに触れた話がありました。加島町長も行事などの機会あるごとに、辰野町の魅力を意識して話をしてきたというふうに言っておられました。これはですね、ぜひ職員の皆さんにも自分の職場、そしてその対象である辰野町について愛着と自信を持って、そしてその言葉を外に向かって発信をしていく、そういうような職員であってほしいというふうに願いますけれども、この点についてをお考えをお聞きしときたいと思います。

○町 長

はい。議員おっしゃるとおりであると思います。とにかく私たちは誰のために働くかと言えば、本当に町民の皆さんの幸せのためだと私は意識しておりますし、自分たちのこの仕事をほんとに誇りに思える、そういった意識があって、それなりの働きをすれば、おそらくそれは行動に表れ、表情にも表れてくるものだと思います。誰もが辰野町役場職員に憧れるようなそんな世界を目指してやっていきます。よろしくをお願いします。

○議 長

向山議員、まとめてください。

○向山（２番）

時間になりますので、最後にですね、ぜひ町のホームページを１度クリックしますと「まだまだ募集！平成30年４月採用辰野町職員」ということでなんか、非常に楽しくなる写真が載せられております。私はこういうようなですね、やっぱりイメージ、ふざけてるわけじゃないんですよ。いろんな方法で優秀な職員に来てもらいたいという思いがこういうホームページに出てるんだというふうに思います。ぜひ、優秀で情熱のある職員がさらに増えて、武居町政が進むことを願って私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦労さまでした。

９．延会の時期

12月11日 午後４時 51分 延会

平成29年第10回辰野町議会定例会会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂  
2. 開催日時 平成29年12月12日 午前10時  
3. 議員総数 14名  
4. 出席議員数 14名

1番	小澤睦美	2番	向山光
3番	熊谷久司	4番	山寺はる美
5番	篠平良平	6番	中谷道文
7番	宇治徳庚	8番	成瀬恵津子
9番	瀬戸純	10番	宮下敏夫
11番	根橋俊夫	12番	垣内彰
13番	堀内武男	14番	岩田清

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	一ノ瀬元広
まちづくり政策課長	加藤恒男	住民税務課長	伊藤公一
保健福祉課長	小澤靖一	産業振興課長	一ノ瀬敏樹
建設水道課長	西原功	会計管理者	小野耕一
こども課長	武井庄治	生涯学習課長	原照代
辰野病院事務長	今福孝枝	社会福祉協議会事務局長	赤羽昇
選挙管理委員長	高木正典		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤羽裕治
議会事務局庶務係長	田中香織

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第11番 根 橋 俊 夫

議席 第12番 垣 内 彰

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆様には、真冬並みの霜の降りた朝を迎える中、早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第10回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、一般質問であります。11日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席9番、瀬戸純議員。

**【質問順位8番 議席9番 瀬戸 純 議員】**

○瀬戸（9番）

おはようございます。それでは通告にしたがいまして質問をしていきたいと思っております。今回の質問は武居町長の選挙公約の中にもありました「暮らし、福祉、子育て支援の充実」に係る部分について質問していきたいと思っております。はじめに就学援助制度の拡充について質問していきます。今年7月の厚生労働省発表の国民生活基礎調査というもので貧困状態にある子どもは7人に1人となったという発表がありました。35人学級で5人の子どもが貧困があるということになります。本来無償であるはずの義務教育である小中学校への入学するのに必要な制服や学用品費などがお金がなくて入学前に揃えることができない、そんな日本中の助けての声を受けて今年、国の就学援助制度の一部が見直されました。内容は入学前に準備する制服等の金額と就学援助金の補助額とに大きな差がある。必要とするときに支給してこそ制度の趣旨に合うという理由からです。要保護児童生徒の新入学児童生徒と学用品費の入学前支給とあと補助単価の引き上げという制度改正です。塩尻市では既

に入学前に実施されており、両小野小中学校へ通う子どもたちに違いがでてきてしまっている状態があります。岡谷市においても先の9月議会で今年度より実施することが決まりました。「辰野町はなぜ実施してくれないの。」と保護者の方から幾度となく聞かれてきています。9月議会で質問をしました、そのときにはまず就学援助制度の保護者への早期の説明と、そして入学説明会での説明、早期支給を要望しました。答弁では説明をすることになんら問題はない検討したいと答弁いただきました。またこの町長選、町長選挙においても武居町長の選挙公約として「新入学児童生徒学用品費の就学前支給など就学援助を拡充します」とありました。そこで質問します。1番と2番の就学援助制度の説明時期そして新入学児童生徒学用品費の早期支給についてを併せて質問していきます。入学説明会で制度の説明を行っていただいたのか、また早期支給について今年度行うのか町長の考えをお聞かせください。

○町 長

瀬戸議員のご質問にお答えさせていただきます。まず瀬戸議員には常に福祉ですとか、保健医療関係、また教育関係のご質問をいただきまして、おかげさまでそれぞれにあの内容を理解する機会となっております。また認識できることも多いと感じております。本当にありがとうございます。さて、9月の定例会の一般質問におきまして瀬戸議員からの新入学児童生徒学用品費の早期支給についてのご質問に対しまして、辰野町教育委員会では入学準備金等の前年度支給を視野に入れて研究をはじめることとしますと回答させていただきました。私はこの度の町長選挙の公約としました新入学児童生徒学用品費の早期支給については公約どおり本年度内の早期支給を実施することを決め指示したところでございます。その内容についてですが、来月1月初旬には幼稚園、保育園、小学校を通じて新小学1年生を対象とする全世帯へ説明書と申請書の配布を実施いたします。また同じく小学6年生を対象とする新中学1年生の世帯へは各小学校から準要保護児童該当の世帯のみに通知の発送を行う予定であります。1月中旬には申請書の回収を行いまして2月中の審査を

経た世帯に対し、2月下旬の新入学用品費の支払いを実施していく予定でございます。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、本当に早速の公約の実現ということで感謝と敬意を表したいと思います。本当にありがとうございます。この援助金の入学前支給ですね、本当に助かる支援だと思います。本当にとても素晴らしい決意だと思います。ありがとうございます。しかしながらちょっと今説明の中で1点ちょっと私の聞き違いかなと思った部分があるので質問させていただきたいんですけども、小学校6年生なので新中学1年生に対する説明の通知を出すのが準要保護児童世帯のみと聞こえたのですがそれは間違いないでしょうか。

○こども課長

それでは瀬戸議員の質問にお答えいたします。町長答弁の中にありました、中学生、新中学生、現在の小学校6年生でございますけれども、通知を配布するのは準要保護世帯の該当世帯のみの配布でございます。の予定でございます。以上でございます。

○瀬戸（9番）

はい。ありがとうございます。それでは要保護世帯はもう分かっているということで承知しているということによろしいですね。通知は出さないというふうに判断させていただきます。はい。で、この本当に要保護、準保護世帯、辰野町はこの準要保護世帯の基準というのが生活保護基準と一緒になんですよね。けれども生活保護基準を受けられるんだけれども受けてない。頑張って生活しているという方たちがこの準要支援という形で要保護という形で支援を申請されてきているということです。本当に本当だったら申請をしていただいて生活保護でというところかもしれませんが、そうやって頑張って生活してらっしゃる方も辰野町にたくさんいるってことをやはり町の皆さんもね承知していただいているとは思いますが、同じようにして支給等していただければと思います。はい。そしてもうひとつ見直されたも

のがあります。新入学児童生徒学用品費の単価引き上げについての質問に移っていきます。平成29年度に国の予算で要保護児童生徒に対しての就学援助の費のうち新入学児童生徒学用品費、児童生徒学用品費の国の予算単価及び国庫補助限度単価が2倍に引き上げられました。これは入学準備にかかるお金が支給金額と大きく違うという理由で引き上げられたものです。辰野中学校へ入学するために準備するお金、かかるお金は制服だけでも女の子で3万円、体操着、靴、上履きなど含めると7～8万円、10万円近くはかかることが分かりました。国も認めたように支給額と現状と大きく違っているんです。今回引き上げられた新入学児童生徒学用品費の額が小学校で4万600円、中学校で4万7,400円と中学校ではまだまだ足りませんが大きな支援、倍になりました大きな支援になることは間違いのないと思います。塩尻市、岡谷市、伊那市、南箕輪村、駒ヶ根市、宮田村など本当に多くの市町村が要保護者世帯にあわせて準要保護世帯への支給金額を引き上げています。そこで質問です。辰野町では要保護児童生徒についての単価引き上げは行われているのでしょうか。そして準要保護児童生徒についても引き上げは考えているか、お考えをお聞かせください。

○こども課長

それでは瀬戸議員の学用品費の単価の引き上げについての質問でございますが、説明を申し上げます。議員ご指摘のとおり新入学児童生徒学用品費の単価の引き上げについては本年3月議会でも取り上げていただいておりますが、国からの予算配分が増額したわけではなく本事業は辰野町の単独事業でございます。ご承知のとおり準要保護世帯を対象とします、補助額の確定は、設定は特別支援教育就学奨励費補助金で国庫補助の対象限度額として示された金額を参考に設定をしておりますので、現状新入学児童生徒学用品費の単価の引き上げを予定はしてございません。しかし、今後この内容につきましての検討の用意は残されていると考えております。以上です。

○瀬戸（9番）

はい。今の課長の答弁ですと、要保護世帯、児童世帯にも引き上げをされないということなんですが、この部分についてはお金はね、やはり支援金の金額は各市町村やはり違います。日本全国どこも市町村違うと思います。けれども国からのこの枠内でできますよって金額が大きく倍になったわけです。で、国からの補助はやはり2分の1として変わらないんですけれども、町の負担も倍にはなりますが、この趣旨ですね、やはり購入する金額と用意する金額と支給額が全く違うという事から、国は増額したわけです。そしてまあひとつ今、ちょっと問題だなあと思ったのが、今回ここで質問はしませんが、この基準となる額ですね、特別支援教育就学奨励費に準じているとあります。けれどももうひとつやはり本当に要支援就学援助制度の中でも基本となる金額というものがあります。この特別支援教育就学奨励金というのは障がいがある児童、幼児・児童・生徒が特別支援学校や小学校、中学校の特別支援学級等で学ぶ際に保護者が負担する教育関係費、経費についてというものです。そうではなくやはり辰野町でもまあ就学援助という形で要保護者世帯への就学援助の見直しを考えていただきたいと思うんですが、今日はちょっとその話はできないので国からは町がもしこれを増額したとしても1円でも2円でも増額したとしてもその半分は国が持ちますよと、要保護については言ってるわけです。なのでぜひ要保護は増額をしていただきたい。そして各市町村、先ほども言いました、塩尻市、岡谷市、伊那市などでは要保護児童生徒に合わせて準要保護児童生徒も引き上げを行っています。本当に子どもに寄り添った国がいう必要な時に必要な支援を速やかに受けられるように配慮する、ということを全く本当に無視した今の答弁ではないかと少しきついですけど感じました。本当に国の制度の改正です。今国会にも、あつ今議会にも国の制度改正による条例改正議案が出されています。なぜ、就学援助制度の改正について町の制度の変更ができないのでしょうか。冷たい町の対応だと思います。この就学援助費、援助制度は要保護児童生徒に対して国が2分の1、そして町が2分の1、そして準要保護児童生徒に対しては町が100%補助となって町も本当に大変だというのはわかります。けれども本当にこれは決断していただいて少

しでも購入金額に半分そうですね全額とはいいません。半分本当に国がいう4万円ぐらいには引き上げていただきたいというふうに私は思います。もう一度町長の方に質問させていただきたいと思います。このように国の制度が変わって、増額していいですよというあの制度が改正されました。それについて町がその増額を行わないという点について町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○こども課長

それでは今の瀬戸議員の質問にお答えいたします。辰野町教育委員会ではこの支援、この補助金関係でございますけれども、慣例にしたがいまして支払いをしてございます。要綱、規則等を準用しながらの事業の展開でございますのでご理解をいただきたいと思います。今の瀬戸議員のご意見については参考としてお聞きしたいと思います。以上です。

○議 長

ここで瀬戸議員にお願い申し上げます。もっとゆっくりと喋っていただかないと町民の方、高齢になっておりますので分かり難いと思います。よろしく申し上げます。

○瀬戸（9番）

はい。ゆっくり話させていただきます。はい。この就学援助金についてですね、やはり就学援助費を支給するにあたってのいろんな事務処理ですとか、町の対応さまざまだということで、文部科学省の方からもいろんな通達がでていていると思います。本当に困る子が一人もいないように是非ともその部分についても検討していただければと思います。

次に福祉医療の拡充について質問していきます。来年、平成30年の8月から辰野町では子どもの医療費が18歳まで現物給付、窓口給付となります。この医療費の窓口無料化の要望は子どもだけに限らず福祉医療すべて障がい者やひとり親家庭等への福祉医療費についても窓口無料にして欲しいと署名や要望が国や県に上がってきていたわけですが、国は子どもそれも小学校入学前までの子どもに限ってのみ国庫

補助金のペナルティを外しました。それを受けて長野県でも窓口無料が実施、実現することになりました。窓口無料にするとペナルティ、罰則をかけること自体、誰でもが安心して医療を受けられるための福祉医療制度に反することではないかと私は考えます。ペナルティを全廃させることが一番の問題だと思いますが、すぐに国ができないならば、県、町で考えるべきだと思います。現在、障がい者の医療、医療費の現物給付、窓口無料になっていない県が15県あります。長野県もその中のひとつの県です。埼玉県など県では行っていませんが、市町村によって障がい者なども窓口無料にという自治体もしている自治体もあります。障がい者は医療費、薬代は生活になくってはならない切り離せないものとなっています。重度の障害をもった青年の親御さんからお話を伺いました。毎月医療費で2万円、薬代で3万円、歯医者代で1万円、訪問看護代で4万円合わせて10万円を払っている。この医療費は高額医療費は抜いた金額です。実費で払っている金額です。障害者年金で医療費や薬代等を含めて生活していくことはとても困難、さまざまな支援を活用しながら毎日を送っています。在宅支援など町にもたくさんの人達に支えられて、支えてもらって、子どもは生きているんだと毎日感謝して生活しています。医療費は窓口で払えば2ヵ月後には戻ってきますが、一度払うためのお金を用意するのに毎月そのことを考えると子どもの顔をみるのも辛くなる。というお話をお伺いしました。障害者年金で賄えない切実なお話です。障がい者は医療費も薬代も生活費の一部なのです。なくては生きてはいけないものというようにお母さんもおっしゃっておいしました。そこで質問させていただきます。福祉医療としての障がい者の医療費窓口無料化について町長の考えをお聞かせください。

○町 長

ただ今の瀬戸議員のお話とも重複する部分も一部ございますが、述べさせていただきます。辰野町は18歳以下の子どもの医療費を平成30年8月から窓口で無料にすることが決まっております。この分の福祉医療費窓口無料に課せられる国のペナルティの金額は60万9,800円になります。で、まあこれを障がい者までに拡充した場

合のペナルティは 814 万 1,400 円となります。福祉の医療の拡充につきましては理解いたしますが、まあ本制度についてはどこまで助成するかなど市町村間で過度な競争になっている問題もございまして、まあ足並みを揃えるべきとの声も上がっております。対象範囲の拡大はペナルティなど財政負担を生じるためにこれ以上の対応は難しいと今のところ考えております。以上です。

○瀬戸（9 番）

はい。ありがとうございます。本当にこのペナルティですね、とても大きな金額、私も障がい者だけではなくどのくらいかかるのかというものもいただいております。本当にこの福祉医療費の窓口無料にかかるペナルティ、でこの福祉医療ですね、本当に問題の根本は国にあると私も思います。でも本当に、その中で厳しい中でやはり自治体でも実施しているところがあります。ぜひとも来年からね、長野県も本当に辰野町も現物給付のルート、システムが立ち上がるわけです。行われるわけです。ぜひとも生活の一部となっている医療費を窓口無料になるよう考えていただきたいと思います。そんな中で、前町長にもお伺いしたことがあります。県や国へも町長として福祉医療費のペナルティの廃止、そして福祉医療費は社会保障の大切な部分として根本的に国で責任を負って支援をするという意見を発信して欲しいということをお伺いしてお願いしてきました。その点について町長はどんなふうに対応していかれるか町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○住民税務課長

一応私の方で答えれる部分だけ先に答えさせていただきますけれども、いろんな審議会等、県の組織の中ではそういった発言をしております。まあそういった状況もありますのでよろしく申し上げます。

○瀬戸（9 番）

すみません。町長が新しくなりましたので町長にお伺いさせて、同じと思いますがお願いいたします。

○町 長

はい。本当に医療現場、あるいは福祉現場でサービスを提供する側、またそれを受ける側それぞれの実情を本当にまた的確にみてですね、とにかくその問題の核心を掴んで、今後対応していきたいなと思っております。瀬戸議員、おっしゃるとおり本当に国の考え方、姿勢が変わらなければどうにもならない部分も確かにございます。町としても問題点があればそれはまた国、県等に働きかけていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○瀬戸（9番）

はい。ありがとうございます。本当に首長会議など今までもね、前町長も発信してきていただいたということなどで引き続き武居町長にも発信していただいて、で、またこの窓口無料ですね、まだまだ問題はあります。ここで本当に完全な窓口無料とならなかった受給者負担金 500 円の問題もあります。本当に引き続き私もこの部分についてもそして福祉医療費の全般に対しての完全窓口無料に対して私も行動をしていきたいと思っています。

それでは次の質問に移ります。次に障がい者及び高齢者の福祉サービスの充実についてお聞きしていきます。平成15年施行の辰野町障がい者及び高齢者等に係る通院等のためのタクシー・バス利用料金補助事業、福祉タクシー券について質問していきます。この補助事業は平成27年にタクシー券の額面が1枚700円から1,000円に変更され年24枚2万4,000円の補助となりました。対象者の増が理由ということで本年度から対象者の年齢が75歳から85歳に引き上げられました。そして今回のこの議会においても補正予算としても増額の議案が出されています。そこで質問します。平成29年11月末現在の今年度使用実績を教えてください。

○保健福祉課長

瀬戸議員の質問について説明させていただきます。福祉タクシー・バス利用料金補助事業につきましては、その実施要綱に基づいて行っているところでございます。対象者の要件に本人及び世帯全員が住民税非課税という要件がありますので、住民税の課税時期にあわせて毎年6月にその課税、非課税を判定を行いまして7月に新

年度のタクシー券を発行しております。したがって7月から翌年6月までを1年度とした使用期間としているところですが、今年度の実績につきましてはこの11月までの5ヶ月間に517人の対象者に対して299人の方から申請をいただき7,142枚を発行、そのうち2,216枚の使用がありました。発行枚数に対する使用率は現在ところ31.03%です。また金額ですが、タクシー券利用が186万円、町営バスへ交換をして利用した分が35万6,000円、この合計221万6,000円でございます。デマンドタクシーへの交換はありませんでした。なお昨年度の使用率でございますが、62.85%、一昨年度は63.77%であり、今年度も年間を通してはここ2年間と同程度の使用率を見込んでいるところでございます。以上です。

○瀬戸（9番）

はい。ありがとうございます。本当に対象年齢をね、5歳上げたんですけども、対象者、利用者は本当に増えているということだと思います。高齢者の貧困がますます進んでいる本当に非課税世帯ということで進んでいるんだなあということがここでも分かると思います。で、この補助券を利用できる対象者の中には腎臓機能障害1,2級を認定されている方ですね、人工透析をされている方もいらっしゃいます。辰野病院を新築する計画策定中のワークショップ、私も参加させていただいてたんですが、透析室への直接車椅子に乗って行くことができるようエレベータを作ってもらえないかなど、透析後の体調不良等に考慮して欲しいなどの意見も出されていたことを記憶しています。また、送迎があると助かるという声は現在もお聞きしています。透析後の体の不調、倦怠感を経験者でないと想像できない程に歩くこともままならない状況になると患者さんや病院関係者からも伺っています。人工透析されている方で車を保有している方は制度の対象外となっています。まあ非課税の方なんですけれども、車を保有している方は制度の対象外となっています。そこで質問です。透析患者で車を保有している方でも対象として認めてもらうことはできないか、お聞かせください。

○保健福祉課長

説明させていただきます。その前に平成27年度の改正でございますが、年齢要件を75歳から80歳に引き上げてございますので、85歳ではなくて80歳でございますのでよろしく申し上げます。それでは透析を受けている方の利用についてでございますが、利用の対象者の要件は辰野町に住所があること、それから住民税非課税世帯であること、この2つの要件に加えまして、一定以上の級の身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていること、または80歳以上のみの世帯であることが必要となってまいります。まああのこれらの全ての要件を満たしていても本人が議員がおっしゃるように本人が自家用車を持っているという場合には該当にならない要綱になっております。腎臓機能障害があっても身体障害者手帳の1級、2級で透析をされている方、この方が車を持っている場合には該当にならないということになります。まああの対象者の判定につきましてはこれらの条件を設定しまして機械的に行うこととなりますけれども、すべての条件に該当しなくても似たような状況があったり、または同等の支援必要である方もいるわけでありまして。そこで要綱の中ではその他町長が特に必要と認めたという項を設けまして対象の拡大、対象範囲の拡大を図っております。多くの場合は民生委員の推薦をいただいたうえで判断をし、まあこれまでの事例としては怪我の後遺症や病気等により歩行が困難な方や心身の状態により移動が困難な方にタクシー券を交付した事例がございます。さて、今回議員に上げていただいた事例でございますけれども、要件のいずれにも該当するものの車を持っているためにタクシー券を交付できなかった透析患者さんの事例だと思われまして。今後はですね、まあ辰野町在住非課税という条件は変わりありませんけれども、透析を受けている方については単に車を持っているという事実だけではなく一週間に3回それも長時間に及ぶ透析を受けるという心身への負担を考慮しまして実際に車を運転して通院できるかといったような患者さんの状況をこちらで判断をいたしましてタクシー券の交付をすることを検討していくところでございます。以上です。

○瀬戸（9番）

はい。今検討していただけるということで、ぜひともね早急に今も既に透析されている方もいらっしゃると思いますので、お聞き取りをしていただいて本当にその方がね、透析をした後、気持ち悪くて動けないということがないように、そしてその方もまた元気になって元気な時は本当に働いていただけてというふうにな、していただければと思いますので、ぜひとも早急をお願いいたします。

はい。で、次は次の質問に移りたいと思います。利用券の助成額面の見直し及び使用制度の見直しについてお聞きしていきます。この利用券は平成26年度まで1枚700円の36枚交付でした。それが平成27年度から1枚1,000円の24枚交付に変更されました。変更された理由というのが町営バスの回数券に合わせた改正だと以前の小澤議員でしたかね、の質問に答弁されています。しかしながらタクシーを利用した場合の初乗り料金というのは700円、辰野町、辰野タクシーさん700円なんですよ。そういう場合は1,000円券を使ってもおつりがこないということを伺っております。この端数ですね、300円これは業者側の根拠のない収入となって適正ではない収入と私は考える、考えられると思います。そんな中で500円券を48枚として501円以上かかった部分は自己負担としてもらうとありがたいというような初乗りの近い方はおっしゃいます。そして1,000円以上かかる私の住んでいるところも

1,000円以上かかるんですけども、1,000円以上かかる地域の方からは1乗車につき利用券が1枚1,000円しか使えないということで1,000円未満の料金で利用される方も1,000円以上かかるところから利用される方も券の使用回数の制限を外して年間で2万4,000円支給されている分、2万4,000円分を使えるようにして欲しい、そうしていただけると本当にありがたいという要望をお聞きしています。そこで質問させていただきます。現在の券を500円の48枚に見直してもらえないか。そして1乗車の使用枚数制限等をなくして年間で2万4,000円分使うことができるよう使用制限の見直しをしてもらえないか。この使用制限の見直しをすることでこの利用率、今62、3%のところを本当に100%に近い数になると思うんですが、そのよう

に本当に使ってもらえる、そういうタクシー券になると思いますが、その点に、使用制限の見直しについて町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

福祉タクシー券ですが、これまでも何回か説明させていただきましたが、住民税非課税で所得の少ない方に対して、まあ移動困難な部分をタクシーや町営バスを利用する場合にその一部を料金の一部を補助するという目的であります。タクシー料金につきましてはその距離が長くなれば金額は増えていくところですが、初乗り料金相当ということ、それから1回1枚に制限してお願いしているところからもまあ平成26年度まで1枚700円という額面の根拠を伺えるところでありまして、27年の改正では1,000円にしたということについても町営バスの回数券ということでまあ理解ができる場所です。議員ご指摘のとおり1枚1,000円を500円にして欲しいとか1回の利用制限をなくして欲しいという声は利用者の方から直接いただくこともありますし、またタクシーに乗った際に運転手さんにそういう方も何人もいらっしゃるというふうに聞いております。そこで現在1枚1,000円で24枚交付を1枚500円にして45枚、48枚交付に変更し、その総額の中で1回の使用制限をなくしたとしても予算の規模上は変わらないので、議員や利用者にいただいた要望を踏まえまして利用券の額面の見直しと使用制限の見直しを含めより使いやすい制度に変更することを検討いたします。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、すみません。今検討していただくという課長からの答弁にありましたが、このタクシー券についてですね、今回町長の選挙公約の中にもあります「福祉タクシー券の1回1枚利用制限をなくし使い易くします」という部分がこの部分にあたると思うんですけれどもこの検討します、いつまでに検討して、いつ決めて結果がでるのかを教えてくださいとお願いします。

○保健福祉課長

はい。現在発行してます、タクシー券につきましては来年の6月まで使えるもの

を発行しています。ですので、6月までは現行の制度ということをお願いしたいと思います。それから、タクシー事業者に委託している事項もございますので事業者との調整も必要となってまいります。年度内に検討いたしまして来年7月に発行できる分から変更する、変更できるように準備を進めてまいりたいと思います。

○瀬戸（9番）

はい。それでは今の答弁の中で、来年7月、来年度発行分からということ考えているというか、していただけるというふうに理解させていただきます。けれどもひとつちょっと不思議に思う事ですね、1,000円未満のタクシー代300円についてはどんな取り扱いになっているのかお聞かせいただければと思います。

○保健福祉課長

はい。実際にタクシーに乗られた方が1,000円未満かどうかはこちらでは把握しておりません。使用されたタクシー券がタクシー事業者から保健福祉課に回ってきてまして、その額面によって支払いをしております。以上です。

○瀬戸（9番）

はい。じゃその差額、お釣り本当でしたらお金でしたら現金だったらね、お釣りでくる部分がまあタクシー会社の方にプレゼントされているという感じですかね。それもちょっとおかしな話だと思います。やはりここで、もう本当はね早急にこの利用券、変更をしていただきたいのですが、来年度7月発行分よりということなのでそういう部分もね、あやふやなあのものがないように皆さんの税金から出ているのです。プレゼントがないようなそういう使い方ができるようなものにしていただければと思います。

はい。それでは次に灯油購入券交付についてお聞きしていきます。この灯油購入券は高齢者が障がい者など低所得者に対して経済的支援として在宅福祉の向上を図ることを目的として1世帯当たり1万円の冬期間の灯油代の一部を助成する事業です。平成27年の12月議会において小澤議員より交付の予定について質問もありました。その時の答弁では灯油価格の低価格の推移と国の高齢者向けの年金生活者等支

援臨時福祉給付金が3万円支給されるので交付を行わないとの理由からこの2年、前年、去年まで2年給付されてきませんでした。低所得の方達は普段から生活が苦しくて、ましてや生活保護基準以下の所得でも生活保護を受けずに頑張って生活している方達にしてみたら冬場の灯油購入は生死の問題だとお聞きします。高齢の方は暖房費を節約するため家の中でも服を何枚も重ねて着ているので夕方になると節々が曲がらず辛くて動けないことがあるというお話を伺います。この前は往診で高齢者宅を訪れたお医者さんが見たことをお話してくれました。こたつと座椅子に挟まったまま動けなくなっていた高齢の方がいたということです。経済産業省の長野県の灯油価格調査では、今年は12週連続で灯油の値上がりとなっています。昨年の10月末の灯油代18リットル1,265円に比べて今年の12月4日現在で1,651円、386円の値上がりです。1リットルで21円も値上がりしています。また、平成26年度に給付されていた給付金は今年は支給されていません。消費税の8%とそして野菜や魚など食糧品の値上がり、そして昨年12月に成立した年金改革法により毎年下がる年金で今年の4月には年金が下がりました。収入は減るが支出は増える生活はますます大変になっています。そこで質問します。灯油購入券、今年度の交付の考えはあるかお聞かせください。

○保健福祉課長

灯油購入券について説明させていただきます。灯油購入券の交付につきましては、この厳寒の時期を迎えるにあたり灯油価格が高騰した場合に高齢者世帯等の重い経済負担を軽減し生活を支援するために行い在宅福祉の向上を図ることを目的に行っているところであります。この灯油購入券を支給するかどうかにつきましては、要綱を定めまして毎年町長が定める基準により実施の有無を決定することとなっております。で、そしてこの町長が定める基準につきましては平成19年12月に灯油購入券交付事業を実施してからこれまでの状況を踏まえまして平成27年度に1リットル当たり税抜き単価91円という基準を設けまして、これを超える場合に実施することといたしました。灯油購入券を支給するにはその目的や使用頻度から遅くとも年内

に支給しなければその時期を逸してしまうことになり実施する場合には予算、補正予算の都合もあります。また県の動向調査もあったことから今年の石油価格調査を11月1日に行い本年度実施するかどうかを判断したところであり、その時点での1リットル当たりの税抜き単価、これ店頭販売単価でございますが、68.2円であり辰野町が基準として設けました91円には達してなかったので実施をしないこととしたところでございます。なお、その後あの議員のご指摘のとおり今日まで灯油価格は週毎に上昇しておりまして、住民の方の中には高騰感を持っている方も多いと思います。議員、先ほど12月4日現在の石油製品価格調査での金額を出していただきましたが、ちょっと私の把握しているところでは店頭販売では1,482円という情報を持っておりまして長野県の1リットル当たりの税抜き単価が約77円ということであり、なお現在もその基準に達していないのでここで最終的といいますか、今年度は実施しないということに致します。

○瀬戸（9番）

はい。すみません。私が調べたのは申し訳ありません。店頭ではなくてガソリンスタンドとかね、そういうところでのあの販売ということで資料となっております。本当にこの68.2円から本当に上がってきております。で、この91円というのがね、あの本当に適正なのかどうかというところもちょうと私も判断しかねるところなんですけれどもやはり本当にもう寒さ厳しいですよ。この中にいらっしゃる皆さんで灯油ストーブ無くて暮らしていけるか、電気、こたつ、ストーブが無くて暮らしていけるかっていうとそんなことはやはり無理、本当に低所得者のね、皆さんは少しでも切り詰めながらその中で生活しています。本当にぜひともね、今年は発行して欲しいという声がたくさんあったのであの発行していただきたいんですが、要綱というものもあるということなので今回はとても残念ですが、やはり昨日から町長も答弁されています、町民に寄り添ったね、暖かい町政ということでぜひともね、まあ今後、これからもっと本当に値上がりしたら今年中でも考えていただけるかなと思います。この灯油購入券を本当に平成20年の制度開始当時からですね、本当に

当時の町長も答弁されてます。思い切って良かったと本当にあの低所得者高齢者の皆さんに本当に喜ばれているという素晴らしい制度だと思います。本当に去年も辰野町マイナス15度上島の掲示版というかね、あそこでマイナス15度というのを私もちょっと通りかかった時見ました。本当に暖房のない生活は体にも良くない本当に影響を与えます。病気になる、医療費がかかってしまう、本当に全国的には自宅で凍死されている低年金の高齢者もいるということが報告されています。この辰野町でそんなことが起こらないよう本当に命の問題になってしまう冬場の灯油代です。まだこれからますますもし上がっていく場合、ぜひとも、早急にね、交付を考えていただければと思います。

で、最後の質問に移りたいと思います。第5期障害者福祉計画及び障害者計画策定についてお聞きしています。今年度で第4期障害者福祉計画が終了し、来年度より第5期計画策定となります。現在第4期の集約をして次期計画策定に向けて策定中だと思いますが、この計画ですが以前から一般質問でも発信してきました。机上の計画になってはいないでしょうか。引きこもりや発達障害の人数が増えています。そして、学校での生活、学習支援員の不足にもどう対応するのか学校を卒業後の支援をどうするのか、そして重度障がい者の入所できる施設が町内にない、作って欲しい、就業施設が町には少ないなど、たくさんの意見があるはずです。今年度改正された介護保険法改正をはじめ来年度の医療介護報酬の改定など給付削減や利用者負担が計画されている中、障がい者で通所施設を利用する低所得者の障がい者に対する給食費の負担軽減を廃止するなど廃止を検討するなど障がい者にも利用者負担を増やすことが検討されています。サービスの交代や不足している部分を増やしていこうという計画を実行するために第5期計画は第4期計画実施の数字だけをみての計画策定だけではなく、障がい者そして障がい者の家族、事業所へのヒアリング調査等をしていただきたい、そして計画を立てていただきたいと思います。そこで質問します。障がい者本人または家族や事業者へのヒアリング調査などを行っての計画策定となっているのかお聞かせください。

○保健福祉課長

今回の第5期の計画を策定するに当たりまして、障がい者本人や家族、事業所等への統一したヒヤリングやアンケート調査は今回行っておりません。障害福祉サービスにつきましては、その支援計画を作成しその計画に基づいて提供をされるところでございますけれども、障がい者本人や家族、事業所等からの要望意見につきましてはそのサービスを提供する過程で行われるモニタリングや支援会議の中で生の声としてまあ把握しているところでございます。また辰野町単独では解決困難な事例につきましては上伊那圏域の協議会等を通じまして各専門分野の活動で広域的に調整を図っているところでございます。

○瀬戸（9番）

はい。今あのサービスのもちろん支援がそうですね、会議などで把握しているということですが、ぜひともね今、毎年養護学校の保護者の皆さんが要望を町長に伝える懇談を行っていますね。しかしながら辰野町には現在障がい者グループなどありません。本当にそのサービス、施設の利用や学校等に、を通してしか要望を言っていく場所がありません。そして直接町に相談するしかありません。しかしながら今でも助けてもらっている、これ以上言っていけないなどの声を伺っています。本当に社会保障としての障害福祉、人としての権利として考えることが重要だと本当に重要になってきているんだと思います。全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重され障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人権と尊重し合いながら共生する社会を実現すると障害者基本法にもあります。そんな辰野町になるよう一人ひとりの人権を考えた施策を策定いただきたいと要望して質問を終わりにさせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席7番、宇治徳庚議員。

**【質問順位9番 議席7番 宇治 徳庚 議員】**

○宇治（7番）

武居新町長は加島町政の継承を明言して町長選挙に勝利をされました。民意が政策のベースであるとする公約を町政運営に加えていただき、一方で継承事業についても変えるべきものがあれば変えるということをもってですね、いよいよ武居丸新町長が船出を致しました。民間出身の町長に期待するものが、昨日来の夢の話は横においてややもすればスピード感に欠けるといわれる行政のトップとして時には民間感覚を駆使し、日々結果を求めスピードある業務遂行と行政経営にリーダーシップを発揮していただきたくまずもって切望し私の質問に入りたいと思います。

1点目は、シダレグリの自生地保存計画と今後の展開という点であります。辰野町の町木シダレグリは大正9年に国の天然記念物に指定され、その時のシダレグリの本数は60本と記録されています。恐らくこれは一定以上の大きさを指してのことだと思いますけれども、それから一世紀が経って今日では1,000本近いシダレグリ群生地としてその名を全国に知られるまでになりました。以前は地元でシダレグリと言えば芽吹きがもっとも見栄えのする風景として知られていましたが、近頃は芽吹きに加えて、雪に埋もれたシダレグリが一幅の水墨画の風情があるとして首都圏をはじめ県内外から写真愛好家の撮影スポットとなり人気を博すようになって冬の知名度も上がってまいりました。昭和57年には、シダレグリ森林公園となりオートキャンプ場、パターゴルフ場、展望台、管理棟、駐車場などが整備され、春から秋まで通して県内外から訪れる家族連れで賑わうようになりました。更に平成14年には大型観光バスも乗り入れ可能なパークラインが完成し、シダレグリ森林公園は南の荒神山スポーツ公園、東のほたる童謡公園とともにいわば町の3大公園の一つとして観光振興にも寄与していると考えます。そこでまずお尋ねをいたします。改めてシダレグリ自生地に対する町の現状認識につきまして、シダレグリ自生地があることの、町にあることの意義や全国的な分布の状況、あるいはシダレグリを含めた規模についてどのように把握されているかをお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長

はい。宇治議員にお答えいたします。2005年の果樹研究所の調査でシダレグリは

青森県から岡山まで22地点で確認をされています。このうち群落を形成している場所は岐阜県の下呂市の竹原に1箇所、長野県に3箇所それは小野、それから塩尻市の相吉、上田市の西内にありますが、辰野町のように1,000本を超える規模は他にはありません。日本一の群生地と言えます。また、岐阜県明智町のシダレグリの説明版には「小野のシダレグリ自生地を目指して文化財保護に努めたい」との一文もみられます。自生地は奇異な樹形をした栗の木を草刈場に意図的に残し増やしてきた結果として現在の景観となっていると考えられます。初期、中山道が自生地の前を通っていることから旅人の目に留まり江戸時代には小野のシダレグリの評判は県内に広がってきました。このような状況があり天然記念物指定第1号のうちの1件となっています。指定地内は今では少なくなった草地の植物や昆虫などが生息する貴重な場所となっています。枝のしだれる栗が群生する希少性として価値のみではなく古くから人間と共生して現在の景観が形成されていることが重要であります。シダレグリの生地はかつては小学生の遠足やハイキングの場所としても親しまれ町民と深く関わってきた文化財でもあります。町民が江戸時代から守り伝えてきた歴史を持つ場所であり古くから自然を大切に自然とともに生きてきた象徴的な場所ともいえるのではないのでしょうか。町民憲章にもあるように自然を愛し歴史を訪ね子どもも大人も学びあう場所の象徴として意味合いを見出せます。生涯学習大綱が目指す一人一学習、歴史自然、一人一スポーツ、ハイキングなど一人一奉仕保全活動への参加の実践の場ともなると考えています。

○宇治（7番）

今のお話ですと、群生地あるいは本数は日本一という認識でよろしいということですか。はい。平成26年度から天然記念物小野シダレグリ自生地保存管理計画策定事業がスタートしています。地元住民の見方ではなぜこの場所にこれほどまでに群生しているのか、といえはここの地質がシダレグリの生育にマッチしているからではないかとか樹木も寿命がある以上、巨木が枯れても仕方ないのでと受け止めています。実は住民の中にも興味本位にですね、栗の実を拾って育てて幼木の育成を

試みたという話や、が何人かからありました。私も物は試しと思い、5年程毎年数を決めて拾ってきた栗を畑に埋めて試してみましたが、全滅の年もあれば3個から5,6個が芽を出してもシダレグリかどうかは3年経たないと分かりません。結局その中でシダレグリになるのは1本あるかないかでした。それゆえにこの自生地における自然の成せる技の凄さを実感するものであります。このように希少価値のあるシダレグリがなぜあの地に自生し群生しているのかを専門的見地からの必要性から将来見据えて調査分析、そして保存管理計画を策定することはとても意義ある事業だというふうに地元関係者は受け止めております。そこでお尋ねいたします、今なぜシダレグリの自生地保存管理計画の策定が必要なのかその目的等につきましてお尋ねをしたいと思います。

#### ○生涯学習課長

はい。保存計画なくして活用はできないという文化庁の方針と、近年巨木の枯死が目立つようになってきたので指定地内の保全方法を探るために取り組んでおります。シダレグリ自生地内の現状を調査して再評価を行って現在の姿、できれば指定された当時の姿をどのようにして後世に伝えて活用していくかを検討しています。これまで本格的な調査を実施していなかったことから、今回の調査で初めて詳細が明らかになります。保存計画を策定することで現状を変更する際、例えばですね、指定区域内の草刈や枝の剪定などが該当すると思われます。これは文化庁に申請しなくても今度は実施ができる。また日常管理しやすくなることで保全活動を効率的に行うことが可能となります。また、管理計画に基づいて計画的な公開・活用を実施することができます。国の天然記念物再生事業費補助金を受けて自生地内の維持、復元のための事業を実施することができるようになります。以上です。

#### ○宇治（7番）

新聞情報によると大正9年当時の群落を目標群落に設定する方向で委員会の意見が一致したとあります。それが何を意味するのか素人にはよく理解できない言葉ですが、一方でシダレグリ自体の珍しい樹形に加えて群落としてまとまって生育して

いることに本質的価値があるとも評価していますので、学術的見地からの自生地保存の方向性を検証いただくことが時宜を得た取り組みだと考えます。

続いてお尋ねいたします。その保存計画の具体的な内容というのは何をいつまでにどのようにしようとされているかをお尋ねしたいと思います。

○生涯学習課長

はい。シダレグリ自生地の現状を調査して把握して再評価を行った上でどのように維持管理し活用していくかを検討しています。事業は平成27年度から始めて4年計画で実施中であり、今年度が3年目になります。平成30年度に保存管理や活用のための具体的な実施メニューを検討して報告書を刊行する予定であります。刊行後はその計画に沿って保存管理や普及公開活動を行っていくこととなります。平成29年度中に基礎的な調査が全て終了し幼木も含めて約1,000本が指定地内に生息、生育していることが判明しました。併せて指定地内が里山の環境を良く留めている貴重な場所にもなっていることも分かってきました。また、全域でクリタマバチの被害が確認されたり、今後管理方法に盛り込む必要性も出てきています。来年2月に開催される策定委員会から具体的な管理計画の内容について審議していくこととなりますけれども、指定当時の姿をできるだけ把握し、現状と比較する中で、どのような管理を行っていけば後世にこの素晴らしい景観を引き継げるのか、慎重に検討していくこととなります。この策定委員会は文化庁、調査官、長野県教育委員会指導主事、信州大学名誉教授、前文化庁調査官、樹木医、辰野町文化財保護審議会委員、友の会会員など11名で構成されております。

○宇治（7番）

先ほどもお話がありましたが、小野村の時代から住民に親しまれレジャーという言葉が使われる以前に手ごろなハイキング先であったり、小学生の遠足やキャンプ場として身近な行楽地でありました。その時代から所有権者だった山林、地元山林組合が年度事業として継続的に手入れをしてきたことで年々樹木の範囲が広がり、今につながる自生地の全容が姿を現してきました。辰野町へ合併後は住民ボラン

ティアによるシダレグリ友の会が発足し、毎年4月から11月まで、月1回の草刈りや雑木の伐採、近年は外来種オオハンゴウソウの処分等の維持管理を行って、この地を訪れる人々をお迎えしています。しかし、友の会への新規加入は乏しく30名近い会員も高齢化や病気で休会者も多くなって半分くらいの限られた人数で月1回の出役ではあの広い斜面の手入れはままならず、しかも草に埋もれた幼木を切らないように最新の注意を払いながら行う作業も地元の責任感ということで皆さん頑張っています。それだけに、いわゆるボランティアに依存した維持管理活動にもそろそろ限界があるように私は感じます。そこで、お尋ねをいたします。シダレグリ友の会の評価と今後のあり方について、策定委員会でのこういった活動への方向付けが示されるのか、ないとすれば町の考え方などをお尋ねしたいと思います。

#### ○生涯学習課長

小野のシダレグリ保存友の会の皆様は4月から11月までの間、第2月曜日の午前中、下草刈りや特定外来植物の抜き取りなどの保全活動を行っていただいております。広範囲のために行政の限られた人数では対応できない部分を積極的な活動で補ってもらっています。シダレグリの保全のためにはなくてはならない存在となっていて大変感謝しているところです。完全なボランティアでは負担が大きいことから町でも気持ちばかりの委託料を支出しております。また、会では県外のシダレグりを視察して見識を深めていまして、その結果は保存管理計画の報告書にも反映される予定であります。保存管理計画策定のための基礎調査の段階でも友の会の活動が自生地環境維持の一躍を、一直を担っていることが明確になっています。保存管理計画策定委員会には会長など参加してもらって計画策定について意見をいただいております。管理計画には友の会の実施する保存活動内容も盛り込まれる予定であり、その後、活動の指針になると考えています。そういう意味でもこれからいっそう友の会の活動が重要な位置を占めるようになってきています。そういう中で会員が高齢化し、作業にも支障がでてきている昨今、機会ある毎に会員募集を行い、またシニア世代の勧誘など継続的に行っていこうと考えております。

## ○宇治（7番）

今日まで地域とともにある町の財産として住民本位の維持管理が行われてきましたけども、この調査を契機にですね、日本一とされる国の天然記念物シダレグリ自生地を次世代に引き継いで行くため、大事な保存と観光の目玉として一定の投資額も織り込んで維持管理事業の展開について中長期計画を策定して、これまで以上に行政力を発揮していただき日常管理体制を強化されることを要望して次の質問に移りたいと思います。

2点目は、小野宿の現状と今後の取り組みについてであります。辰野町誌によれば、今の辰野町内でかつて宿場が存在したのは下から小野宿、宮所宿、新町宿、宮木宿、そして平出宿とあり、その当時の面影を多少とも留めているのが、小野宿ではないかと思えます。長野県下にも名だたる宿場跡はたくさんあって、本陣は立派な本棟造りでも1軒1軒の間口は狭く、うなぎの寝床のように奥行き長い家々が軒を連ねる宿場を称して、先日、歩楽里（ぶらり）小野の里で訪れた田邊寛子先生は「うなぎの寝床宿」と言い、例えばそれは妻籠宿であり、奈良井宿であり、海野宿などであると話されておりましたが、それに引き換え小野の歴史文化を代表する小野宿の町並みは間口の広い本棟造りの家々、格子窓の民家が軒を連ねる珍しい宿場跡ということで、全国的にも数少ない貴重なものだと言われていました。その中で江戸時代の初期中山道から旧伊那街道へと引き継がれ徐々に形成されてきた小野宿ですが、町所有の「県宝小野宿問屋」に見られる大規模本棟造りや屋内の間取りは、今でも宿場跡との象徴的な役割を果たしていますが、これに加えてこの真向かいにある「油屋」がこのほど町に寄贈されました。町が寄贈を受けたということで、一部住民から苦情があったとの漏れ聞こえてきましたが、色々の意見があることを否定するものではありませんが、町としてこの油屋を含めた歴史的な建造物の小野宿を今後いかに有効活用するかを改めて考えていただく機会として今回取り上げました。そこでまずお尋ねをしたいと思えます。油屋の利用価値と、今後の考え方につきまして受け入れた意義、それから活用する方法等の展開等がありましたらお聞かせい

ただきたいと思います。

○生涯学習課長

はい。地元の方々の保存に向けた要望によって、所有者から町が寄付を受けました。油屋は小野宿の町並みを形成する重要な一棟と考えております。寄付を受けた際には既に地域の皆さんによって小野宿交流館油屋保存会も立ち上げていただいております。保存活用の体制も整いつつあると聞いております。小野宿は伊那街道に残された宿場の中でも保存状態が良い町並みのひとつであり、上伊那でも一例もない伝統的建造物群保存地区に選定できそうな地区でもあります。この宿場の中心的な建物である県指定文化財の旧小野家住宅とともに油屋が活用施設の役割を担って辰野町の文化を肌で感じられる建物になって行くことを期待しております。以上です。

○宇治（7番）

地元としては来年5月の小野宿市にはイベント会場あるいは観光案内所、そして飯沼ソバの会の食事処など将来は宿泊可能な施設として問屋とは趣を異にした交流の場にできないか。小野宿の新たな拠点としての油屋の存在意義を内外に示す事はできないか、と思案しています。それには地元主体に小野宿問屋保存会とは別の組織を正式に立ち上げ、町と一体化した活動の拠点となるような取り組みが必要と考え現在準備を進めている状況にあります。第五次総の小野地区計画では小野宿、矢彦神社など歴史的建造物や御柱祭の伝統文化があることは地元住民の誇りとされています。また、遡ると30年前の昭和61年から65年の町総合5ヶ年計画でも小野宿の保全の方針が示され、それを受けて町並み保存運動の育成が記されています。昭和の時代に町の力強い取り組みがあったからこそ、以降今日までの間で宿場内に居を構える住民も、私が知るだけでも数軒ありますけども、多額の自己資金、数千万、2千万、3千万という金額です。家1軒が建たる金額を投じてですね、外観を維持しながら生活のためのリフォームや、解体した古材を活用しての建て替えを行うなど、小野宿の景観に配慮した町並み保全に理解を示され、実際にそれを実行され、今日に至ってることは、私は驚きそして改めて敬意を表するものであります。

続いてお尋ねをいたします。小野宿の町並み保存の整備の考え方ですけども、実際に今まで取り組んだ活動実績あるいはこれからの方向性や今後への期待等をお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長

はい。小野宿は文化庁が昭和50年に重要伝統的建造物群保存地区制度を発足した際に妻籠宿などとともに念頭においていたともいわれるぐらいの宿場の町並みが残っている地区です。憲法に指定されている旧小野屋住宅をはじめとする江戸時代の建物や旧小野郵便局、旧小野村役場、明倫館ですね、など往時を偲ぶ建物が数多く残されてることから町の貴重な財産と感じています。このためこれまでも公民館講座である問屋夏季講座の開催や小野宿問屋保存会の会員の皆さんによる環境整備、公開活動を通してその魅力と歴史的価値を啓発してきました。また、小野宿市にも協力して小野の魅力の発信について積極的に関わっております。その成果もあって昨年度は述べ1,000人もの方が問屋の見学に訪れてくれており、見学者の中には日程が合わずに来ることができなかつたけれど、やっと見学できてよかったという話もありました。また、九州から見学に来てくれた方もいました。これも小野の町並みが魅力的な証拠ではないかと考えております。その他にもNPO法人、建造物明倫館保存会の設立、初期中山道ウォーキングや辰野美術館のサテライト展示が行われるなど宿場独自の雰囲気を活かした活動が行われ始めております。この辰野町の文化的な魅力をいっそう高めるために町並み保存や修景に向けて地元の皆さんとともに方向性を探っていきたいと思っております。主役はそこに住む方々です。教育委員会はそのお手伝いができる良いと考えております。そのきっかけとなるように昨年度から専門家の講師を招いて講演会や学習会、リーフレットの配布などを行っております。将来的には小野の魅力を中心として町内全域の魅力的な部分を磨き上げ活力ある辰野町を築いていくことが理想ではないかと思っております。

○宇治（7番）

平成17年には全町的な組織として小野宿問屋保存会が発足し、毎月の維持管理や

一般公開といった地道な活動が推進されています。平成24年には宿場内の有志の呼びかけで小野宿市が始まり、毎年5月に開催されて回を追う毎に多くの人で賑わい、今では憑の里の一大イベントになっています。小中一環教育両小野学園の開設ではじまった「たのめ科」では、小野の歴史・文化を学び体験学習の一環として小中学生もイベントや清掃作業に参加協力するようになりました。一方、両小野地区振興会の住民意向調査で両小野の歴史・文化・自然を生かすために国道153号のバイパスが必要か、との質問に対して83%の住民が必要であると回答され交通量の緩和を求めています。ちなみに、国道153号の小野駅前交通量調査では、1日24時間で1万2,000台を数え単純計算で見ますと、7秒に1台走っていますので簡単に小野宿で横断はできません。年々、小野宿を訪れる観光客が増えている中で大型バスなどの駐車場がないため、駅に止めて狭い歩道を歩いてますが、どうしても小野宿では横断せざるを得ないため交通事故の心配が絶えません。2年前、両小野バイパス期成同盟会は塩尻市、辰野町、両小野振興会、3者構成の理事会で住民合意のパークラインの先線を含めて塩尻市がランドデザインを作成する方向を確認しております。言い換えれば、国道153号、両小野バイパスの適正なスタート地点を塩尻側から模索するということでもあります。また、昨年は塩尻市議会の議会報告会が両小野バイパスを主要議題に北小野地区で開催されバイパスとの必要性、出口を国道20号へ接遇するよう強い要望が出され市議会としても確認されています。続いてお尋ねをいたします。良好な町並み形成、観光振興のためのインフラの整備につきまして、駐車場の拡充、それから両小野バイパスの促進、そしてできれば電線の地中化などいくつか項目はありますけれども、この点について順次お尋ねをしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

#### ○生涯学習課長

町並みの整備には多額の費用が必要となってきます。また、その修理に必要な建物への対応も発生してくるのではないかと考えております。国の重要的、重要伝統的建造物群保存地区に選定されれば、補助制度もありますけれども、選定までには

さまざまな段階が必要で、それまで町並みを形成する建物が持ち堪えられるかちょっと不安な部分もあります。町ではその全てを負担することは困難なため、クラウドファンディングやふるさと納税といった、民間の資本を活用した町並みを維持していくための仕組みや資金の設立ができないか、検討していかなくてはならないと考えております。

○建設水道課長

はい。現状で小野宿を散策するにしてもですね、歩道がなくてそして大型車が頻繁に往来している国道の路肩を恐る恐る歩かなくてはなりません。現道拡幅しての町並みの保存は用地的にも、また経費的にも問題があるため両小野バイパスの実現により通過車両を極力減らし歩道としての整備を行う箇所と考えます。電線地中化については県、中電、NTTなど多くの関係機関との協議と費用負担が必要となりますので、まずは両小野バイパスが事業化になるように両小野振興会、国道153号線整備促進協議会、塩尻市と一緒に要望活動を推進していきたいと思っております。

○総務課長

はい。私の方ですね、駐車場について答えていいか分かりませんが、総務課ではですね、現在小野雨沢の国道に面している、寄付を受けました土地・建物ありまして、その建物につきまして年度内に解体することで今現在準備をしております。解体後の土地利用につきましては、以前お話したとおり利用したい方がいれば、借地として貸すことも可能と考えております。また、小野宿を見学する方の駐車場がないということから、駐車場ということも考えられるということをお願いしてまいりました。今は取り壊しを優先してるため取り壊し後の計画につきましては関係機関と協議をさせていただいて利活用を図っていきたいというふうに考えております。

○宇治（7番）

建設水道課長の答弁の中で課長も同席されてたと思いますので、もし可能ならお

聞きしたいのですが、塩尻市でグランドデザインを進めようという事について何かその後の状況はお分かりですか。

○建設水道課長

はい。あの塩尻の部長さんと一緒になる機会がございました。その中でですね、まだ白紙状態でございます、ということでありましたので、今後検討されていくかと思えます。

○宇治（7番）

電線類の地中化についてですけれどもこれは全国的に徐々に広まってまして、近隣の例でも塩尻市広丘駅から松本市境までの国道19号の4車線化と同時に約3キロ、塩尻市内のえんぱ一く通りで景観形成の一環として既に10年前に440メートルが実施されて、今年から5年計画で260メートル延長するということでもあります。地方の町並み整備事業に対して国が補助する事業対象のひとつに電線の地中化も盛り込まれております。将来目標として第五次総合後期計画にもあるように地域文化の保護と育成については、歴史の中で培われた伝承されてきたさまざまな伝統文化や生活文化、文化産業を町民共有の財産として次世代に継承するため、施設や活動を支援しますと明記されております。

そこで最後に町長にお尋ねをしたいと思えます。小野宿の町並みなどを活かした観光資源としての有効活用の考え方につきまして、選挙戦では相手の候補者が景観を掲げてですね、主張されておりましたが、小澤さんの思いや深さは私はあまり理解できませんけれども、かなりたぶん大きな事だろうと思えますが、私の知る範囲では今まで加島町政の中で景観行政については取り組んできている経過があると思えますのでそれを含めてですね、景観という観点を含めた今後の計画の具体化をお尋ねしたいと思えます。

○町長

はい。ただいまのご質問にお答えいたします。まあ私は今さら申し上げるまでもなく本当に小野地区の町並み形成は、本当に辰野町全体の財産でもあり誇りでもあ

ると思っております。本当に歴史的建造物もいまだ良好な状態に保たれておりますし、またそういった状態をですね、支える小野区民の皆様方の意気込みも非常に私も一個人としても、昔から駅前フェスティバルであるとか、小野宿市であるとか駅前ウォーキングであるとか、いろんなイベントにも参加させていただいておりましたけども、非常に現状とそれを支える皆さんとの気持ちが、非常に合ってる本当に素晴らしい取り組みだなあと思っております。さて、そんな中でただいまのご質問なんですけど、これは景観を活かした町づくりという点で言えば、自分自身も色々といろんな先生方からも考えをお聞きしたりする中で、自分自身も勉強している範囲ではございますが、まあ「良い景観とは何か」って言われた時にやはり見たいものを見やすくする。これがひとつ基準になると思います。もうひとつ、良い景観とは何かと言ったら見たくないものを見えにくくする、この二つの観点が必要かなと思っております。景観という字をみたときに、景観の景は風景でも情景でもいいんですけども目の前に見えるそのままですよ、ただ問題は景観の観ですよ、これはみると見学の見でもないし観るという字なんですけど、あの字は観音様の観ですよ、つまり心でみる、心で見た人は何を感じるかという部分でいうと、私は、その地域の人のおもてなしの気持ちであったり気持ちだったりそういったものが、やはり反映されるものでなければいけないと考えております。これも一例なんですけど、まあ例えば商店街を見た時に初めてその商店街を見た時に人、歩道よりは車道側、車が往来している。それを見ただけでこの地域は人よりも車、あるいは経済性を優先してるんだなあ、ひょっとしたら感じておられてしまうかもしれません。ところが車道はあるけれども歩道を広くゆったりと取ってなおかつベンチであるとかそういったものをちゃんと置かれてあれば、その地域は来た人を本当に大事にしてくれる、おもてなしの気持ちが本当にあるんだなあと思われるかもしれません。それは町並みでも良いですし、各お店もそういった形で、ひょっとしたら来た人に何かしら感じられる世界かもしれません。つまりちょっと色々話ししましたけれども、人々に来てもらったときのおもてなしの表現、まあホスピタリティという英語の表

現がありますけれども、そういった部分で表現してくためにはどうしちゃったら良いかという時にやはり、またもう一度戻りますけれども、来てくれた人にいかに見てもらうか、ほいでいかに見せたくない物を見せなくさせるかという部分で言えば、ひとつには先ほど話しにでました、駐車場は来てくれる方のための設備ですよね、施設ですので、そういった部分でも配慮していかなきゃいけませんし、先ほど建設課長も例えば小野地区は本当に国道沿いで車の往来が激しいと、そうなれば例えば小野バイパスを作って車の流れを少し変えて、もう少し交通の危険を感じさせない地域づくりにやはり取り組んでくことも重要ななと思っております。もうひとつ見せたくない物を見せないようにするという配慮で言えば、例えばこれはひとつはやはり電線の地中化だと思います。電線の地中化には現状のコストより10倍かかると言われておまして、これは非常に単独の自治体ではなかなか取り組みを躊躇してしまう世界だと聞いておりますが、やはりそういった目の前の風景の中から電線が消えた時、電柱が消えた時にどんな風景が現れるかというのはやはりわくわくさせますので、やはりこれもやはり将来を見据えた時にはこれは積極的に取り組んで行かなければならない課題かなあとも私は把握しております。ちょっと色々申し上げましたが、基本的に景観を活かした町づくりは道づくりでもあり店づくりでもあると私は認識しております。そのためにまた勉強もしていきたいなと思っております。以上です。

#### ○宇治（7番）

今、町長の思いをお聞きしてですね、辰野町の景観行政については、やはり住民がよくわかる形で、ひとつは例えば景観基本条例等の制定をですね進めて、そして既に今取り組みをされてるといふふう聞いておりますけれども、広域連合における景観行政団体への意向についてもですね、上伊那地域の景観行政に関わる連携ロードマップでは平成30年度までが、市町村毎の景観づくりの目標期限というにされてるようですから、辰野町も計画策定にかかる各組織と連携を密にさせていただいて早期に実現をされることを期待するものであります。上伊那広域連合は10年後の

平成39年のリニア中央新幹線の開通に向けて、上伊那地域の将来ビジョンとして3点を挙げております。一つは定住の人口増を意図した住みたい町への景観づくり、二つ目は広域観光の推進を意図したおもてなしの景観づくり、三点目は地域の魅力PR、経済の発展を意図した地域資源を活かした景観づくり、で、この3つのテーマを具体的項目として挙げています。で、今まで私なりに申し上げたシダレグリ自生地や小野宿町並みについてもこの3項目の中の地域資源を活かす景観づくりに大いに寄与する町の財産だと私は考えますので、ぜひともこの計画の中に位置づけていただくことを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時50分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 35分

再開時間 11時 50分

○議長

再開します。質問順位10番、議席1番、小澤睦美議員。

**【質問順位10番、議席1番、小澤 睦美 議員】**

○小澤（1番）

議長より許可をいただきました3件について質問いたします。最初に辰野町立小中学校のあり方に関する提言書について、教育委員会及び総合教育会議における提言書の検討状況について質問いたします。この質問項目につきましては、昨日垣内議員も質問しておりますので重複し質問することになりますが、私は来年度、平成30年度の川島小学校の状態と提言書の内容等を比較する中で子ども達にとって良い教育、学校生活を送っていただきたいとの思いから質問させていただきますので、よろしく申し上げます。この辰野町立小中学校のあり方に関する提言書はこの9月26日に教育委員長に答申されました。この提言書は途中PTAの役員等任期中で役員が交代した団体もあったわけですが、延べ27名の委員が小学校の現場視察も含め、

平成28年7月4日に第1回目として、平成29年9月26日まで10回のあり方検討委員会の協議を重ねて集約されたものであります。お伺いします。この提言書では町立小中学校の配置に関する学級規模の最低基準について辰野町の学級規模の最低基準をおおむね10名とし、その後も増加の見通しが立たない場合、関係校の統廃合について、教育委員会において検討されたいとあります。そして提言の趣旨として文部科学省や長野県教育委員会においての複式学級にならない規模、学年に複数の学級がある規模、小学校では専科教員が配置できる規模であること等の方向性、よりよい学びに向けた学校環境のあり方、これは長野県の平成26年3月に制定されたものでありますけど、学校と地域が密接な関係の中でともに地域の子どもを育てている辰野町の現状に鑑みできうる限り、地域の中で学校が存続できることを大事にしたいとあります。質問いたします。この提言書の最低基準をおおむね10名という提言に該当するのが、川島小学校と思います。来年度の川島小学校の全校児童数についてその内訳、川島区の児童数と特認校制度により在籍している児童数、また長野県教育委員会の規程に照らして、教職員の配置基準等、児童の教育面、学校の運営面について他の学校、例えば辰野西小学校等と比較してどのような違いがあるのかお伺いします。

○教育長

はい。小澤議員の質問にお答えをしたいと思います。今年度の川島小学校の児童数は13名であるということはもうご存知のところかと思えます。来年度の児童数ですけれど、現段階まあこの後まだ3ヶ月余ございますので、あくまでも現段階12月1日現在になりますけれど10名ということになります。その内訳ですけれど、川島地区の児童は3名、特認校制度により川島区外の町内からの児童6名、それからその他が1名とこんなふうに把握しているところでございます。学級数はいくつかということですが、今年度と同じ通常学級が2クラス、ですがこれはともに複式学級を形成しての2クラスということになります。それから特別支援学級が1クラスということですので、全校で3学級ということになります。教職員の配当という

のはこれは点数法で決められております。これは学級数によって自動的に教職員の数というのはこう決まってまいりますので、校長、教頭は各1名、学級が3ですので担任は3人、それから養護教諭は1名、しかし実は事務職員ですけれど3学級になりますと正規の1人が配当されません。4分の3というね、4分の3の勤務という非常勤の職員、こういう形になります。児童の教育面でいきますと、これは学年が異なる複式学級を設けての授業ということになりますので担任の負担というのは、これあるいは指導としては大変になってまいります。その部分を解消するために町では単独でこの複式学級解消のために長期の職員を2名配置をしているわけですので実際には長期の2人も含めると複式ではなくて各学年に、各学級に一人ずつの先生が配置されているというふうに考えてもいいのかなあというそんなふうに思います。ただ来年度から現れてまいりますのは、学年によって生徒が児童がいないということが起こってまいります。2学年には在籍児童がいない、それから1年、3年、6年は児童が1人ということになりますので、今年までのように6年生が複数いて全校児童を引っ張るといふ、そういうことができにくくなるかなあ、それから休み時間には1人ぼっちというこんな現象が新たに生ずる可能性がでてまいります。この学校を引っ張る上級生がいなくなるというのは川島小にとっては初めて起こる現象でございます、来年度から。今までなかったことでございますので、学校の雰囲気というのも今年度までと変わってくるかなあとそんなふうなことも予想されます。学校の運営面でまいりますと、教職員それから児童数ともこう減少してまいりますので、今まで以上に学校管理はきつくなってまいります。学校行事など、今までと同じようなことをするとなるとやはりこれは厳しいものがあったり、負担が増えたり先生方にあるいは児童一人ひとりの負担っていうのが増えてくるということも想定されますし、1番は社会見学だとか修学旅行というようなもの、バスを貸りきっての移動というものができなくなっている。ですから、この部分におきましては、他の町内の小学校と同じような具合にはいかないなあという感じはします。それから当然児童数が減ってまいりますと、保護者の負担というものも大きくなる可能性

もあります。以上です。

○小澤（1番）

今、今年度よりだいぶ色々な面で負担が多くなるということをお聞きしました。来年度の全校児童が10名ってということだと、先ほど答弁いただいたように川島区の児童が3名、川島区以外の児童が7名ってということですので、今年度の全校児童数13名のうち川島区の児童6名、川島区以外の児童7名のほぼ半々の状態から半分以上の3割ということを知りました。

次に提言の趣旨の中に「学校と地域が密接な関係の中で共に地域の子どもを育てている辰野町の現状に鑑みできうる限り地域の中で学校が存続できることを大事にしたい」とあります。私もそのとおりだと思いますが、答弁いただいた来年度の川島小学校の学級編成では4年生の3名の児童が川島地域の児童ですが、他の7名は川島地域以外の児童ということになります。これは特認制度実施校だからとえばそのとおりですが、川島区の人達は児童が普段バス通学のため、ほとんどの人達がどのような子達が川島小学校に来ているのか知らないと思います。これでは、「学校と地域が密接な関係の中で共に地域の子どもを育てている辰野町の現状に鑑み」とは程遠い現状だと思います。このことは子ども達にとっても1年から6年まで例えば宮木とか平出などの地域の子ども達との思い出はないこととなりますので、将来子ども達にとって地域に同級生もいない、当然ながら小学校の時の同級会も開くことができないなど、寂しい思いをさせるのではないのでしょうか。また、提言の趣旨の2番目にいうところの32年度から始まるこれは教育面での大改革といわれていますけれど、新しい学習指導要領で求められている主体的対話的で深い学びを実現するために子ども同士が切磋琢磨し、ともに学び合うともに創り上げる教育環境として最低限必要な人数を確保したい、それにはグループ同士で対話して学習を深めたり、体育科や音楽科での集団で創り上げる学習や学級会活動を進める上で最低10人程度の人数が欲しいとされています。この最低10人程度というのは当然ながら1学級にということですので、川島小学校の通常学級の先ほどの答弁のとおり多いクラ

スで3名では子ども達の教育環境にとって望ましい環境をとする提言の趣旨に遠く及びません。このことは同じ辰野町、公立の学校で学んでいる中で教育環境ということ考えたとき公平性に欠けるのではないかと思います。このような実情に照らし合わせて今後、川島小学校に対し子ども達の将来を見据えた対応をお願いしたいと思いますが、昨日の垣内議員への答弁の中でこの12月15日に町長が召集し教育の条件整備など重点的に講ずべき施策等の協議を行う総合教育会議が開催されるとの事です。教育長は教育委員会として川島小学校の視察を行い2回に渡り検討してきたことを踏まえ会議に望まれるとのことですが、町長は聞き間違いでなければ昨日川島小学校の視察がまだとのことに伺いました。ぜひ15日の会議までにお忙しいと思いますが、視察いただき子ども達にとってどのような教育環境が良いのかの判断をいただき、会議で協議いただけたらと思いますが、本日の現時点で町、教育委員会、それぞれの立場があると思いますが、これまでの経過を踏まえ、提言書を尊重し検討するのか提言書は提言書として検討するのか、町長ならびに教育長それぞれにお答えいただきたいと思います。

#### ○教育長

はい。それでは私の方で先に答弁させていただきたいと思います。最初に小澤議員はね、川島の子どもそれから外からくる子どもというふうに話されてましたけれど、私たち地域の地区の子どもであっても、地区の外から来ている子どもであっても、学校はあるいは先生方は、子どもにとってベストを尽くすというのは、これは当たり前でございます。ですから、これからもここは分け隔てなく目の前の子ども達のために全力を尽くすということは、ここで申し添えておきたいなあとと思います。一方で川島小学校が置かれている状況というのは、昨日の垣内議員の答弁でもそれから今の小澤議員のお話にもございました、大変厳しいものがあるわけで教育委員会も常に苦しんでる部分がございます。これにつきましてはあり方検討委員会の各委員の皆さんも本当にこの1年間苦勞していただいて苦しんでそして葛藤をしていただきながら一定の結論をだしていただいたということですので、昨日の答弁と同

じようにこの出された提言というのは非常に重いもんだということ、教育委員会とすれば捉えているわけでございます。過日、武居新町長が就任されましたけれど、それを待って町の教育委員会が抱えている喫緊の課題として情報交換をいたしました。その中の一項目にもこのあり方検討委員会と川島小学校の問題も入っております。今後は今、議員言われますように今週末金曜日になりますけれど、総合教育会議において改めて町長と教育委員会、情報交換を行って情報の共有を図り今後の方向も決めていきたい思います。ただ15日の1回だけの総合教育会議でね、1時間か1時間半ほどの総合教育会議で結論がでるものではないと思っております。やはり昨日町長が申しましたけれど、これからもうしばらくこれはかかるかなあとふうな思いでございます。ただ昨日も答弁させていただきましたけど、この問題は時間をじっくりかけて検討して良いという問題ではないだろうと思います。そこで学ぶ子どもにとってどういう教育環境を与えてやるかということを考えていけば、ずるずると引っ張っていい問題ではないとこれは変わりません。けれど、金曜日15日の総合教育会議で結論はでるものではないと、ですから次の総合教育会議にもまた開催していかなければならないだろうなあと考えておるところでございます。以上です。

#### ○町 長

まあ私の思いですとか、考えとかですね、ただいま教育長が話されたとおりの15日の教育総合会議までにある程度の結論をだすとかそういったレベルではないと私は今考えております。まあ早急にやはり現場を見させてもらったり議員の皆さんから個々にお考えを聞いたり、ましてやこの2ヶ月、3ヶ月の間というのは私も副町長辞しての期間であっての動きでございましたので、もう一度再度確認したい事項も多々ございます。また、選挙戦を通してですね、川島区の皆さん方の思いもですね、全部とは言いませんが聞かせていただく中で動いてきた人間でございます。川島地域に住む皆さんの気持ちもですね、非常に揺れ動いているまだまだ悩んでいらっしゃる結論を出せずにいらっしゃる方も本当にまだまだ多いかなあというのが私の率直な感じ方でございます。まあそういった部分を含めてもう一度全体的な大きな

流れであるとか個々の検証しなきゃいけない部分であるとか、また昨日垣内議員の話された制度上何か参考になるようなものはないか、総合的に捉えながらですね、動いていきたいなと思っています。まあ現状はそんな考えであります。以上です。

○小澤（1番）

今、それぞれの立場から15日に向けての気持ちをお聞きいたしました。確かに早急という1回で決まるということではないと思いますけれど、ぜひいろいろの観点から検討いただければというふうに思っております。この提言書では、「今後予想される児童、生徒数の減少に対応して辰野町立小学校、小中学校の統廃合について地域住民との合意形成を丁寧に行う中で具体的な検討を進めていただくことを望みます。」とあります。私もぜひこれからの辰野町の未来を背負っていただく子ども達です。その事を踏まえ検討いただくことを祈念申し上げましてこの項の質問を終わりとします。

次に、地域資源活用観光モデルコース開発事業について質問します。国においては訪日外国人旅行者の目標設定を2030年には6千万人と定め観光は国の戦略と地方創生の大きな柱との認識のもと、政府一丸官民をあげて準備しております。また、長野県においても長野県観光戦略推進本部を設置し観光振興を県全体の共通目標として観光振興に取り組みを進めております。そのような状況の中、辰野町においては平成27年新日本歩く道紀行100選森の道に認定された横川溪谷原生林トレッキングコースを観光モデルコースとして位置づけ実施されている地域資源活用モデル開発事業についてお伺いします。認定後の平成28年度には中央アルプス横川溪谷の観光地点等の入り込む客数を増やすため住民と共同してこのコースの魅力を高めるための観光ガイドの啓発、現地調査、ワークショップを実施し、そしてそのワークショップの成果を踏まえ観光ルートマップ、スタンプ帳と観光ルート看板、スタンプ台を作り、多くの観光客を呼び込むための環境整備がされてきたと思っております。質問いたします。このようにこのコースを観光モデルコースとして位置づけ中央アルプス横川峡の観光地点等入り込み客数を増やすために、今年度、平成29年度

に取り組まれた事業について、またその成果、効果についてお伺いします。

○産業振興課長

それでは小澤議員の質問にお答えをいたします。新日本歩く道紀行 100 選森の道に認定されたこの横川溪谷原生林トレッキングは、平成28年度から県の元気づくり支援金の採択を受け住民と共同してトレッキングコースとしての魅力を高め住民主導による観光素材の商品化を目指しています。行政としましては、この事業が町内の他の地域の観光商品化にも応用できるモデル事業とし、まあそのノウハウを得るための事業としても有益であると考えて取り組んでまいっております。平成28年度の事業については小澤議員、ご案内のとおりでございますので、29年度の事業についてご説明を申し上げます。本年度はこの事業の更なる魅力の掘り起こしということで引き続きワークショップを開催し、2回のモニターツアーを開催いたしました。第1回の7月17日には県内を中心に104名の参加がありました。第2回は信州ディステーションキャンペーン期間中の9月24日に日本旅行とタイアップした首都圏からのツアー企画として実施し15名の参加がありました。予定では第3回として、10月29日の紅葉祭りに合わせ昨年登録していただいた外国語対応の観光ガイドボランティアの皆さんによるモニターツアーを計画していたところでございますが、残念ながら台風22号の影響で中止となりました。ツアーを実施する中で参加者の方からトイレ設置の要望が多かったため9月から11月中旬まで約2ヶ月でしたが、三級の滝手前に仮設トイレを設置し利便を高めました。使用実績からこの間にはだいたい50から100名近くの方の利用があったと推測されます。また、昨年作成したルートマップの充実を図り改訂版を年度末までに1千部増刷を計画しております。更におもてなしステッカーを作りご賛同いただける地元の店舗などに貼っていただくとともにルートマップにもその位置を示し、おもてなしとなる場所の見える化を図る予定でございます。続きまして、成果効果について私ども考えている点についていくつかが説明を申し上げます。県の支援金を受けることができたことから専門家のアドバイスを受けてマップや備品などの観光ガイドのための環境が整ったこと。

ワークショップの過程でガイドボランティアの担い手の掘り起こしができた点、また2年目では有料ツアーの受け入れができたこと。ガイドの品質向上のためのガイド用テキストが整備されたこと。モニターツアーを通じて外の方の目線でこのコースの魅力が再発見できたとともに課題も整理できたこと。以上が成果効果であると感じているところでございます。以上です。

○小澤（1番）

今年度も引き続いてトイレ等の整備また改訂版のルートマップ等が成されたということで、更に有料、この事業の始まる時にできれば有料化ができればというような話も聞いておりましたので、その足がかりができたというような効果があったというように今お聞きしました。ただ雨のために一部事業が取りやめになったということはちょっと残念に思いますけれど、その間日本旅行が辰野町の横川溪谷原生林トレッキングモニターツアーを企画していただいたり、ネットに新日本歩く道紀行推進機構が1,000の道検索と銘打ちこの横川溪谷原生林トレッキング長野県としてコース情報を詳細に紹介いただいたりしたことによりまして観光客が増えたように感じます。先ほども第1回のモニターツアーのときには104名というふうに今までなかった方が参加いただいたというふうにお聞きしました。その中で特に蛇石から三級の滝まで親子連れや若いカップル、中年のご夫婦など幅広い年代層の方々がそれぞれに景色等楽しんでいる姿を見かけました。また、この方々と道ですれ違う際に「あとどのくらいですか？」と聞かれたりする時、あーこの人達は初めて来てくれた人達なんだとうれしくも思いました。そして更に三級の滝を見ての感想を聞く中であれば秘境、外部の人が足を踏み入れたことがほとんどなくまだ一般に知られていない地域という意味の秘境だということですが、そして多くの人達に見ていただきたいとの感想をいただいた時、この事業のさらなる発展を期待しました。質問いたします。今、言いましたように、今後も観光客の増加を図るためにはそのための事業を継続的に行う必要があると思いますが、今答弁いただきました中で雨のため残念ながら実施されなかったガイドによる体験ツアーについても含めて、今後

の整備状況また来年度はどのような取り組みを行うのかお伺いします。

○産業振興課長

台風の影響で中止となりました外国語対応のガイドボランティアのモニターツアーにつきましては、町あるいは町観光協会としましても再度計画して来年実施したいと考えております。その他の事業計画につきましては今月21日に行う予定の今年度第3回のワークショップや、また川島振興会の役員会などの協議を経て決まって行くものと思っております。町としましては現在までの実績をもとに地元の取り組みに寄り添いながら共に魅力あるトレッキングコース作りに取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○小澤（1番）

地元の取り組みと言いますか、地元の方々との取り組みも今後続けていきたいというふうにお聞きしましたので、来年度も事業の継続を図りながらこれからも多くの方々にこのコースを訪れていただきたいというふうに思います。ただ気になるのが日常的に除伐、造林、災害復旧が行われていることによります、あの道の大型の運搬車両との狭い箇所でのすれ違いです。質問いたします。せっかく観光モデルコースとして横川溪谷原生林トレッキングコースに多くの方々を迎えるためには第一に安全で安心なコースであることが絶対条件であると思えます。そのためにも大型の車両が通過して安心してすれ違いができるよう林道の拡幅を関係省庁に働きかけていただけないかお伺いします。また併せて平成18年の災害により蛇石から三級の滝まで車両が通行できなくなってしまったわけですが、三級の滝は中部森林管理局の風景林部門のレクリエーションの森として位置づけられてもいますので多くの方々を森林を楽しむためにも以前のように車が日常的に通行できるよう関係省庁に働きかけていただけないかお伺いします。

○産業振興課長

人の手のあまり入っていない国有林の環境を私ども原生林という形に位置づけましてその中をできましたルートマップを片手に歩き横川溪谷の素晴らしさを五感で

感じていただくことがこの原生林トレッキングの醍醐味であり目的でございます。  
このコースにはもちろん多くの方に訪れていただきたいわけでございますが、一般車両の通行を容易にすることは認定の趣旨と逆に相反してしまうことにもなってしまわないでしょうか。狭い林道を拡幅し安全確保するというお考えも理解できます。また本年度はご指摘のとおりカラマツの大規模な伐採、搬出事業等が実施され大型車両の通行が多いわけでございますが、地形を見ましても拡幅改良はなかなか難しいと思います。平成28年6月の議会でも答弁させていただきましたが、国では道路の通常の維持補修を行ってはおりますが、国が現道を拡幅するということにつきましては現在検討に挙がっておりません。現在の標準幅員には3.6メートルで国が管理する中では充足されているとみておいでのようですし、なかなか拡幅は困難であると思います。また拡幅により例えば構造物などが構築されることで果たして原生林としての景観の価値をですね、留められるのかとそういったことも考えるところでございます。豊かな自然そのままのルートをブランドとするこのコースでございますので、危険回避などもガイド役、案内役の観光ガイドスタッフが担っていただくようなことでさらなる魅力を高めることにも繋がるのではないかと思いますし、こうした魅力こそがいわゆる着地型、体験型観光の原点であるとも考えておりますのでぜひご理解とご協力をお願いしたいと思います。以上です。

○小澤（1番）

先ほどのように28年の時の6月議会の時も同じような回答いただきました。しかし今、観光モデルコースとして上げている以上、先ほど言いましたけれど安全に楽しんでいただくということが目的でありますので、ガイドさんがその都度ついて行くということはほとんどありえないというふうに、私自身が入って感じました。親子連れでたくさんの方達が入る、またそのような中でやっぱり危険箇所を少しでも少なくしていただくことが、よりよい観光モデルコースになるのではないかとこのように思いますので、今後とも先ほど言った要望について拡幅等の要望を関係省庁に上げていただくことをお願いしてこの項の質問を終わらせていただきます。

3点目になりますが、道路問題についてお聞きします。荒神山のオアシス型スマートインターチェンジの設置による周辺道路等の整備についてお伺いします。現在、長年の後利用が懸案でありました荒神山のウォーターパークに対し、若者にとっての地域の魅力を創出し新しい人の流れを作ることと、町のイメージを向上させることを目的とする、ウォーターパーク・リノベーション事業が進んでいます。この施設には東京オリンピックの正式競技に採用され最近一躍脚光を浴びて愛好者が増加傾向があるというボルタリングをはじめ、スクラックライン、キックバイクのコース等、若者を中心に町内だけでなく町外からも多くの方の利用が期待されています。しかし6月議会のおりに成瀬議員の利用者が増加した時の荒神山への3つのアクセス道路パークホテル側、新町側、樋口側の状況を心配しての質問に対し建設水道課長からは国道から荒神山公園アクセス道路については、新樋線には新樋踏切が県道与地辰野線には下田踏切がある等JR東海の交差があり、その解決には踏切前後の道路計画がなければ、ただ踏切を広くするだけでは駄目だとの回答のことですし、国道153号の荒神山入り口交差点についても、これから地元とのルート調整が必要との答弁がなされています。先ほども言いましたように荒神山のウォーターパーク・リノベーション事業は、順調に進んでいると感じております。また昨日の中谷議員の答弁の中で、町長は大型バスが入って来れる体制作りが必要との認識を示されましたが、アクセス道路につきましてはその後どのように取り組まれてきたのかお伺いします。

○建設水道課長

はい。小澤議員のお答えしたいと思います。ウォーターパーク・リノベーションのためにアクセス道路の取り組みは現在行ってございません。来年オープンによりまして利用者の流れや、また周辺道路の状況を見極めながら対応していきたいと考えております。以前にお答えしましたけれども、与地辰野線ですとか、また新樋線のことにつきましては、それぞれ地元区の方へ投げかけてございますので、今のところ変更等ございませんのでよろしく願いいたします。

○小澤（1番）

現在のところまだということで、完成した暁に考えていくという回答ですが、この荒神山の施設をより多くの町民、町内外の人達に利用していただくためにも、また町長の選挙時の4つの公約の1つである「若者お年寄りに魅力ある町づくり、荒神山スポーツ公園の再生事業をはじめ町民が憩え楽しめる快適空間づくりに力をいれます」という公約にマッチする事業として、荒神山へのオアシス型スマートインターチェンジの設置により、周辺町道等の整備を行うため、荒神山にスマートインターチェンジを導入することができるかを検討するための役場庁舎内の幹事会を設置する考えがあるかについてお伺いします。ご存知のようにスマートインターチェンジの導入に際しましては、必要性や整備効果の検討等を行うための役場庁内の関係部局による町内検討会、いわゆる幹事会を設置する必要があります。前回といたしますか、平成21年度に計画された際も、国・県と町との数回にわたる打ち合わせ会議を開催し25年には3回の幹事会まで開催されているわけですが、その町長が交代し生活道路整備を優先させることになってから、スマートインターチェンジについては役場庁内においても取り上げる事はありませんでした。しかし3月議会において町政懇談会においても話題に上がったこと、また伊那方面東県道における朝夕の混雑などの通勤時間帯の解消、災害時の一般道路の代替や町の活性化を図るためにも荒神山へのオアシス型スマートインターチェンジの設置の必要性を取り上げ、6月議会には中谷議員からも人口減少対策、優良企業誘致、広域観光の促進のためにもスマートインターチェンジの必要性が訴えられました。しかし6月議会には加島町長が突然の今期限りの職を辞すとの表明があった議会であり、今後について語っていただくことができませんでした。しかし検討の結果、加島町長の答弁の中で、検討の結果スマートインターチェンジができれば素晴らしい、渋滞解消や地域の発展にも繋がる、そういうことは間違いだろうと思います。しかし、私の任期の中ではそういったことは実現されないけれど、これからも検討していただきどのような形でいくか分からないが、議論をしていただくことは良いことではないかとの

答弁がありました。このことは新町長の武居町長にスマートインターチェンジの設置是非について検討が委ねられたと私は思います。先ほども言いましたように荒神山のスマートインターチェンジの設置により、町内それも主に竜東地区の道路事情が多大きく改善されるのは確実と思います。お伺いします。荒神山にスマートインターチェンジを導入することができるか、その可能性についての検討会である役場庁内の幹事会を設置する考えがあるかについてお伺いします。

○建設水道課長

はい。スマートインターチェンジの必要性、有効性は十分理解しております。また、ハイウェイオアシスを検討するには別途調査費用がかかります。現在の厳しい財政状況では、町内の地域生活道路の整備補修を優先すべきであると考えております。整備に対して決して否定するものではございません。現在のところ必要に応じて検討委員会を設置していきたいと考えております。以上でございます。

○小澤（1番）

今必要に応じてというのはスマートインターチェンジについても、必要に応じて検討いただけるということでしょうか。

○建設水道課長

はい。スマートインターチェンジが本当に必要になる、その環境ができた時にですね、それには当然検討していかなきゃいけないので、まずは今現在のところはスマートインターチェンジを優先するというのは考えはございませんので、そういう急になった時には当然やらなきゃいけないということで必要に応じてということになります。

○小澤（1番）

ちょっと今のあれですといつというのは、はっきりわからないわけですけど、スマートインターチェンジにつきましては、周辺の開通状況を見ましても最近では今年9月30日に小黑川スマートインターチェンジが開通し相当の交通量があるというような新聞記事を見ました。また駒ヶ岳と座光寺スマートインターチェンジが9

月30日現在事業中でありますし、また諏訪湖スマートインターチェンジが準備段階に入っているということを知っております。このように既設のインターチェンジや周辺道路の安全かつ円滑な交通の確保、また災害時の一般道路区間の代替、地域活性化施策の支援など十分な社会便益が得られるとの考えから、各市町村が取り組んでいると思っております。補助金につきましても、単独の補助金体系がとられ荒神山のような箇所の場合、都市公園という例を昨日、今先般あの国土省の担当者からは聞いたんですが、それらの公園事業の補助金等の対象になるのではないかというような話も聞いております。ぜひ今後前向きな検討をお願いしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

ただいまより、昼食のため暫時休憩とします。再開時間は1時30分、1時30分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始 12時 36分

再開時間 13時 30分

○議長

それでは再開いたします。質問順位11番、議席10番、宮下敏夫議員。

**【質問順位11番、議席10番、宮下 敏夫 議員】**

○宮下（10番）

それではあらかじめ通告してあります、3項目について質問いたします。まずもって、武居新町政のスタートをおめでとうございます。町長の目指す基本理念として町民の幸せのために行動宣言として辰野の未来を創るを掲げスタートをされました。私も町民とともに共感し実現へ向け大きく期待しているところであります。そこで公約として掲げた具体的な政策について質問いたします。産業振興の主要施策として町長が副町長在籍時に80社ほど訪問した企業訪問事業を継続し、企業との信頼関係を築くとの積極的な行動に期待しております。昨日も企業訪問事業については同僚議員からも質問がありましたが重ねてお聞きしたいと思います。そこで質

問します。副町長在籍時の訪問で各企業からの要望・提案等それぞれあったと思いますが、それに対しどういう施策をとられ、どう反映されたかお伺いします。

○町 長

宮下議員のご質問にお答えします。昨日も何名かの議員の皆さんからは質問された項目ではございますが、また改めてですね、この企業訪問の目的もちょっとお話し申し上げますと、もともと個々の企業の課題解決と町全体の産業振興策を考えて行こうとそういった目的でスタートした次第であります。ただ現実的にはですね、今から3年ぐらい前になりますけども、町内の企業が主力部門を他市町村に移転したという、それについて行政としては何であるの普段からのやり取りを全くやってなかったわけではなくて、ただ強力に引き止めることもできなかったという反省の上に立ってのこの事業のスタートでございました。まあ商工会時代からですね、職員時代からやっていた企業訪問は基本的には企業の技術開発であったり、雇用対策であったり、まあ経営に関わるいろんな部分の支援等はやってまいりましたが、今回のこの行政が企業を訪問するという趣旨もまあ基本的には商工会でやってる部分とはだいぶありますが、やはり各企業の皆さんが行政に対して望むこととは非常に多くあることを気づかされました。昨日もお話しましたがまあ企業自身が抱えている問題がですね、例えば周辺環境の整備であったり、例えばその企業の周辺の道路の問題、あるいは従業員の駐車場問題であったり、まあそういった問題を行政としてどう考えて行くかというのは非常に重要な問題でありまして、それをただ何も出来ないということで見過ごすということはもうその企業は他市町村へ行ってしまふ、そういった危機感も覚えてたわけでございます。私自身は産業振興というものを考える時に雇用の確保と創出をキーワードに掲げさせていただいておりますが、雇用の確保という点で言えば、現在の町内に存在している企業の支援、あるいは今後の発展のために何が出来るかということで動く部分かなあと考えております。雇用の創出という部分で言えばこれも話はできますけれども、企業誘致という観点から新たな企業を他市町村から町内に呼び込むこういった政策で雇用の創出を図って行くと

いう部分が主になるかなあと思っております。ただ企業誘致とじゃあ現在この地域にいる企業を定着させるための政策、どっちが費用対効果が大いいかというところもこれはそれぞれの何てますかね、見方判断が違う部分かもしれませんが、私は実は企業誘致よりは現存する現在町内にある企業の育成に力を注いだ方が、費用対効果は大いと考えておるものの一人でございます。つまり今いる企業が本当にこの地に根付いて本当にしっかりと発展してってもらう、これはやはり第一に考えないと企業が出て行ってしまった場合の損失リスクは非常に大きいものがあると考えております。そういった意味で日ごろから企業の皆さんとコミュニケーションを密にすることがまず大事ですし、企業の方からも行政の方を信頼していただいて、御用聞きでも結構ですのでそういった部分で対応できる所は対応してこうと、まあそのような計画の中で動いております。まあ現状もまだまだ課題もございますし、今後どういうふうにこの企業訪問を事業化していくか発展的に考えていくかという部分については、担当課長とも共有はしてございますので以下担当課長よりご説明申し上げます。

#### ○産業振興課長

私ども商工振興を担う職員も理事者とともにですね、町内企業の多くを訪問させていただきまして、行政職員としては普段目にしたりまたお聞きすることのできないお話も多く、職員としても大変参考になったと考えております。ただ参考になったばかりではいけませんので、すぐ取り組める内容、また多くその多くは来年度にですね、政策化することでございますが、数点考えてるところもございます。取り組んでいた内容もございましてご説明申し上げます。企業からの要望の中で現在の工場が手狭となり、経営規模の拡大を検討しているようなご意向に対しましては、早速町内の空き工場の紹介や隣接地の仲介など情報交換を進めた事例がございます。町長申しましたとおりこれまでの企業訪問の中で感じましたのは町内、町に企業を誘致することも当然重要ですが、町内企業を町内に留め引き続き経営を継続、また発展させていくことのお手伝いもそれ以上に重要であるということを感じ

ております。したがって辰野町が行っている商工業誘致及び振興補助金の事業を始めとする各種商工業振興施策も辰野町の商工業を取り巻く立地環境に則して近隣市町村に劣らないようなものを検討する必要性を感じております。今後、年明けにでも商工業振興審議会開催する予定でございますけれども、まあその中で協議をしていくこととなりますが、例えば町内企業が町内で用地を取得したり、施設を新增設する際の投下固定資産に対する補助制度を、もう少し手厚くするなど、今ある商工業誘致及び振興条例改正の検討を始めております。また理事者の企業訪問の継続は当然でございますけれども、町内企業、町内企業間あるいは町外企業とのマッチングを強化するための相談員制度なども次年度の実施に向けて検討をしているところでございます。以上でございます。

#### ○宮下（10番）

ひとつお聞きしたいんですけども、今年に入り辰野町に本社所在のまあ会社名を公表していいどうかかわかりませんが、I H Iの一部事業部が箕輪町に進出されましたが、その訪問等の中においてそれぞれその企業からの何か要望等あったかどうかということと、その経過を把握しているかどうかお伺いします。

#### ○産業振興課長

はい。理事者による企業訪問だけではなく役場職員による企業との情報交換連絡調整は日常から行ってまいりました。その中で企業の増床計画などの相談も受けております。当然のことながら町内企業が町内に留まって経営を継続して行くために、町としてできる限りの対応を努力してきたところでございます。しかしながら既に企業内部で一部移転の方針が決まっていたタイミングを逸してしまったり、議員、ご案内の案件につきましてもですね、取引先からの緊急の受注拡大要請に短時間で答えるため大至急用地が欲しいというような要望に対しまして即対応できるまあ環境、具体的には工業用地ストックと言いますかね、そういったものがなかなかなかったということなどから、既に工業団地が造成され受け入れを待つばかりになっている別の自治体、あるいは空き工場の確保ができているものなどのですね、方に

まあ一部移転というような形になってしまったのではないかと考えております。このような反省も踏まえて、来年度は企業の動きを早めに察知できるように相談員制度を設け、日常から既存企業の意向を確認しながら、必要に応じ町内のエリアについて用地確保をするなど、企業の支援体制を強化してまいりたいと考えております。以上です。

○宮下（10番）

先ほど町長から誘致よりも町にある企業を大事にしていきたいという言葉もありましたので、ぜひそうした情報を大事に早く察知して対応してもらうようにお願いしたいと思います。それと引き続き町長はこの企業訪問について継続されていくのかどうかについてお伺いします。

○町 長

はい。企業訪問自体はですね、当然公約にもございますし積極的に私も動きたいと思っておるところであります。ただスケジュール的にどうしてもなかなか難しいこともちょっと判明しておりますので、これについては山田副町長もまちづくり政策課長時代からも何十社と一緒に回っておりますので、町長副町長連携してですね、あるいは分担しながら取り組んでいきたいと思っております。

○宮下（10番）

町のトップがそれぞれ訪問することは非常に素晴らしいことだと思いますし、先日の新聞にも辰野町長が企業訪問している記事が載っておりますし、近隣の首長さん達もその行動に対して注目しているということをお聞きしました。ぜひこの企業訪問は続けてもらいたいと思いますが、全てでなくて時には町長が出て行ってそこで聞いてしまうと、その場で回答した場合に解決できないような問題もあるかと思っておりますので、その場その場で状況を見ながらやってくことも最後に町長が出番を作るといったような形も十分議論しなければ庁舎内あるいは議会との議論した中で結論を出すとかいうこともこれからありうると思っております。常に出て行って町長がそこで返事をしたからというようなこともあるかもしれませんので、そこらへんはそれ

ぞれの状況を見ながら継続してもらえればいいかと思っておりますので、その辺もよろしくお願ひします。次に武居新町政スタートに当たり現在抱えている大きな問題として5つ挙げられております。1つは湖周行政事務組合の板沢地区最終処分場建設計画問題、2つは辰野町、辰野町立小中学校あり方検討適正規模配置の問題、3つ辰野病院の経営健全化、経営形態のあり方、4つ県内高校再編統合の動きの中で辰野高校存続に向けた取り組み、5つとして保健福祉センターぬくもりの里1F利用スペース活用の問題、このうち昨日も質問がありましたので、2つについてお伺いすることとしましたが、1つ目は辰野病院の経営健全化、経営形態のあり方問題であります。昨日も複数の方の質問がありました。町長が病院の現状は外来患者数の減少により赤字決算、医師不足はいまだ解消されず新岡谷病院開業の影響や近隣病院との連携不足もあり大変厳しい状況が続いており、経営診断結果報告で示されたとおり町側、病院側の経営管理者等の定例会議を開催、課題を共有し積極的に対策を講じていく。更に経営形態のあり方検討委員会を設置し、将来に向けたビジョン作りを行うとの昨日の複数の同僚議員の質問に対し、町長の強い決意を確認しましたので、早期の改善を期待し次の質問にはいらさせていただきます。

辰野病院は上伊那公立3病院の中で地域医療の役割分担を担っていることと、それから上伊那広域連合で主に連携をとることを広域連合議会の中でも辰野、かつて根橋議員が何度もこの辰野病院との連携をとって欲しいということをお訴えてきましたけれども、これからもまた武居町長が広域連合の中でそういうことを主張し続けていただいて、連携の強化に努めていただきたいと思います。それで病院の問題についてはこれで終わりたいと思います。

次に町が抱えている問題の2つ目として、辰野高校存続に向けた取り組みについてであります。町長は中山間地存立校に分類された辰野高校存続に向けた取り組みが急務であり、地域との連携を含め、真剣な議論研究していかなくてはならないと決意を述べられました。県教育委員会は11月15日定例会において高校の将来像を考える地域協議会を市町村長に設置を要請し、19年9月までの設置を決め県立高校第

2期再編を巡る今後の予定が示されました。この計画によると21年3月には旧12通学区全てで再編計画を確定するとあります。質問します。町は辰野高校存続に向けてどのように関わっていくのかお伺いします。

○総務課長

それでは辰野高校存続に向けた取り組みということですが、これまでの経過を含めてお答えをしたいと思います。まず今年平成29年5月10日付けであります辰野町長へ、また5月15日付けで議長へということ、辰野高等学校同窓会長野県高等学校教職員組合の連名で「地域とともに歩む辰野高校の存続を求める要望書」また「地域とともに歩む辰野高校の存続を求める意見書」を県知事に提出するよう求める請願が提出をされたところでございます。6月議会におきましてはその請願が採択をされまして辰野高校存続を求める意見書を県知事に提出したところでございます。29年の8月4日開催の学びの改革にかかる地域懇談会に参加をさせていただきました。また同じく8月25日開催の辰野町議会福祉教育常任委員会のタウンミーティング、辰野高校あり方についての場にも参加をさせていただきました。その中でいくつかの意見をお聞きしましたのでそういったこともですね、参考にさせていただいております。またその後でありますけれども昨日の垣内議員にお答えしましたけれども、辰野高校の校長先生等とお話をさせていただきました。学校としては同窓会が主体で活動していくとのお話がありまして、具体的な行動はまあ今後の課題だというお話でございました。また11月には辰野高校の校長先生等が特色ある学校づくりが求められるだろうということで情報の共有をしたところでございます。なお今日19時から開催されます、県立高校学びの改革にかかる第2回地域懇談会に出席をすることとしております。今後につきましては学校それから同窓会と連携をですね、深めて対応していきたいというふうに考えております。

○宮下（10番）

今の取り組みについては前段のここでもう一度教育委員会から指示の出た内容とは違って、もう昨年の中で取り組みということで進められていると思いますけれど

も、阿南高校とか白馬等においては、地元の市町村が主体となってその中の首長が会長になって進めているということを前回の中でも出ておりました。ここで新しくまた旧12通学区の中での協議会を進めていくということは、また新しい方向に進んでおりますのでそれを待ってでなくて、それはそれとして辰野高校存続について町が主体となって進めるべきものと思いますけども、そこらへんは町としてはどう考えているかお伺いします。

○総務課長

はい。昨日もですね垣内議員からですね、そういった強い要請がございましたので、一步踏み込んだ形の中でですね、対応していきたいというふうに考えておりますが、もう少しですね、どういうやり方で進めていくかについては検討していきたいというふうに考えております。

○宮下（10番）

ぜひ早い時期にそうした組織を作って進めていただきたいと思います。それともうひとつ旧12通学区域ってありますけれども、これは辰野が第8通学区域だと思いますけれどもこの内容でみると通学区域の中で新しくできる協議会を、市町村長は設置しろという県教委の方で指示がでておりますが、そこらへんは理解されているかどうかお聞きします。ちょっと詳しく話します。県教委は15日の定例会で県立高校第2期再編に向け来年3月に公表実施する実施方針案のたたき台と今後のスケジュールを決めた。旧12通学区毎に高校の将来像を考える地域協議会は、県教委が市町村長に設置を要請し遅くとも2019年9月までに全通学区に設置ということで県教育委員会から指示が出ていると思っております。

○教育長

はい。宮下議員の質問にお答えをしたいと思います。10月までに旧12通学区の中でひとり学びの改革に関わる地域懇談会を行いました。その中で県の教育委員会としますと高校生のいわゆる学びのあり方についてと、それから通学区、学校再編とこの2つがあったわけですが、この両方を平行してやってこうとふうに最初は

考えて地域懇談会を行いました。ところが12通学区全部やってみたところ、その高校の教育課程よりもその高校再編の方の質問なり意見がものすごくでてしまいましたね、そして今日先ほど総務課長が話をしました伊那市で行うの、新たにその部分を含めて今日説明会をして行くという形になりますので、私も詳細は今日その説明を聞いてからというふうに理解をしているところでございます。

○宮下（10番）

それでは今日具体的な説明があると思いますけれども、この新聞報道によるともう既にスケジュールが載っております。今年11月15日にこの県立高校学びの改革実施方針策定に向けてを決定し、それから今日ある会議については12月から来年1月の間に各12通学区毎に地域懇談会を開催と、それから9月には高校改革夢に挑戦する学び実施方針を決定、19年9月には旧12通学区全てで高校の将来像を考える地域の協議会の設置完了と20年3月には再編計画整備計画を決定、21年3月には旧12通学区全て再編計画を確定ということで、既にもうこの計画が立っているようですので、ぜひ今日もまた説明会の中で中身について検討していただいて、早い時期にこうしたものには取り組んでいただかないと、乗り遅れて再編の対象にならないようにしっかりまたなんとしても対策を練っていただきたいとも思います。それでは町長の公約についての質問はこれで終わります。

次にほたるのまちづくり推進についてであります。今年の第69回辰野ほたる祭り9日間の観客は15万人を超え、ホテル発生確認数も10万匹を超える大乱舞が、平成以降で最大の確認数とされて大成功で終わることができました。来年以降のホテルの大乱舞が期待されるところであります。町が今まで取り組んできたほたる童謡公園でのホテルを増やす環境づくりへの活動の成果が、ようやくホテルが生息できる環境が整い大発生となりましたが、反面ホテルを増やすにはその餌であるカワニナを増やす活動は今後欠かすことはできません。そこで提案します。地方創生事業の目玉として、今辰野町は東日本随一と言われている辰野のホテルを、自然環境が美しい中でのホテルの発生を、日本一を目指したものにしていかなければならない

と思います。その活動の展開を提案します。1つカワニナの育成を今一部童謡公園等とそれから役場の一室で行ってまますけれども、これを今のこのホタルの餌が無くて来年ホタルがこの先発生することがない、ホタルの発生に影響がないようにするためには、辰野町の町民が全員総参加でこのカワニナの育成に取り組んだ施策が必要ではないかと、これにこのカワニナの養殖につきましては現在辰野西小学校で養殖育成活動を行われておりますが、カワニナの育成は本当に簡単な水槽でも可能です。地域の集会場、各家庭、企業にも呼びかけ養殖の参加を呼びかけたらどうかと思います。今住民有志により川島、新町、樋口などカワニナ、ホタル育成への懇談会を有志が今立ち上げて、先日第1回を実施したと聞いております。これは童謡公園のホタルということだけでなく、辰野町この全域に自分たちの住んでいる所にホタルを育てようというこの有志の方たちが、今一生懸命やっているということで相談を受けております。そこで質問します。カワニナの育成を本当に簡単な水槽で各家庭や地域でも取り組みを推進したらどうかということですが、町はこの提案に対してもし案が、取り組み等についてありましたらお伺いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

ただいまの質問にお答えいたします。現在行っております、町、職員等によるカワニナ水槽の取り組みについてまずご説明をさせていただきたいと思います。庁舎内では広報センター、まちづくり政策課、会計室、議会事務局の4箇所、社会福祉協議会では老人福祉センター、地域活動支援センター、ボランティアセンターの3箇所それぞれ水槽を設置し、日々育成に努めてまいっております。また宮下議員にもご協力をいただいているところでございます。それぞれ順調に増えている所もありますし、だいぶ苦戦をしている所もありますけれども、日常の手入れの中で育てる喜びを感じている職員も多いように思っております。また、このプロジェクトのリーダーであります、山田副町長の部屋にも既に水槽等の準備が終わっておりますので、近々運用が始まる予定であります。議員ご指摘のとおり平成28年度のホタル発生調査によりますと町内103箇所でゲンジボタルが、46箇所でヘイケボタル

が確認をされております。ほたる童謡公園のゲンジボタルやほたる祭りが大変有名ではありますけれども、町内全域でホタルが発生することは、実は町外にはあまり知られてない状況にあります。子どもから大人まで地域の誇りと認識しており、ホタルのいる所は自然が豊かでまた環境が良い場所と、町や地域のイメージアップにもなると考えております。先ほど議員ご指摘のとおりでございますけれども、成虫で舞う期間は10日間です。やはり水中にいる一番長い幼虫の期間が重要でありまして、この時期の餌となるカワニナの確保が大切と言った点についてはご指摘のとおりだと思います。年間を通じましてホタルの保護育成に関わっていただくことで、恐らく参加意識も高まり、また各地域で取り組んでいただくことで、改めて地域への愛着や郷土愛の醸成に繋がるものと期待しております。来年5月オープン予定のまだ仮称ではございますが、たつの未来館につきましても単なる施設見学に留まらず、ホタルのまちづくりを町民上げて進めていくようにしていきたいと思っております。ホタル保護条例ではホタル及びカワニナの捕獲を制限していることやまた既存の生態系への保全についても一定の配慮が必要かと思っておりますけれども、そういった中で一定のルールを整えながらカワニナやホタルの保護育成活動のコンテスト等、そういったソフト事業を辰野ほたるの里まちづくり推進協議会などとも諮りながら盛り上げる工夫を検討してまいりたいと思っております。

#### ○宮下（10番）

水槽につきましては、私は町と一緒に今年7月から同時にホタル、カワニナの育成を自宅でやっておりますけれども、本当に金魚やメダカを飼う小さな水槽で十分飼育できるし、餌もキャベツの葉っぱとか朴の葉っぱとか、伊那の野口先生の参考書を見ながらやっておりますけれども、最初はただカワニナを見ているだけでこんなものと思ったんですけども、どんどん増えていくにしたがってやっぱし親しくなると餌は他の物でもいいのか、メロンの皮でもいいかとか、個人的に色々なものを試行錯誤して、あーこんなにこの餌にも食いついたとか、楽しく今しておりますけれども、ぜひそういうことを町民皆が体験していただいて、ほたる祭りの一期間のイベ

ントのみでなくてこうして町中が、ホタルの育成に関わっているというようなこと、これが今東日本で辰野ホタルが唯一だとか言われておりますけれども、日本一のこのホタルの町ということで、全国に知らしめれば観光の面においても色々なメディア等も通じてやれば、年間を通じて辰野町の名を知らせることができるかと思いますのでぜひお願いしたいと思えます。

次にたつの未来館のホタル、カワニナ育成について、これをどういうようにしていったらいいか、ということについてまた提案したいと思えますが、私あの先月11月に富山県の滑川市にある、滑川ほたるいかミュージアムに行って見てきました。ホタルイカの発光の秘密、ホタルイカの一生等の展示パネルとか、またホタルイカと滑川の歴史について学ぶコーナー、あるいは暗室でホタルイカが光を出しているとはそういうコーナーもあり、親子連れの団体が楽しくその中を見学しているところを見てきました。たぶんこのシステムは辰野のたつの未来館もそんなに費用をかけなくてもできるんじゃないかということを確認して帰って来たところでもあります。近隣の児童達の学習の場として、観光事業として、年間を通じて活用されればいいと思えますので、このたつの未来館をカワニナ、あるいはホタルの育成充実させるための何か施策を町で考えておられるかどうか質問いたします。

#### ○産業振興課長

来年5月から稼働を予定しております、仮称「たつの未来館」の中に設置されます、通称「カワニナラボ」これは1階に計画されておりますけれども、カワニナやゲンジボタルの研究のために現在今まで辰野町役場の中にありました、ほたる研究室を移設するものでございます。亡くなられた勝野重美先生の研究成果と、平成19年まで辰野西小学校に勤務されカワニナの室内養殖の方法、まあダブル水槽法と呼んどりますけれども、その方法を確立された野口輝雄氏の育成方法に基づきまして、さらなる研究を進めながらカワニナの育成を進め、ほたる童謡公園でのカワニナ生息環境の安定化を目指したいと考えております。カワニナラボの概要ですけれども水槽28基14セットを設置し、ダブル水槽法によるカワニナのさらなる育成とともに

既存のホタル上陸装置などを活用した、ホタル研究の充実を目指してまいりたいと考えております。2階にはホタルミュージアムというコーナーを設けますけれども、こちらにおきましてはホタル保護育成に関する資料の展示を中心に来館者にパネルですとか、動画の配信あるいは専門書籍のコーナーなどを設置してですね、年間を通じて世代を超えたホタルの町づくりの気運を高めるコーナーとさせていただきたいと考えております。このように生まれ変わろうとしているウォーターパークのお話を勝野重美先生のご遺族にお話申し上げたところご自宅にある先生のホタル研究に関する遺品をご寄贈いただけることになりました。現在、資料の分類と目録の整備作業を進めておりますけれども、町のホタル研究の町としての財産として位置づけ貴重な文献、写真、書物なども展示し来館者にご覧をいただければと考えております。このようにですね、ほたる童謡公園でのゲンジボタル発生の安定化はもちろんのことカワナラボでの研究が町内全体のゲンジボタルの保護育成のよりどころとなりまして町内全域での乱舞につながることを期待し、育成研究にいつそう力を注いでまいりたいと考えております。以上です。

○宮下（10番）

ぜひ、町でもこの大事なホタルの育成に力を注いでいただきたいと思います。

次に町職員の対応についてであります。昨日、向山議員からもありましたけれども再度質問します。人口減少に伴い必然的に卒業生が少なくなっており近年の民間企業の採用も高い中で地方公務員への応募者は減少しているとお聞きしております。町は今年職員採用の2次募集を始めました。そこで近年の町の職員採用状況について質問します。受験資格、採用予定者数は今までに採用した人達が充足しているかどうか、それから今年度2次募集の中で高校卒業卒を新設されましたけれども、今後もこの高校卒業卒を継続していくのかどうか、お伺いします。

○総務課長

それではですね、お答えをしたいと思いますけれども、採用試験にあたりましては5年ほど前まではですね、中級、初級が募集のですね、主流でございました。4

年ほど前から逆にですね、受験資格は上級職のみとしました。その要因はですね、即戦力を欲しいということからそういった対策といいますか、募集をかけてまいりました。今ご質問のですね、充足しているかということでございますけれども、退職者の補充ということで毎年採用をしておりましたけれども、昨年度といいますか、今年度までは充足しておりましたけれども、来年度募集する予定の人数に対してはですね、充足をしていないと言いますか、来年度の退職見込みで考えますと4名程度不足するということでもあります。したがって今お話ししてあったとおり1月に第2回目の採用試験を行うということで現在募集を行っている最中でございます。試験の区分につきましては上級、中級、初級それに加えてまして社会人枠を設けて採用試験を行う予定としております。また、来年度以降のと言いますか、平成31年度採用に向けてのですね、来年度以降の職員募集にあたってはですね、今申し上げた上級、中級、初級を受験資格にしたいというふうに考えております。以上です。

○宮下（10番）

はい。ただいまの来年以降についても上級、中級、初級の募集をかけるということを知りましたので、この辰野高校再編が今進んでいる中で地元学校及び学生と行政との連携、将来地元地域で活躍したい若者の育成のためにも高校の卒業枠として、辰野高校卒業生の採用枠の新設を願うが、町の見解をお伺いします。

○総務課長

それでは職員をですね、採用するにあたってのまあ基本的な考え方と言いますか、地方公務員法にもですね、謳われておりますので若干その辺をまず触れさせていただきたいと思っております。地方公務員法の第17条第4項におきまして人事院を置かない地方公共団体、まあ辰野町は人事院をおいておりませんのでここに当てはまるわけでございますが、職員の採用にあたっては競争試験または選考によるものとなっております。職員を採用するには競争試験もしくは選考が原則ですということでもあります。競争試験であっては特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行うものとなっております。選考は特定の者が特定の職に就く適格性を有する

かどうかを確認する試験となっております。原則は試験競争でありますけれども、特例の場合として選考で採用することも可能だということでもあります。したがって選考にあたっては競争試験以外の勤務成績ですとか、その他の能力の実証に基づく試験となります。競争試験また選考の実施機関にあたってはですね任命権者でありますので町長となります。したがって例えば学校長の推薦があったとしても任命権者は競争試験または選考を行わなければなりません。採用の公平性の観点、確保という点からしてもですね、特定の学校のみ推薦枠を設けるのは難しいのではないかというふうに考えております。しかし地元の高校出身者を町職員として採用することは、若者が辰野町に就職するための1つの選択肢となり定住にもつながるのではないかというふうに考えられます。更に地元生まれ育った若者が辰野町の将来を担うことが町にとっても喜ばしいことであり、平成30年度先ほど申し上げましたけれども一般行政職の募集に際しては受験資格を上級だけでなく中級、初級を超えまして多くの皆さん方が応募でき合わせて優秀な職員の採用につなげていきたいというふうに考えております。また、当町には辰野高校以外にも豊南短大ですとか、加えてこの4月に開校いたしました、つくば開成高校もございます。したがってそういった短大、高校にもですね、職員募集にあたっては働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○宮下（10番）

ただいまの試験、学科試験を、確かに公務員は地方公務員の試験があると思いますので、それはやむをえないと思いますが、学科試験の他に面接があると思いますので、ぜひ面接時に高校在籍時の町及び地域へのボランティア活動など考慮していただき、また地域への貢献度を配慮されることを期待して、以上で私の全ての質問は終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位12番、議席11番、根橋俊夫議員。

**【質問順位12番 議席11番 根橋 俊夫 議員】**

○根橋（11番）

今議会最後となりましたけれども質問をあらかじめ通告をしてあります3点について質問をしてまいりたいと思います。最初に武居町長におかれましては厳しい選挙戦を勝ち抜きまして今議会初めての議会、臨まれたわけでありましたがこの間ずっと聞いておりまして、やっぱり深い視点、熱い思いというものを改めて感じまして力強い限りであります。公約の実現に向けまして一層頑張ってくださいことをご期待申し上げまして質問に入りたいと思います。

最初の質問は産業振興政策ということですが、これにつきましては、この辰野の未来を創るというスローガンで今回若さと実行力で幸せを実感できる町をつくるための4大プランということを選挙を通じて明らかに町長はいたしまして大きな関心が高まっております。まあそういった中で今議会も既に4議員がこの問題を取り上げて質問しておりますので、重複は避けまして若干違う視点から質問を2、3してみたいと思います。最初に企業訪問に関してなんですけれども町長を先頭に職員の皆さんが福祉関係事業者を含めたまあ企業訪問を行うということで先ほどの答弁もありましたが、今後も続けられるということであります。こうした事業は先ほどもありましたけれども他の近隣の市町村では取り組まれておりませんで、極めてこれは画期的な私は事業ではないかというふうに考えておりまして、大事なことはこの事業によって得られた成果を、今後の町政にまあどのように活かしていくのかということだと思います。それでこの事業のねらいについては先ほども詳細な答弁がありましたが、私は注目しているのはそういった町内企業の実態だとか、行政の要望の把握が基本であるけれども、このことが職員にとっても勉強になって若手職員の人材育成につながるというふうに町長はあの述べられております。そこで伺いたいと思いますけれども、この企業訪問事業というものが職員の人材育成の点で具体的にはどのような効果があるというふうに考えておられるのか、まず伺いたしたいと思います。

## ○町 長

先ほどは根橋議員の方から力強いご声援ありがとうございます。一層頑張ってもらいたいと思います。ただいまのご質問にお答えいたします。私自身もですね、行政職上がりではございませんし、外にいた人間であります。ただ役所といわゆる言われているところというのは、イメージとしても昔からどんと構えて何か相談事、手続きがあったら来なさいというようなイメージでありましたけれども、今の時代の要請はですね、デスクワークだけじゃダメだというのは十分わかっております。やはり職員が現場へ出て何を町民の皆さんは望んでいるのか、例えば企業であっても企業は一体何を今苦しんでいるのか、それをやっぱり的確に把握した上で政策というものは出てくるのではないかなという信念で動いております。まあ今回も副町長時代から色々な課といっても中心になるのは産業振興課、まちづくり政策課でありますけれども、時には建設水道あるいは住民税務、保健福祉関係の職員もまあたまには連れて行ってですね、現場の声を聞かせるようにいたしました。意味としては製造業中心にはなりますけれども例えば、プレミアム商品券事業をやる時には、やはり大型店の動向とか考え方とか非常に重要になってきますので、そんな時には集中して町内の大型店舗の店長さんにもいろんな思いなり考え方を聞き取ってきた次第であります。だと自分自身が商工会出身ということでこれは町民のある方から言われてちょっと反省をしておりますが、商業、工業、まあ建設業だけではなくて農業の方もそういった事業所があったらしっかり見てもらえないかとか、あるいはこれも既にちょっと行ってまいりましたけれども保健福祉関係の施設もですね、やはり現状把握するためには必要なものだと考えております。まあちょっと話がそれましたけれども、そういう中でやはりこれから5年先、10年先、役場というこの組織がですね、やはり住民の皆さんにあるいは企業の皆さんに信頼されるためには、少なくとも人が動かしていく組織ですので、現在役場にいる例えば30代、40代これに中堅と呼ばれる若手職員がですね、やはり姿勢としてまず外に出てって皆さんの要望なりを聞き取ってくる、現場で何が起きているのか把握してくる、そういった

訓練をやっぱり今からしてかなきゃいけないかなあと考えております。まあ一人でも多くの職員がですね、外へ目を向けるという習慣をやはり付けさせるのが私の役目ではないかなあと考えておりますし、恐らく5年後、10年後よく役場の職員動いてくれるなあというそんなような評価が下されるように頑張ったいなあと思っております。以上です。

○根橋（11番）

ありがとうございます。非常に注目すべき今答弁だというふうに考えております。というのは行政というのは私自身も長らく農政行政ということで携わってございましたけれども、行政というのは農業に関しましては食糧の確保、増産ということが至上命題でありまして行政は全力投球でありました。現在はちょっと違っておりますけれども、それに対して商工業につきましては、長い長い歴史の中で明治以来その商工業についてはやっぱり業界中心にやってきた中で中小企業はそういった親、大企業の中で指導の中でまあ色々やってきたということで、何が言いたいかというと、行政は一步引いたというかそれはまあ商工会なり商工会議所が主体にやってもらえばいいじゃないかみたいな感じで、要は自治体はその中小特に大企業がもう別格ですが、中小零細企業に対する行政との接点というのは実は全くなかったわけじゃないですけども、今農業のような形でまあ例えば指導、援助だとか色んな形はほとんどみられない。まあその金融の支援だとか、あるいは最近では企業誘致確かにありますけれども、いわゆる行政全体の中でこの商工業を中心にですね、そういったところへのやっぱり支援は、実は法的にもそれは求めていなかったということがあろうかと思えます。ご案内のとおりです。ところが中小、国の中小企業基本法の改正がありまして、自治体がですね今度はそういう中小零細企業の支援をすることになってきております。そういった中では指揮者の考えでは、やっぱりそういう長い歴史の中で、この自治体あるいは根本的には自治体職員が中小零細企業のために働くということの自己改革が求められているというふうに言われておりますし、それから自治体職員が地域経済の実態を自分達の足や目、そして耳で把握をして要求をくみ

上げていくそういう方向で策定された施策、それこそが実行性があるのであって、霞ヶ関の言われるとおりにやってもあまり効果はないというのがもう既に経験済みのことでもあります。そういった点でそのこれからですね、今まさに町長言われたように5年、10年これはやはり1年や2年で成果がでることじゃないかもしれませんが、いずれにしても全力を上げてやっていく中で、やっぱり人材を育てていくそういう視点をもった職員を育て、そういう視点を持った組織に役場というものになっていけば中小業者にとってはどれだけ力強いものかというふうに考えるわけです。加えて行政がそういったものを全面支援する、例えば名古屋メッセ私ども議会でも視察してまいりましたけれども、例えば富士見町は町をあげてブースを出しておりまして、箕輪町も町をあげてやっておりましたが、箕輪町の4倍のスペースです。それでやっぱりその単なる観光宣伝だけではなくて、いかに富士見町の企業というのはこういうのがあってこういう先端技術を持っているんですってことを、町をあげて取り組んでいるという姿勢がブースを見ればわかったんですね。ところが辰野は残念ながら助成はしていただいているけれども、町としてまあそこまではまだ行ってない。ほいで辰野町は例えば名古屋メッセに関しては7社ぐらい出していただいておりますけれども、そういったことが既に商談に続いたということも聞いてとります。それに何を言いたいかと言うと、先ほど言われたようにニーズを企業側のニーズを把握していただいた上で今後どうするかという点では、今辰野は農業に関しては営農センターつうのがあります。これはJAさんと行政それとその他いっぱい我々の生産者も入って一体となって不十分ながらもまあいろんな生産から流通販売まで協議をする場がありますけれども、商工業に関しては商工会が主体となって頑張っていていただいておりますけれども残念ながらまだまだそういう形ではないと、そういった点でその町としてですね、そういってみればビジネスサポートセンターみたいな形で行政それから事業者、商工会だとかあと専門家あるいは議会とかそういうのが入った形で、そういうものをやっていってその進行してくという考えがないかどうかお伺いします。

○町 長

はい。例えばお話を聞きましてですね、まあ頭にちょっとあるのは例えば農業の進行では現在6次産業化というものがまあひとつのテーマで動いております。議員の皆さんもうご存知だと思いますが、ちょっと簡単にもう一度ご説明させていただきますと、1次産業という部分があってあと加工に携わる2次産業そして販売やサービスに関わる3次産業、これらが人によっては1+2+3で6にはなりますけれども、 $1 \times 2 \times 3$ で6という考え方、まあこちらの方が私も正解かなと思っております。つまり1次産業がまあ農林、漁業、水産業ですけど、まず農業を起点に考えると農業が0だと全てが0になってしまうという考え方ですので、足し算ではなくて掛け算であると、いうのはひとつの認識ととらえていただきますと、まず町内でいくと農業の事業者をまずしっかり作ってですね、それを加工する業者、製造業者が中心になってきますけども、そこらへんとまたマッチングをさせる。じゃあ今度は販売あるいは消費者の方のサポートなりも含めた形での3次産業の人もくっつける。あの基本的には1社がそれ全てをやれば利益がもうでかく、跳ね返ってくるという考え方が1つありますけれども、まあそれとはまた別の形で言えば全ての業者がですね、連携する、それで地域を盛り上げていくという考え方もありますので、そういった部分で連携が組めないかなあというのがまあ1つございます。そうすると産業と一口に言っても色々な業種、業界がございますのでそういったものを産業振興課長も説明いたしました、やはりある程度データベース化と言いますか行政として把握しておかなければならないデータのものがしっかりと持ってですね、こういった企業とこういった企業がマッチングできるんだとか、こういった生産業者とこういった加工業者がドッキングできるんだとか、そういったものはやはりある程度取り纏める役目として今後行政には求められてくるのではないかなあと感じております。そういった部分でまだまだちょっと構想の段階ではございますけれども、ものづくり支援センター的なものも頭に入れてまた次年度、なるかあるいはそれ以降になるか分かりませんが、ビジョンとしては持っております。以上です。

○根橋（11番）

今日、あの今言ったことですぐ返事しろっといっても確かに無理でございますので今言われた事が非常に大事かというふうに思います。これご存知のとおり千葉、東京都の墨田区が全国的にも非常に有名な取り組みをもう既に30年以上前からされておりましてここに今、国の今度の制度改正の原点もあるというふうに言われておりますけれども、いずれにしましても自治体が墨田区という自治体がもう区を挙げてあそこは本当に中小零細企業たくさんある地域で物づくりの特にそういった小規模のいろんな形でやっているわけですが、そういった工業商工業の発展をリードしているということで有名でありますので、まあ今あのまだイメージ的でありましてもその方向に向かってやはり今後審議会等でも検討していただければというふうに思っております。で、そういう点であと指揮者の中では今後の特に工業の発展については産業の集積、その地域に特化した産業の集積をどう打ち出すかという点で、言われておりますけれども総務省の地方創生支援のリーサスってあの今サイトがありますけれども、ここちょっと調べて非常に改めて驚いたのは、全県でもこの辰野町と箕輪はもう製造業に突出しているんですね。で、そこで働く方は8,103人ということで約半数の方々がもう製造業に従事してるという町だということになります。これからいろんなことが出てくるわけですが、このやはりしたがって町長が言われるように既存の今ある製造業の方々が頑張ってくださいということが非常に大事だということがもう分かってくるわけですね。そういった点でもこの発信、まあとりあえず昨日の答弁ですとメッセの女性というのは言われておりますが、とりあえず来年度に向けてできることとして、この特にこういった産業集積、特に長野県全体がちょっと製造業も更に詳しく調べてみますと、大企業形の2社以外ではやはり輸送機械ですか、自動車関係のやはり工業が突出してるというのは辰野の特徴だと思います。ほいで特に長野県内も県内の分析でもいわゆる表面処理と言いますかね、そういったところに特化しているというふうに聞いておりますが、まあそれらを中心としたその今後のこういう辰野の工業のよさと言いますか、そんな発

信については何か考えていることがあればお聞かせください。

○町 長

はい。私自身はですね、良い所があったらまあまねていいんじゃないかなあという考え方でおります。人まねをする、物まねをするのをちょっと批判する方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり成長していくためには良い所はやっぱり学んでいくべきだという考えの中で立つ場合にですね、やはり私は昔からひとつ工業の町坂城をやはり目標とすべきだと考えておりました。よくこれは製造業界でも言いますけれども、横文字使って恐縮ですけれども、ベンチマーキングであるとかベストプラクティスであるとかいうまあ考え方があってですね、とにかく良い所はどんどん取り入れてくそういったまず姿勢がまず第一、そこからまた独自の創造性も発揮した新しい技術が生まれるんだという考え方に立てるのではないかなあと思っております。まあ坂城は工業の町としても有名にはなっておりますけれども、例えば根橋議員のおっしゃられた本当に辰野、箕輪、特に箕輪地区は私も箕輪にも視察で働きに行ったことがございますので、やっぱり非常に優秀な企業が多く存在しております。別にそこと張り合うわけではございませんが、これから技術連携とか業務提携なんていう話もでたときにやはりこういった近場で良い企業がたくさんありますのでこういった環境も決して否定してはいけないと考えております。辰野、箕輪、一大技術集積都市になるようなそんなような目標も持ってですね、今後進んでまいりたいなと思っております。以上です。

○根橋（11番）

ぜひそのような広い視野でナンバー1よりもオンリー1というふうに工業でも言われているようですけれども、そういった企業もたくさんおありですので、ぜひそういった形でリードしていただければと、でこの問題最後に実は中小企業基本法の改正を受けてご存知のとおりこの長野県も中小企業振興条例を作ったりしております。で、辰野町においても町商工会の方からこの基本条例制定の陳情も出てるかと思えますけれども、この条例制定についてはどんなふうに考えておられるかその点

だけちょっと簡単にご説明お願いします。

○産業振興課長

はい。私ども平成27年に町内企業対象にアンケート調査をしましたが、その実態を見てもですね、町内にいかに個人事業主が多いかですとかね、製造業が多いかまあ特に金属加工業が多いかってことが実態があぶりだされてまいりました。こうした現状の中で各経営者がですね、今後の事業活動をどのように考えているかってこういった設問もありましたけれども65%以上が現状維持を希望し、まあ今後のテーマとしましては情報発信の強化ですとか、新製品の研究開発、新事業分野への進出などが比較的高い割合を示しております。こうした意向を踏まえて考えますとですね、今ご指摘のとおり平成26年の6月27日に小規模企業振興基本法が施行されておりますけれども、中小企業基本法の基本理念であります、成長発展のみならず小規模企業の技術力やノウハウの向上、安定性や雇用の維持など事業の持続的発展を位置づけるものでございます。議員ご指摘のとおり小規模事業者は地域経済を支えるのみならず、地域コミュニティーを支える重要な役割を果たしていただいております。こうした中で多数を占める小規模企業が元気にならなければ町も元気になりません。つまり小規模事業者の活性化と地域の活力向上は言わば表裏一体のものだと考えております。こうした小規模企業振興基本法の理念を町の施策として活かしていくために条例の制定が必要となればですね、今後多方面からのご意見をいただきながらぜひ検討してまいりたいと考えております。以上です。

○根橋（11番）

ありがとうございます。この種の条例は単に条文つくったわけでは駄目でやっぱり魂が入らないと駄目だと思いますので、ぜひ今後は幅広い議論を踏まえて先ほどの議論が身のあるような形でそういう最終的な目標を目指していただければというふうに思います。

次に以上で1番終わりにしまして、選挙制度の見直しについてに移りたいと思います。今日、お忙しいところ選挙管理委員長さんにおいでいただいておりますので、

この問題についてお願いをしたいと思います。さて、去る10月22日に投開票で執行されました衆議院議員選挙及び町長選挙の投票率は当町は上伊那圏域では中川村について第2位でありまして72%、約72%でありました。この衆議院議員選挙で70%を超えたというのは久しぶりではないかと思えますけれども、今回は激戦であった町長選挙とのダブル選挙のために投票率が上昇したのではないかというふうに考えております。またこの期日前投票者が選挙の度に多くなってまいりまして、今回の選挙では期日前投票者がまあ過半数となるというような顕著な状況がでてまいりまして、ある意味画期的なことではなかったかというふうに思います。全国的に見ますとあらゆる選挙において投票率がまあ低下傾向ということは大きな問題になっておりまして、この選挙に有権者が参加しないということはこう突き詰めていきますと、少数者による多数者の支配という民主主義制度の根幹を揺るがす大きな問題であるというふうに考えております。例えば、例を申し上げますと首都圏等の首長選挙を見てますと投票率がだいたい高くは50%、だいたい40%ぐらいの大半でありまして、そうなりますと二人で争った場合でさえ、この4分の1足らずの支持者で首長が選任されるという結果が生まれてきてしまって、もう既に決まって、生まれているわけですね。こうしたことについて、この先進諸国においてこの日本はこの主権者教育というのが遅れているからではないかという説もあります。したがってその学校教育だとか社会教育で改めてこの主権者教育への取り組みの強化というのが求められているというふうに考えておりますけれども、同時にですね、選挙の選挙管理委員会としての取り組みも改めて重要になってきているというふうに考えるわけでありまして。したがって全国的には多くの自治体の選挙管理委員会では投票所の見直しなど抜本的な選挙制度改革のための取り組みを行っております。で、今回は当町選挙管理委員会としてできるのではないかという、選挙制度改革について以下質問してまいりたいと思います。最初に投票所の見直しであります。この町内の21の投票所はこのもう数十年来変わらない形で推移をしておりまして、今日の有権者の有権者人口あるいは地域の特性などを考えた場合ですね、もう見直しの時期に

きているというふうに考えるわけです。まず例えば投票所までの距離を見てみますと、このそれぞれの投票所においてもっとも遠い有権者方のご自宅から投票所までの距離というのは検討されたことがあるのかどうか、もしあるなら公表していただきたいと思えますけれども、私がおよそ概観するにですね、例えば第3投票所の役場の場合、南町のあの処理センター近くの赤渋地区からこの直線でこの測っても1.4キロだいたいあるんですね。あるいは第7投票所の平出コミセンの場合も旭町中学校付近からやるところの直線だけでも1.4キロあるんですね。したがってこの徒歩です、歩いてこう行くと当然1.5キロ以上あると思われるそういった投票所にですね、今年のような高齢者の方が雨の降る日にですね、歩いて投票所に行くというのはあまりにも酷な話ではないのでしょうか。まあこうしたことから多くの自治体ではねこの投票所の増設というのを検討しております。選挙管理委員会として投票所の増設についてどのように考えているか見解を伺います。

○選挙管理委員長

選挙管理委員の高木でございます。ただいまの根橋議員の投票所の見直しについてのお答えをしたいと思います。近年選挙制度が多様化し、また期日前投票や不在者投票の制度が広く一般に浸透しその利用度が毎回の選挙で増加し続けております。その度に選挙の管理執行事務はますます複雑になってきております。投票の権利は今議員のご指摘がありましたように、民主主義の基礎であり選挙人の投票の機会を広く確保することが極めて重要だと思います。辰野町において過去には有権者数、千人以上超える投票時について投票所を増やすことを検討して欲しいと国、県からの依頼がありました。地域の役員などと検討した結果不都合がなく現状のままでの結論に至った経過があります。平成15年に創設された期日前投票は利用する方が年々増加傾向にあります。今回の町長選挙は投票率が71.1%でありましたが、その内、期日前投票が30.1%となっています。町内で有権者が3千人を超える第3投票所宮木地区でございますが、投票者数2,118名内期日前投票に来た方は978名と約46%の方が期日前投票を利用しております。当日の投票者数も1,140人でありまし

た。当日の状況を来場者を長時間待たせるようなこともなかったと聞いております。また投票所までの距離はおおむね2キロ程度であり有権者の方からも投票所が遠いという声は聞いておりませんが、今後交通手段の確保が困難な方が増えることも予想されます。地域の意見を聞く機会を設けて検討してまいりたいというふうに思います。

#### ○根橋（11番）

ありがとうございます。ぜひこれにつきましては各区長さんあたり区の状態もあるかと思しますので、意見を聞いていただきたいと思うんですが、その次にその共通投票所の設置についても移りたいと思います。これについても平成28年に公職選挙法が改正をされまして駅やショッピングセンターなどに共通投票所で投票できるようになりました。で、これは指定された投票所以外でショッピングセンターなどで投票できるわけですから、非常に便利な制度ということでこれはもうテレビ等でも再三報道をされているかと思えます。で、これはもう明らかに投票率向上の1つの対策ではないかと思えますけれども、この共通投票所、まあ当町はまだないわけですが、この共通投票所の設置についての見解を伺います。

#### ○選挙管理委員長

ただいまの投票所の見直しについて、失礼、共通投票所の設置についてお答えいたします。ただいま議員の質問にもありましたように平成28年4月に共通投票所の設置を可能とする公職選挙法の改正が行われ昨年の参議院議員通常選挙から選挙当日既存の投票区毎の投票所とは別にいずれの投票区の選挙人も投票できる共通投票所を設置することが可能となりました。共通投票所は投票率を上げる取り組みのひとつでありまして、市町村選管の判断で駅や商業施設など人の集まりやすい場所に設置できる制度であります。平成29年衆議院選挙では北海道函館市、岩手県一関市、長野県高森町などでは2箇所、青森県平川市などでは1箇所設置されております。投票日に利便性の高い場所で投票できる共通投票所を設置することで投票率が伸びる可能性はあると思います。ただし1人が2票を投じる2重投票を防ぐためのオン

ラインシステムが必要になってきます。辰野町では期日前投票期間中に限り名簿照合をオンラインシステムでおわっておりますが、投票日当日は紙ベースで選挙人名簿をチェックをしております。共通投票所を設置するには2重投票を防ぐためオンラインシステムでの管理が不可欠となり共通投票所と既存の投票所を通信回線で結ぶ工事に多額の整備費と期間を要するため当面難しいのではないかと考えます。ちなみにオンラインシステムにかかる費用についてですが、全21投票所のうち10箇所新たに光ケーブルを新設する必要があります。光ケーブルは役場から該当の投票所にまで回線を結ぶ必要があり概算で1メートルあたり5,000円の工事費で約5億円程度の費用がかかります。かかると思われれます。投票所の統廃合の可能性や当日の投票者数を考慮すると費用対効果は小さいと思われれます。以上でございます。

#### ○根橋（11番）

ただいまのまあ答弁についてはちょっとあの5億つというのは私にも信じがたい数字です。まあいずれにしても先行している自治体もありますし、実態を調べて検討していただければというふうに思います。で、同時にその次のその期日前投票制度の運用改善ということにも移りたいと思いますが、先ほど来言ってますように、期日前投票制度というのはもう既に定着をするどころか、もうある意味選挙の主要な手段になってきているような状況かというふうに思います。で、こういった中でやっぱりこの期日前投票制度も結局、役場まで来なきゃいけない1箇所しか当町の場合ありませんので、そうすると非常にこれもあの遠隔地は不便でありわざわざここまでくること自体が大変ということなんですが、例えば塩尻市では既に4箇所の期日前投票所を設けてるわけですね。で、こういったことでそのこの期日前投票所の設置については、いやそんな何億円なんて規模じゃなくてできるんじゃないかなあと思うんですが、このへんについての見解を、増設についての見解を伺います。

#### ○選挙管理委員長

期日前投票制度の運用についてお答えいたします。辰野町の期日前投票所は辰野町役場の1箇所となっております。公職選挙法では期日前投票所を2箇所以上設け

ることができ全国的には複数の期日前投票所を設置している市町村もあります。期日前投票所を複数設置すれば利便性は向上し有権者の皆さんにとって投票しやすい環境になると思います。しかし共通投票所の設置と同様に2重投票を防ぐためのオンラインシステムの構築やそれなりの会場更には人員の確保などの課題があるため期日前投票所を増設することについては現状では無理かと思いますが、今後検討の課題にさせていただきたいというふうに思います。

#### ○根橋（11番）

この期日前投票所についてはね、例えば大きく分けて中央北部南部だとか数箇所でもいいと思ってるんですが、まあ既にその通信施設もあるところでやればいいことで、それは今のそう意味でやる気があるかないかということだけかと思います。そういった点では今後委員会でも検討していただいてですね、やはりいずれにしてもこれから辰野は高齢者の方が多くなるわけで、やっぱ高齢者の方々の投票行動をサポートするようなことを真剣に考えていただきたいと思います。で、4番目のこの立会人制度の見直しについて伺います。この投票立会人については投票所毎に2名以上5名以下ということになっているわけですが、現在は2名が原則でやってるかと思いますが。ただこれは前からもう言われてることなんですが、だいたい充て職でこの立会人を選任されて拘束が12時間以上ですか、なるというようなことで要するに交代できないかというような意見があるわけですね。これはもうお聞きになっていると思います。これはだから例えば1箇所4人を選任をいたしましてね、2名づつの交代とかそういう形でこの負担の軽減ということができないのかどうかお伺いします。

#### ○選挙管理委員長

投票立会人制度の見直しについてお答えいたします。投票立会人は各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任することとなっております。辰野町では現在3人の投票立会人を選任しておりますが、長時間の立会いとなるため議員ご指摘のとおり立会いを交代制に

する、また若い世代の方に選挙に関心を持っていただくということに対しても投票立会人を募集するなど次回選挙からこの件については対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○根橋（11番）

ありがとうございました。特に今触れましたけれども、区长あるいは全区長の充て職ではなく裁判員裁判のようにこの不特定っていかね選挙人名簿から任意の方をやはり選任していくという方法も検討すべきという意見もありますので、その辺も含めて委員会でご検討いただければと思います。

最後にその選挙公報の配布の見直しということについて質問いたします。で、この特に町長選挙、町議会議員選挙というのは告示日を含めて5日間しかないということで、このために有権者の皆さんにこの候補者ですね政策だとかを考えを1日でも早く知らせて投票していただくというのが非常に大事かと思うんですけれども今回の町長選挙に関して申し上げますと、その選挙公報というのがこの金曜日とかね土曜日あたりにこの配布された地域もあるのではないかとこのように私はみておりました。で、技術的に例えば火曜日が告示日ですので水曜日ということは困難にしても、木曜日あたりにはね配布されないと、さっき申し上げましたように期日前投票が一気に例えば告示日の翌日から一気にね出たというようなことになると、公報も見られない形で投票というね、そんな事態もあったなあと思うんですけど、この選挙公報のこの配布の現状についてどんなように考えているか、あるいは見直しを考えているのかお伺いいたします。

○総務課長

それでは私の方から選挙公報の配布の関係についてお答えをしていきたいと思えます。まず選挙公報につきましては議員もご承知のとおり公職選挙法の第170条の規定によりまして各世帯に選挙期日前、すみません、選挙の期日2日前までにまあ配布するものと規定をされております。今ご指摘がありました町長選挙5日間の町長選挙あるいは5日間の同じような町議会選挙におきましては選挙期間が短く公報

を作成するにもですね、基本的には非常に厳しい状態となっております。告示の日に原稿をいただきまして、その日のうちに印刷業者に出しますけれども仕上がりが翌日水曜日の午後というような状況でございます。私どもの方で仕分けをしまして区長さんあるいは常会長さん等々を通じて配っていただくのが早くて木曜日、遅ければさっき言いました2日前まででありますので金曜日ということになってまいります。もうその時点では期日前投票が始まっておりますので、選挙公報をみること、見れずに投票という形になってまいりますけれども、まず期日前投票につきましては例外規定でございまして、元々は投票日当日に選挙、投票に行かれない方に対する優遇と申しますか、そういった特例措置でございまして、選挙公報につきましてはあくまでも投票日当日の投票する方に対して配布されるものとなっております。しかしながら今や議員ご指摘のとおり、公職選挙法に関わることなく期日前投票であっても有権者の皆さん方に候補者の方の考え方ですか政策なんかを知っていただくことは大変大事だと思っておりますので、今後県の書記長会議等がございまして、そういった場面においてこういった意見を出しながらですね、変えられるものであれば変えていただくような意見を出していきたいというふうに考えております。

○根橋（11番）

分かりました。今もありませんでしたが、そういった中ではですね、いわゆる町のホームページから選挙管理委員会の方へアクセスをし、そこで候補者の立候補者のそういった選挙方法の内容を知ることができる、そういうことが可能なかどうかそういったことのちょっとまあちょっと知識がないのでわからないんですが、そこもちょっと含めてこの改善方法について何か具体的に考えることがあればお示しいただきたいと思っております。

○総務課長

はい。今議員が申しただいたですね、ホームページにつきましては総務省の方でも各市町村できる限り有権者に便宜を図る一員としてホームページですとか、

またあるいは違った方法で有権者に対し公報できるものがあれば対応しなさいという通達きとりますので、先ほどの投票立会人制度見直しとあわせてですね、次回の選挙からホームページには掲載をしていきたくというふうに考えております。

○根橋（11番）

いずれにいたしましても色々この時代が変わり、地域も変わり状況が変わってきとるわけですので、選挙管理委員会として、ぜひいろんな真摯なご検討をいただいて改善できるものは改善していただきたいことを要望しまして、3番目の学童クラブの施設整備について質問をしたいと思います。で、これにつきましては昨日の山寺議員からも質問がありましたので重複を避けまして中心点だけ質問をしてまいりたいと思います。これは昨日もありました議会といたしましても非常にこの問題を重視いたしまして、9月議会でも要望をし、それからこないだの議会報告会の中でもまあ色々ご意見をお聞きしたところでありまして、特にやはりここで一番まず申し上げたいのは昨日もありましたけれども西小が特に規模も大きく施設も一番劣悪というようなことでございます。で、昨日の答弁だとその30年にですね、年度に計画を策定して31年度実施に向けてまあ検討していくということなんですが、まずお聞きしたいのはその基本的にこの学童クラブのこの施設の現状をですね、これに対してこの30年度計画策定っていうんですが、どのような内容でそのこの施設整備の計画を作る考えなのかお伺いいたします。

○こども課長

根橋議員の西学童クラブについての質問にお答えします。昨日山寺議員の質問に答えましたとおり30年度の詳細設計に取り掛かるわけでございますけれども、その内容の検討につきましては、これからその組織を立ち上げまして各関係者知恵を絞りながら空き教室を利用するのか、あるいは新設で学童クラブを作っていくのかそこからの検討で、それに合わせた設計をと考えておりますのでまだ白紙の状態であります。以上です。

○教育長

はい。根橋議員の質問にお答えしますが、今こども課長の方でこれからの計画についてはそういう話はございました。教育委員会そういう道筋をもっとりますけれど、ただ西学童においては今日でも非常に厳しい状態の中で子どもを預かっているということ、これは昨日も話をさせていただいたわけですね、ですので、それまで何もしないってわけじゃなくてそれまでできる対応、じゃトイレが1つしかない、じゃ今の中で学校の施設もどうふうに導線をどうふうにして、それから実際に在校生と学童クラブとの児童とですね、どこで断ち切るかとかそのようなことはこれから具体的に学校と詰めて今の状態をそうは言いましてもね、1年は維持しなければならないわけですので、あの具体的な小規模な改善ですね、今できる改善はこれからはもやっといこうと考えているところでございます。補足させていただきました。

○根橋（11番）

いずれにいたしましても、この2点についてまあ指摘をさせていただきたいんですが、ひとつは今回分かったことは、そのこの学童クラブと言いますか、学童保育制度というのは文科省と厚労省の間の谷間の制度なんですねこれ。そいで学校、校長先生あたりと懇談しますと、これは無理もないんですが、学校としてはこの学童クラブというのは責任は持てないと、学校運営という中ではね、これはあくまで町教育委員会がやってもらわないと困る、全くそのとおりだと思います。で、同時に今度はじゃ町の教育委員会はどうかというと、どうしても学校との関係があるので施設利用だとか設備の関係いろいろあるので、学校現場も無視はできないが、かといって制度そのものが厚労省の制度でありますので、考え方が違うわけですよ。学校教育とは全然違う。で、これはある意味保育園の延長保育とまあこれ類似した制度になっているわけですので、そういう面ではこれみてますとそれで更に辰野の場合は3年前に初めていわゆる公設公営になったという経過があります。その前も公設民営、公設なのかまあ民営の時は上手くやっていただいたので、えらい行政の方は心配しなくてもよかったという状況だったと思うんですけど、こういう公設公営になってきた段階でノウハウはないわけですね、町側に。で、そういう意味では

これは手探りみたいな状況が感じられたし、一体これは誰が責任持つてるのっていうところがちょっと曖昧にみえたんですね。これはまあ学校長じゃないことは明白ですので教育委員会だろうと。で、教育委員会の実務責任ちゃ、こども課なんだろうと思いますけれども、どうもこうやって議論していくとやはりさっき言ったノウハウがないので、例えば保育園だとかそういう長い歴史の中のそういうものはどうも感じられない。だから一言でいうと管理責任というのは曖昧になってるんじゃないかと思っている人第一点です。その辺をだから非常にそういう意味では今後これについては私ども議会としても注視しなきゃいけないと思っているし、というのはあまりにも学童保育の数が多いということです。ほいでこれは町側との判断の中でこれから減っていくとかいう議論がでました。国自体はそういう見方しておりません。今後も子どもの数は減っても学童だとか延長保育の需要は増えるというふうにみてるわけですね。だからそういう意味では今後も当町としてもそんな簡単に減ってくなんて状況じゃなくて、やはり少なくとも現状維持ないしは増えるということを前提に物事を考えていただきたいということはまあ 1 点です。もう 2 点はこのさっき言ったように子ども達が 100 人を超える施設でトイレが男女 1 個ずつないのは、これはもう異常です。正常じゃないですよ。誰考えたって。これが放置されたってこと事態がやっぱり異常なんです。だからそういう意味では、仮設でもいいのでね、この冬を乗り切る形でのとにかくなんとかもう一対ぐらいはやってやらないと、あまりにも無慈悲なこのね、今の行政になってしまいますので、そういう緊急対策はやりながら仮設的なものはやりながら、さっき言われたように長期的なことも考え今後の管理の方向を考えながらよりよいやっぱり内容は今回ねテーマになってないので触れませんが、子ども達にとってなれ、子ども達にとって安心できる第二の家庭って言われているわけですが、あの学童クラブというのは、現状ではね、いろいろ議論があっても、だからそういう意味ではそういう子ども達の期待に答えられるようなこの施設整備をやっぱりやるのが町の務めと考えておりますので、ぜひそういう方向で、まず仮設的なことについてできないかということだけ回答いた

だきたいと思います。

○議 長

教育長、手短にお願いします。

○教育長

はい。今初めてそのご意見ね、貴重なご意見を頂戴しました。これは検討させていただきたいと思います。いずれにしても、学童クラブの子どもであっても町の大事な宝でございますので、教育委員会だけじゃなくて、実際支援に関わっている支援員の方、それから保護者代表、更には学校関係者とで作っております、学童クラブ運営委員会、このあたりで今のようなその管理責任の部分においてもね、話題がでてきておりますので、そこらへんも含めてこれからまた検討させていただきたいと思います。

○根橋（11番）

議会と町側の懇談の中でね言われたのは、気になるのは、やっぱり教育委員会としてはこの既存の予算の枠内での対応を考えておられるようなので非常に困難というふうに思わざるをえない。無理からぬことだと思います。それでそうではなくてですね、これはもう既存の枠内で無理ですので、今後はこの部分はね特別対応しても早急に対応を求めたいと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○町 長

はい。ただいまのやり取りを聞いてですね、やはりちょっと自分自身もまだ本当に申し訳ございませんがまだ現状を把握してございません。現状を把握したうえで直すべきところは直していきたいと思っております。

○根橋（11番）

以上で質問を終わります。いろいろ課題が残りましたが、それぞれのまた部門でのご検討をお願いして質問を終わります。

○議 長

以上で、一般質問は全部終了しました。よって本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

9. 散会の時期

12月12日 午後 3時 9分 散会